

## 古代インド言語科学へのいざない（2）

—パーニニ文典訳注（規則 1.2.1–1.3.93）—

キャット・アダム アルバー

catt.adam.7c@kyoto-u.ac.jp

川村悠人

ykawamura0619@gmail.com

キーワード：サンスクリット語 パーニニ 古代インドの文法学 印欧語 言語学史

### 要旨

本稿は、古代インドの文法家パーニニ（Pāṇini）が著した文典『八課集』（*Aṣṭādhyāyī*）の規則 1.2.1–1.3.93 に対して日本語訳注を施すものである。パーニニ文典全体に対する訳注を日本語で出版する計画が進行中であり、本稿はその第二弾にあたる。キャット・川村（2022）の続編である。現在用意が進んでいるこの訳注は、1. 文法規則で使用される単語の語形情報を簡略に示す語釈（gloss）および継起（*anuvṛtti*）する項目の提示、2. パーニニの文法規則の訳、3. 文法規則に対する略説、4. 文法規則の適用を例示する表現の提示と説明という四部分からなる。また、キャット・川村（2022）に対する補足として、継起する項目の情報を付記した規則集を付録として添える。本訳注は、これまで閉ざされてきたパーニニ文法の世界への入り口となり、またパーニニ文法を適切に扱うための便利な工具となることが期待される。

### 前稿（キャット・川村 2022）に対する付記

- Katre（1967）は鼻音化された指標辞としての母音を小文字の斜体で示しているが、本研究ノートではそれを大文字の立体で表す。
- 前稿では他規則から問題の規則に継起（*anuvṛtti*）する要素を提示しなかったが、本稿以降、規則に対する語釈の下にそれを提示する。その際、どの規則からどの要素が読み込まれるのかを示す。
- 前稿では文法規則に言及する際に数字のみを用いたが（例えば 1.1.1）、本稿以降、数字の前に「規則」を置く（例えば規則 1.1.1）。
- 前稿で扱った諸規則についていくつか説明を補足する。
  - a. 規則 1.1.3 は、代置の対象となる原要素が規則によって特定されていないときに働き、代置の対象を知らしめる役割を果たす（Cardona 1999: 121）。したがって、規則によって代置の対象が特定される場合には働かない。

b. 規則 1.1.5 は、指標辞 K や指標辞 Ñ を有する接辞が後続するときあらゆるグナ代置とヴリッディ代置を阻止するわけではない。この規則が働くのは規則 1.1.3 が適用される状況においてのみである。すなわち、代置の対象が特定されていないとき規則 1.1.3 が働き、それを iK に限定する。その iK に代置がなされようとするとき、もし後続する接辞が指標辞 K や指標辞 Ñ を有するならば、この代置操作は規則 1.1.5 により禁止されるのである。代置の対象が規則によって特定される場合には、仮に後続する接辞が指標辞 K や指標辞 Ñ を有するものであっても、当該の代置が規則 1.1.5 によって阻止されることはない (Cardona 1999: 121–122)。

c. 規則 1.1.14 における aÑ の指標辞 Ñ は注釈家たちが指標辞について言うところの「疑念を取り除くため」 (asandehārtha) という目的をもつ可能性はある。例えば当該規則も、Ñ が付されているからこそ、ā という要素が否定辞 an- を伴って主格形で提示されていることが理解されるが、それがなく anā とのみ提示されると、それが何を指すのか不明瞭となる可能性がある。また、Ñ が付されることで、他の意味をもつ小辞 ā と当該の aÑ の指示する ā が区別されることにもなる。注釈家たちはこの種の指標辞を「区別のためのもの」 (viśeṣaṅārtha) と呼ぶ。規則 1.1.14 の適用対象となる小辞 ā と、aÑ の言明によって適用対象からは除外される小辞 ā については Cardona (1997: 44) を見よ。

d. 規則 1.1.49 について 1 つ注意すべきは、パーニニ文典において属格形が常に代置関係を知らしめるわけではないことである。文脈によって属格語尾の意味合いが特定されず、多くの関係が属格語尾の意味として理解可能であるとき、それを代置関係に絞り込むのが解釈規則 1.1.49 の役割である。属格形が提示される規則のうち、その属格形が代置関係以外の関係を示す規則の例や、属格形を、代置関係を示すものと理解するかそれ以外の関係を示すものと理解するかを決める基準については、Cardona (1974: 307–312, §§3–5) を見よ。

e. 規則 1.1.66 についても、規則 1.1.49 の場合と同様に、パーニニ文典において所格語尾が常に「前」という場所を表わすわけではないことに注意したい。文脈から他の意味が期待される場合、規則 1.1.66 がその意味を妨げることはない。文脈上、所格形の意味が明らかでない場合、その意味を規則 1.1.66 が特定するのである。Cardona (1973: 218–221) や Cardona (1974: 313–314, §6.1) を見よ。

f. 規則 1.1.67 について「奪格形は文法規則内では「～の後で」という特定の意味で使用されることになる」と述べたが、つまりこれは、当該の奪格形を para や uttara という語と相関するものとして解するということである。para や uttara のように方向を表す語と共起する語が奪格形をとることは規則 2.3.29 によって規定されている。

g. 規則 1.1.69 において、aC (すべての母音を指示する短縮記号) ではなく aN (母音だけではなく半母音および h 音をも指示する短縮記号) が述べられているのは、半母音のうち r 音を除いた y, v, l を規定内容に含めるためである。aN と述べられているとは言え、規定内容に r 音と h 音は意図

されていない。規則訳で aÑ の訳語として「母音と半母音」としているのは、h 音が含まれないからである。またこの「半母音」という訳語によっては y, v, l の三音のみを理解されたい。少なくともこれが文法学伝統において受け入れられている解釈である (SK 14 [I.25]; BM on SK 14 [I.28])。Deshpande (1975: 135–149) も参照せよ。

【規則】

1.2.1 gāñkuṭādibhyo 'ñmin nit ||

/gāñ-kuṭ-ādi.ABL.PL a-Ñ-Ñ-it.NOM.SG Ñ-it.NOM.SG/

「語根 gāñ 『学習する』 および kuṭ 『曲がる』 等の語根の後に接辞が導入される場合、指標辞 Ñ または Ñ を有さないものであれば、その接辞は指標辞 Ñ を有するものとして扱われる。」

【略説】

これより一連の拡大規則 (atidesāsūtra) が規定される。拡大規則とは、何らかの仕方で文法規則の適用領域を拡大して、本来は適用できない環境下でも文法規則の適用を許すための規則である。当該規則の場合、指標辞 Ñ を有するものとしての性質を接辞に付与することにより、この性質を根拠として本来は適用されない文法規則の拡大適用を可能にしている。以下に示す第 1 の例では、接辞に与えられるこの性質によって規則 6.4.66 の適用が可能となっており、第 2 の例では、規則 1.1.5 の適用が可能となっている。

当該規則で述べられる gāñ は『動詞語基表』に gāñ gatau 「gāñ は進行を意味する」 (DhPI.998) という形で提示されている gāñ ではなく、iñ adhyayane 「iñ は学習を意味する」 (DhP II.37) という形で提示される動詞語根 iñ に対して gāñ という要素が代置されたもの (gāñ の代置は規則 2.4.49–51) として意図されている。当該規則で述べられる「kuṭ などの動詞語根」は『動詞語基表』に記載される一群の動詞語根を指示する (DhP VI.73–108)。

【例】

アオリスト adhyagīṣṭa 「学習した」は次のように派生される。まず、語根 iñ (DhP II.37: iñ adhyayane 「学習すること」) に語根 gāñ 「学習する」が任意に代置される (規則 2.4.50)。規則 6.4.66 によって、子音で始まりかつ指標辞 K または Ñ をもつアールダダートウカ接辞が後続する場合、語根 gā (gāñ) の -ā- に -i- が代置される。規則 1.2.1 に従ってアオリスト接辞 sīC は指標辞 Ñ をもつものとして扱われることになり、規則 6.4.66 が規定する代置操作が可能となる: adhy-a-gā-sīC-ta > adhy-a-gī-sīC-ta > adhyagīṣṭa。

不定詞 kuṭitum 「曲がること」は、接辞 tumuN によって派生されている。規則 1.2.1 に従ってこの接辞は指標辞 Ñ をもつものとして扱われることになる。それによって、語根の次末音に対するグナ代置 (\*koṭitum) が妨げられる (規則 7.3.86, 1.1.5)。一方、使役の形式である utkoṭayati 「上方に

曲げる」は、指標辞  $\dot{N}$  をもつ接辞  $\dot{N}iC$  によって派生されるので、規則 1.2.1 は適用されない。それゆえ、語根の次末音 ( $ku\dot{t}$  の  $-u-$ ) に対するグナ代置が適用されている (規則 7.3.86)。

**【規則】**

1.2.2  $vija\ i\dot{t}$  ||

$/vij.ABL.SG\ i\dot{T}.NOM.SG/$

[ $\dot{n}it$  1.2.1]

「語根  $vij$  『身震いする』の後に導入される場合、加音  $i\dot{T}$  を伴う接辞は指標辞  $\dot{N}$  を有するものとして扱われる。」

**【略説】**

規則 1.2.1 と同様に、接辞に特定の性質を付与することで特定の規則の適用を可能にする拡大規則である。加音  $i\dot{T}$  の  $\dot{T}$  という指標辞はこの加音が何らかの要素の初頭に付されることを示している (規則 1.1.46)。以下の例では、当該規則によって接辞に与えられる、指標辞  $\dot{N}$  をもつという性質を根拠として、規則 1.1.5 の適用が可能となっている。その結果、規則 7.3.86 によるグナ代置は妨げられることになる。

**【例】**

複合未来形 (3 人称単数)  $udvijitā$  「身震いするだろう」は、アールダダートウカ接辞  $tāsi$  の導入によって形成される (規則 3.3.15, 3.1.33)。この接辞には加音  $i\dot{T}$  が付加されるため (規則 7.2.35)、同接辞は規則 1.2.2 に従って指標辞  $\dot{N}$  をもつものとして扱われる。それによって、語根の次末音 ( $vij$  の  $-i-$ ) に対するグナ代置 ( $*udvejitā$ ) は妨げられる (規則 7.3.86, 1.1.5)。

**【規則】**

1.2.3  $vibhāṣorṃoḥ$  ||

$/vibhāṣā\ ūṛṇu.ABL.SG/$

[ $\dot{n}it$  1.2.1,  $i\dot{t}$  1.2.2]

「語根  $ūṛṇu$  『覆う』の後に導入される場合、加音  $i\dot{T}$  を伴う接辞は任意に指標辞  $\dot{N}$  を有するものとして扱われる。」

**【略説】**

上記の規則と同様、接辞に何らかの性質をもたせることで特定の規則の適用を可能にする拡大規則である。加音  $i\dot{T}$  については規則 1.2.2 に対する略説部で説明した。当該規則によって接辞が  $\dot{N}$  を指標辞とするものと見なされる場合、そのような性質を根拠として規則 1.1.5 が適用可能となる。

【例】

複合未来形 (3 人称単数) *pr̥m̥v̥itā* ~ *pr̥m̥v̥itā* 「覆うだろう」は、アールダダートウカ接辞 *tās̥j* の導入によって形成される (規則 3.3.15, 3.1.33)。この接辞には加音 *iṭ* が付加されるため (規則 7.2.35)、同接辞は規則 1.2.3 に従って任意に指標辞 *Ṇ* をもつものとして扱われることになる。指標辞 *Ṇ* をもつものとして扱われる場合、*pra-ūṃu-* の *-u-* に対するグナ代置が妨げられ (規則 1.1.5)、*pr̥m̥v̥itā* (*-u-* > *-uv-* 規則 6.4.77) が派生される。一方、指標辞 *Ṇ* をもつものとは見なされない場合、*ūṃu-* の *-u-* に対するグナ代置が行われ (*-u-* > *-o-* 規則 7.3.84, *-o-* > *-av-* 規則 6.1.78)、*pr̥m̥v̥itā* が派生される。

【規則】

1.2.4 *sārvadhātukam apit* ||

/sārvadhātuka.NOM.SG a-P-it.NOM.SG/

[ñit 1.2.1]

「サールヴァダートウカ接辞は、指標辞 *P* を有さなければ、指標辞 *Ṇ* を有するものとして扱われる。」

【略説】

上記の規則と同様、接辞に何らかの性質をもたせることで特定の規則の適用を可能にする拡大規則である。以下の例では、指標辞 *Ṇ* を有するものであるという接辞の性質を根拠として、規則 6.4.110 の適用が可能となっている。

規則 3.1.91 の支配下規則によって動詞語根の後に導入が規定されている接辞のうち、動詞語尾のすべて (*tiṆ*) と *ś* を指標辞として有する接辞は *〈sārvadhātuka* サールヴァダートウカ〉 (「全動詞接辞」) と呼ばれ (規則 3.4.113)、それ以外の接辞は *〈ārdhadhātuka* アールダダートウカ〉 (「半動詞接辞」) と呼ばれる (規則 3.4.114)。動詞語根の後に導入が規定される接辞の中には、両者いずれの名称も適用されない接辞も存在する (川村 2021: 57-58)。なお、動詞語尾を例にとれば、指標辞 *P* を有するのは *-miP* (1 人称単数)、*-siP* (2 人称単数)、*-tiP* (3 人称単数) の 3 つであり、これらの接辞には当該規則は適用されない。

【例】

*kurutaḥ* 「2 人は〔何かを〕する」は語根 *kṛ* 「する」+接辞 *-u-* (規則 3.1.79) + 3 人称双数語尾 *-tas* で形成される第 8 類現在形である。*-tas* は指標辞 *P* をもたないサールヴァダートウカ接辞であるので、規則 1.2.4 によって *Ṇ* をもつものとして振る舞う。その結果、規則 6.4.110 によって語根母音に *-u-* が代置されることになる：*kṛ-u-tas* > *kar-u-tas* (規則 7.3.84) > *kur-u-tas* (規則 6.4.110) > *kurutaḥ*。

## 【規則】

1.2.5 *asamyogāl liṭ kit* ||

/a-samyoga.ABL.SG IIṬ.NOM.SG K-it.NOM.SG/

## [apit 1.2.4]

「IIṬ 接辞（完了接辞）は、指標辞 P を有さなければ、指標辞 K を有するものとして扱われる、結合子音で終わる語根の後に導入される場合を除いて。」

## 【略説】

上記の規則と同様、接辞に何らかの性質をもたせることで特定の規則の適用を可能にする拡大規則である。以下の例では、指標辞 K を有するものであるという接辞の性質を根拠として、規則 1.1.5 の適用が可能となっている。

パーニニ文典では、それぞれの定動詞形を派生させる最初の段階に導入される接辞として 10 種の I 接辞 (*lakāra* 「1 音」) が設定されている。これら I 接辞は派生の段階で特定の動詞語尾に置き換えられるため、実際の定動詞形には現れてこない。当該規則で述べられる IIṬ は完了形 (*perfect*) を派生させるとき最初に導入される接辞である。IIṬ の中間にある *i* 音は他の I 接辞と区別するための弁別的要素であり、最後の Ṭ は指標辞である。指標辞 Ṭ は、中動態 (*middle*) の完了形の場合、最終母音から始まる要素 (パーニニ文法で 〈*i* 韻〉と呼ばれる要素 [規則 1.1.64]) がすべて *e* に置き換えられることを示している (規則 3.4.79)。

能動の完了形の場合、IIṬ 接辞にはまず通常の能動の動詞語尾が代置され、次の段階でそれらはすべて完了形専用の語尾に置き換えられる (規則 3.4.82)。それら完了形専用の語尾のうち、指標辞 P を有する能動の動詞語尾 *-miP* (1 人称単数)、*-siP* (2 人称単数)、*-tiP* (3 人称単数) に置き換えられる語尾 *-ṆaL*, *-thaL*, *-ṆaL* は、代置要素がもつ特性として、元々の「IIṬ 接辞であること」という性質と、この IIṬ 接辞に代置される *-miP*, *-siP*, *-tiP* が有する「指標辞 P を有するものであること」という性質を受け継いでいる。それゆえ、これら *-ṆaL*, *-thaL*, *-ṆaL* は「指標辞 P を有する IIṬ 接辞」と言いうるものであり、指標辞 P を有さない能動の動詞語尾に代置される完了専用語尾 *-va* (1 人称双数)、*-ma* (1 人称複数)、*-athus* (2 人称双数)、*-a* (2 人称複数)、*-atus* (3 人称双数)、*-us* (3 人称複数) は「指標辞 P を有さない IIṬ 接辞」と言いうるものである。当該規則は、これら後者の接辞群が一定の条件下で指標辞 K を有するものとして扱われることを規定している。

## 【例】

完了形 *bibhidatuḥ* 「2 人は〔何かを〕割った」は、結合子音で終わらない語根 *bhid* 「割る」+ 3 人称双数語尾 *-atus* で形成される。*-atus* は IIṬ 接辞に代置される接辞であり (規則 3.4.82)、かつ指標辞 P をもつものではない。それゆえ、規則 1.2.5 によって、この接辞は指標辞 K をもつものとして扱われることになる。その結果、語根母音に対するグナ代置 (*\*bibhedatuḥ*) が妨げられる (規則



7.3.86, 1.1.5)。一方、*sraṃs*「崩壊する」のような、結合子音で終わる語根の場合、それに後続する *IT* 接辞に規則 1.2.5 は適用されない。その結果、指標辞 *K* を条件とする規則 6.4.24 (*sraṃs-* → *sras-*) も適用されず、最終的に完了形 *sasraṃse*「崩壊した」などが派生される (規則 3.4.81)。

【規則】

1.2.6 *indhībhavati* *ca* ||

/indhī-bhavati.ABL.DU ca/

[liṭ kit 1.2.5]

「語根 *indh*『火をつける』および *bhū*『なる、生ずる』の後に導入される場合にも、*IT* 接辞 (完了接辞) は指標辞 *K* を有するものとして扱われる。」

【略説】

上記の規則と同様、接辞に何らかの性質をもたせることで特定の規則の適用を可能にする拡大規則である。以下の例では、指標辞 *K* を有するものであるという接辞の性質を根拠として、規則 6.4.24 と規則 1.1.5 の適用が可能となっている。

当該規則において語根 *indh* は *indhī* という形で言及されている。『動詞語基表』で当該の語根は *ñindhī* という形で提示されているから (DhP VII.11)、*indhī* は『動詞語基表』の形をそのまま出したものではない。*indh* に付されている *-i* (*iK*) は動詞語根そのものを提示するために付加されるものである (vt. 2 on A 3.3.108)。このような *i* 音は語根そのものの提示のために必ずしも付加される必要のないものであるが、当該の場合、子音間の連声を防ぐために、あるいは発音を容易にするために付されていると考えられる。まず、もしこの *i* がなければ、*-ndhbh-* が連声を起こして *-ndbh-* となり、規則で意図されている語根 *indh* の形が見えなくなって語根 *ind* と勘違いされる恐れがある。また、この *-ndbh-* という子音連続が生まれると、発音が困難にもなる。

規則中で語根 *bhū* は *bhavati* という形で言及されている。この *bhavati* は *bhū* の後に接辞 *ṢtiP* が導入されて形成された形であり、上の *i* と同じく動詞語根そのものを提示するために付加されるものである (vt. 2 on A 3.3.108)。*iK* も *ṢtiP* も接辞 (*pratyaya*) である (MBh on vt. 2 to A 3.3.108 [II.154.19])。

当該規則 1.2.6 の目的は、1. *indh* という結合子音で終わる語根の後に導入される場合でも、完了接辞を、指標辞 *K* を有するものと見なせるようにすること、そして 2. 語根 *bhū* の後に導入される場合、完了接辞に置き換えられる動詞語尾が指標辞 *P* を有するものであったとしても、それを、指標辞 *K* を有するものと見なせるようにすること、である (MBh on A 1.2.6 [I.194.18])。いずれも直前の規則 1.2.5 の規定に対する例外である。

【例】

*sám īdhe dasyuhántamam*「最も優れたダスユ殺しであるあなた (火神アグニ) を、彼が点火した」

(RV 6.16.15b) における *īdhe* (完了形、3人称単数) は、語根 *indh* 「火をつける」 + *IT* 接辞に由来する3人称単数語尾 *-eŚ* (< *-ta* < *IT* 規則 3.4.81, 3.4.78, 3.2.115) で派生される。規則 1.2.6 によって接辞 *-eŚ* は *K* をもつものとして振る舞う。その結果、*indh* における *-n-* のゼロ化を規定する規則 6.4.24 が適用される: *indh-eŚ* > *iŃdh-eŚ* > *īdhe* (規則 6.1.8, 7.4.60, 6.1.101)。

完了形 *babhūva* は、語根 *bhū* 「なる、生ずる」 + *IT* 接辞に由来する3人称単数語尾 *-NāL* (< *-tūP* < *IT* 規則 3.4.82, 3.4.78, 3.2.115) で派生される。*IT* 接辞に代置される語尾 *-tūP* は指標辞 *P* を有するので規則 1.2.5 の適用条件を満たさず、同規則によってそれが指標辞 *K* を有するものとして扱われることはない。一方、規則 1.2.5 の次に規定される規則 1.2.6 によって当該の *-tūP* は指標辞 *K* を有するものとして扱われるので、正しい形式である *babhūva* が派生可能となる。すなわち、規則 7.3.84 によるグナ代置が適用されて *\*babhava* となることはない (規則 1.1.5)。

### 【規則】

1.2.7 *mṛḍamṛḍagudhakuṣakliśavadavasah ktvā* ||

/mṛḍa-mṛḍa-gudha-kuṣa-kliśa-vada-vas.ABL.SG Ktvā.NOM.SG/

[kit 1.2.5]

「語根 *mṛḍ* 『容赦する』、*mṛḍ* 『押しつぶす』、*gudh* 『覆う、怒る』、*kuṣ* 『引き裂く』、*kliś* 『苦しめる』、*vad* 『音／声を出す、議論する』および *vas* 『夜を明かす、泊まる』の後に導入される場合、接辞 *Ktvā* は指標辞 *K* を有するものとして扱われる。」

### 【略説】

上記の規則と同様、接辞に何らかの性質をもたせることで特定の規則の適用を可能にする拡大規則である。以下の例では、指標辞 *K* を有するものであるという接辞の性質を根拠として、規則 1.1.5 の適用が可能となっている。規則で提示される *Ktvā* 接辞は絶対分詞 (*gerund*) を派生させるものである。この接辞にはすでに指標辞 *K* が付いている。しかし、加音 *iT* を付加された接辞 *Ktvā* は規則 1.2.18 によって指標辞 *K* を有するものとは見なされなくなる。当該規則 1.2.7 はそのような *Ktvā* であっても、ここに挙げられる特定の動詞語根の後に導入される場合には、指標辞 *K* を有するものとして扱われることを保証している。

規則中で語根 *mṛḍ* から語根 *vad* は *a* 音を付された形で提示されている。Katre (1987: 32) はこれらの *a* 音を指標辞 *A* と理解している。つまり、これら *mṛḍa-* から *-vada-* までの形を、『動詞語基表』の形がそのまま引かれたものとして解しているようである (DhP VI.38, IX.43, IX.44, IV.13, IX.45, IX.46, IV.52, I.1058)。ただしこの解釈の場合、*a* 音を付されていない最後の *vas* だけが『動詞語基表』の形と対応していないという不統一が起こる (DhP I.1054: *vasÁ nivāse*)。パーニニ文典では、先の規則 1.2.6 で見た *iK* 接辞や *ŚtūP* 接辞に加えて、子音間の連声を防ぐべく、あるいは発音を容易にするために、*a* 音が付された形で動詞語根が列挙されることがある (Roodbergen 2008: 1)。規則



1.1.20 における dāP のように、動詞語根の特定のためにパーニニが指標辞を付す形で動詞語根を指示する場合も確かにあるが、当該規則 1.2.7 の a 音については、それが指標辞なのか発音用のものなのかを見定めることは困難である<sup>1</sup>。本訳注では、パーニニの意図が明瞭に読み取れる場合を除いて、動詞語根に付される a 音などは発音用のものと解する。次に、なぜパーニニはある時には iK 接辞、ある時には ŚtūP 接辞、そしてある時には a 音を付した形で動詞語根を提示しているのかという問題が生ずるが、これについても十分な回答を与えることは難しい。

本訳注では語根に付されている i 音や a 音には語釈の中で下線を引いている。

【例】

上記の語根から派生される mṛḍitvā, mṛḍitvā, gudhitvā, kuṣitvā, kliśitvā, uditvā, uṣitvā は、加音 iṬ を付加された絶対分詞接辞 Ktvā で形成される。加音 iṬ を付加された接辞 Ktvā は規則 1.2.18 によって指標辞 K を有するものとして扱われないことになり、そのままでは語根母音に対するグナ代置が適用されて \*mṛḍitvā などの語形が派生されてしまう (規則 7.3.86)。一方、加音 iṬ を付加された接辞 Ktvā は当該規則 1.2.7 によって K を有するものとして扱われることが可能となり、語根母音に対するグナ代置は妨げられる (規則 1.1.5)。また、規則 1.2.26 の規定により、gudhitvā, kuṣitvā, kliśitvā に加えて、グナ代置が行われた \*godhitvā, \*koṣitvā, \*kleśitvā も派生可能となるが (規則 7.3.86)、これらの形式も同じく規則 1.2.7 の働きによって妨げられる (規則 1.1.5)。

【規則】

1.2.8 rudavidamuṣagrahisvapipracchaḥ saṃś ca ||

/rudā-vidā-muṣa-grahī-svapi-pracch.ABL.SG saN.NOM.SG ca/

[kit 1.2.5, ktvā 1.2.7]

「語根 rud『泣く』、vid『見出す、知る』、muṣ『奪う』、grah『つかむ、捕える』、svap『眠る』および pracch『尋ねる』の後に導入される場合、接辞 Ktvā に加えて接辞 saN も指標辞 K を有するものとして扱われる。」

<sup>1</sup> 当該場合、列挙される動詞語根の中には例えば kliś のように『動詞語基表』の二箇所で提示される動詞語根がある。片方は指標辞 A を伴う形で (DhP IV.52: kliśA upatāpe)、もう片方は指標辞 Ū を伴う形で (DhP IX.50: kliśŪ vibādthane) 提示されている。パーニニはこれらのうち、前者のみが当該規則の適用対象であることを示すために規則中で語根 kliś に指標辞 A を付し、すなわち DhP IV.52 に従う形で kliś を提示し、それに合わせて他の動詞語根にも同じ指標辞 A を付した、すなわち『動詞語基表』に従う形でそれら動詞語根を提示した。このように考えることも可能ではあるが、最後の語根 vas のみ指標辞 A が付されていない、すなわち『動詞語基表』に従う形で提示されていないという不統一は解消されない。またそもそも、パーニニが見ていた『動詞語基表』と現在われわれが手にしている『動詞語基表』の中身が同じである保証もない。それゆえ、パーニニが見ていた『動詞語基表』にも二種の語根 kliś が挙げられていたかどうかも定かではない。

## 【略説】

上記の規則と同様、接辞に何らかの性質をもたせることで特定の規則の適用を可能にする拡大規則である。以下の例では、指標辞 K を有するものであるという接辞の性質を根拠として、規則 1.1.5 や規則 6.1.15–16 の適用が可能となっている。

当該規則で述べられる saN は意欲活用語幹を形成するための接辞である。同接辞に付されている指標辞 N は、この接辞で形成される語の第一音節が高アクセントをとることを示す（規則 6.1.197）。

当該規則において動词语根は a 音や i 音を付された形で提示されている。これらの a 音や i 音については規則 1.2.6–7 に対する略説部を見よ。

## 【例】

上記の語根に絶対分詞接辞 Ktvā または意欲形接辞 saN を付与して派生された形式は次の通りである：ruditvā, rurudiṣati; viditvā, vividiṣati; muṣitvā, mumuṣiṣati; grhītva, jighṛkṣati; suptvā, suṣupsati; pṛṣtvā, piprcchiṣati。接辞 Ktvā および saN は、これらの語根の後に導入される場合、規則 1.2.8 によって指標辞 K を有するものとして扱われることが可能となる（Ktvā はもともと指標辞 K を有しているが、それに加音 iT が付与される場合、指標辞 K を有するものとは見なされなくなる [規則 1.2.18]）。その結果、語根母音に対するグナ代置（\*roditvā, \*ruodiṣati など）を妨げることができ（規則 7.3.86, 1.1.5）、また grah, svap, pracch に対して〈samprasāraṇa 引き伸ばし〉を適用することができるようになる（規則 6.1.15–16）。さらに、規則 1.2.26 の規定により、ruditvā, viditvā, muṣitvā などに加えて、グナ代置が行われた \*roditvā, \*veditvā, \*moṣitvā など派生可能となるが（規則 7.3.86）、これらの形式は同じく規則 1.2.8 によって妨げられる（規則 1.1.5）。

## 【規則】

1.2.9 iko jhal ||

/iK.ABL.SG jhaL.NOM.SG/

[kit 1.2.5, san 1.2.8]

「iK (i, u, ṛ, ḷ) で終わる語根の後に導入される場合、阻害音で始まる接辞 saN は指標辞 K を有するものとして扱われる。」

## 【略説】

上記の規則と同様、接辞に何らかの性質をもたせることで特定の規則の適用を可能にする拡大規則である。以下の例では、指標辞 K を有するものであるという接辞の性質を根拠として、規則 1.1.5 の適用が可能となっている。

規則中の jhaL (阻害音) は短縮記号 (pratyāhāra) であり、『音素表』の jh ([8]) から L ([14])

までに含まれるすべての音を指示する（『音素表』についてはキャット・川村 2022: e176-178）。接辞 saN は阻害音の 1 つである s 音で始まるものである。そのような saN に対して「阻害音で始まる」という条件をつけるのは、加音 iṭ が付されている接辞 saN (i-saN) を当該規則の適用対象から外すためである。一般的に、加音は付される要素と別の要素とは見なされず、付される要素の一部となる（Roodbergen 2008: 75）。したがって、加音 iṭ が付された接辞 saN は「i 音で始まる接辞 saN」であり「阻害音で始まる接辞 saN」ではなくなる。それゆえ、当該規則 1.2.9 の適用対象からは外れるため、加音 iṭ が付された接辞 saN は指標辞 K を有するものとは見なされない。その結果、規則 1.1.5 に妨げられることなくグナ代置が起こり、望ましい語形が派生する（例えば *śisayīṣate*）。

【例】

*ciçīṣati, tuṣṭūṣati, cikīṣati* は iK (i, u, ṛ, ḷ) で終わる語根 *ci* 「集める」、*stu* 「称える」、*kṛ* 「する」+意欲形接辞 saN で形成される。規則 1.2.9 によって、これらの語根に後続する接辞 saN は指標辞 K を有するものとして扱われ、その結果グナ代置（\**ciceṣati, \*tuṣṭoṣati, \*cikirṣati*）が妨げられる（規則 7.3.84, 1.1.5）。

【規則】

1.2.10 *halantāc ca* ||

/haL-anta.ABL.SG ca/

[kit 1.2.5, san 1.2.8, iko jhal 1.2.9]

「iK (i, u, ṛ, ḷ) を含み、かつ子音で終わる語根の後に導入される場合にも、阻害音で始まる接辞 saN は指標辞 K を有するものとして扱われる。」

【略説】

上記の規則と同様、接辞に何らかの性質をもたせることで特定の規則の適用を可能にする拡大規則である。以下の例では、指標辞 K を有するものであるという接辞の性質を根拠として、規則 1.1.5 の適用が可能となっている。「阻害音で始まる」という条件設定の目的については規則 1.2.9 に対する略説部と例を見よ。

【例】

*bibhīṣati, bubhūṣate* は母音 iK (i, u, ṛ, ḷ) を含み、かつ子音で終わる語根 *bhid* 「割る」、*budh* 「目を覚ます」+意欲形接辞 saN で形成される。規則 1.2.10 によって、これらの語根に後続する接辞 saN は指標辞 K を有するものとして扱われ、その結果グナ代置（\**bibhēṣati, \*bubhōṣate*）が妨げられる（規則 7.3.86, 1.1.5）。

## 【規則】

1.2.11 liṅsicāv ātmanepadeṣu ||

/lɪŋ-siC.NOM.DU ātmanepada.LOC.PL/

[kit 1.2.5, iko jhal 1.2.9, halantāt 1.2.10]

「iK (i, u, r, l) を含み、かつ子音で終わる語根の後に導入されるとき、阻害音で始まる IIṅ 接辞（希求法・祈願法接辞）およびアオリスト接辞 siC は指標辞 K を有するものとして扱われる、アートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が後続する場合において。」

## 【略説】

上記の規則と同様、接辞に何らかの性質をもたせることで特定の規則の適用を可能にする拡大規則である。以下の例では、指標辞 K を有するものであるという接辞の性質を根拠として、規則 1.1.5 の適用が可能となっている。

アートマネーパダ語尾とは、1音（これについては規則 1.2.5 に対する略説部を見よ）に代置される動詞語尾のうち（規則 3.4.78）、中動態の語形に現れる語尾のことであり、taṅ という短縮記号をもって表されるものである（規則 1.4.100）。規則中の「IIṅ 接辞」によって意図されているのは、これら中動態の動詞語尾である。これら動詞語尾は IIṅ 接辞の代置要素として「IIṅ 接辞であるという性質」を受け継ぐ。siC はアオリスト形の派生の際に導入される CII 接辞（規則 3.1.43）の代置要素であり、代置要素として CII 接辞がもつ接辞性を受け継ぐ。当該規則は阻害音で始まる siC にのみ適用され、加音 iT をとる siC には適用されない。この点については規則 1.2.9 に対する略説部と例を参照せよ。

## 【例】

bhṛtsiṣṭa, bhṛtsiṣṭa（祈願法中動 3 人称単数）は母音 iK (i, u, r, l) を含み、かつ子音で終わる語根 bhid 「割る」、budh 「目を覚ます」+ 阻害音で始まる IIṅ 接辞 (IIṅ > -sīyũT̄-sũT̄-ta 規則 3.4.78, 102, 107 > -siṣṭa) で形成される。また、同じ語根から abhitta, abuddha（アオリスト中動 3 人称単数）がアオリスト接辞 siC (> Ø 規則 8.2.26) で形成される。規則 1.2.11 によって、これらの語根に後続する IIṅ 接辞や siC 接辞は指標辞 K を有するものとして扱われ、その結果グナ代置 (\*bhṛtsiṣṭa, \*abhṛta など) が妨げられる（規則 7.3.86, 1.1.5）。

## 【規則】

1.2.12 uś ca ||

/ɽ.ABL.SG ca/

[kit 1.2.5, jhal 1.2.9, liṅsicāv ātmanepadeṣu 1.2.11]

「また、母音 r で終わる語根の後に導入されるときにも、阻害音で始まる IIṅ 接辞（希求法・祈願

法接辞) およびアオリスト接辞  $siC$  は指標辞  $K$  を有するものとして扱われる、アートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が後続する場合において。」

【略説】

上記の規則と同様、接辞に何らかの性質をもたせることで特定の規則の適用を可能にする拡大規則である。以下の例では、指標辞  $K$  を有するものであるという接辞の性質を根拠として、規則 1.1.5 の適用が可能となっている。

当該規則は阻害音で始まる  $siC$  にのみ適用され、加音  $i\bar{T}$  をとる  $siC$  には適用されない。この点については規則 1.2.9 に対する略説部と例を参照せよ。

【例】

$k\bar{s}\bar{s}\bar{i}\bar{s}\bar{t}\bar{a}$  (祈願法中動 3 人称単数) は母音  $\bar{r}$  で終わる語根  $k\bar{r}$  「する」 + 阻害音で始まる  $II\bar{N}$  接辞 ( $II\bar{N}$  >  $-s\bar{i}y\bar{u}\bar{T}-s\bar{u}\bar{T}-ta$  規則 3.4.78, 102, 107 >  $-s\bar{i}\bar{s}\bar{t}\bar{a}$ ) で形成される。また、同じ語根から  $ak\bar{r}ta$  (アオリスト中動 3 人称単数) がアオリスト接辞  $siC$  (>  $\emptyset$  規則 8.2.27) で形成される。規則 1.2.12 によって、この語根に後続する  $II\bar{N}$  接辞や  $siC$  接辞は指標辞  $K$  を有するものとして扱われ、その結果グナ置 ( $*k\bar{a}r\bar{s}\bar{i}\bar{s}\bar{t}\bar{a}$ ,  $*ak\bar{a}rta$ ) が妨げられる (規則 7.3.84, 1.1.5)。

【規則】

1.2.13  $v\bar{a}$   $gamah$  ||

/vā gam.ABL.SG/

[kit 1.2.5, jhal 1.2.9, liṅsicāv ātmanepadeṣu 1.2.11]

「語根  $gam$  『行く』の後に導入されるとき、阻害音で始まる  $II\bar{N}$  接辞 (希求法・祈願法接辞) およびアオリスト接辞  $siC$  は任意に指標辞  $K$  を有するものとして扱われる、アートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が後続する場合において。」

【略説】

上記の規則と同様、接辞に何らかの性質をもたせることで特定の規則の適用を可能にする拡大規則である。以下の例では、指標辞  $K$  を有するものであるという接辞の性質を根拠として、規則 6.4.37 の適用が可能となっている。

当該規則は阻害音で始まる  $siC$  にのみ適用され、加音  $i\bar{T}$  をとる  $siC$  には適用されない。この点については規則 1.2.9 に対する略説部と例を参照せよ。

【例】

語根  $gam$  「行く」は動詞前接辞  $sam$  と共起する場合、規則 1.3.29 によってアートマネーパダ語尾をとる。このとき、規則 1.2.13 に従って阻害音で始まる  $II\bar{N}$  接辞およびアオリスト接辞  $siC$  は任意に指標辞  $K$  を有するものとして扱われ、 $sam\bar{g}am\bar{s}\bar{i}\bar{s}\bar{t}\bar{a}$  あるいは  $sam\bar{g}asi\bar{s}\bar{t}\bar{a}$  (祈願法中動 3 人称単数)、

また *samagaṃsta* あるいは *samagata* (アオリスト中動 3 人称単数、後者はさらに *siC* > Ø [規則 8.2.27]) のいずれもが派生可能となる。つまり、*IN̄N* 接辞およびアオリスト接辞 *siC* を、指標辞 *K* を有するものと見なすことによって、語根の鼻音のゼロ化 (*gam-* > *gaØ-*) を規定する規則 6.4.37 が適用できるようになる (*samgasīṣṭa*, *samagata*)。

## 【規則】

1.2.14 *hanaḥ sic* ||

/han.ABL.SG *siC*.NOM.SG/

[kit 1.2.5, *ātmanepadeṣu* 1.2.11]

「語根 *han* 『殺す』の後に導入されるとき、アオリスト接辞 *siC* は指標辞 *K* を有するものとして扱われる、アートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が後続する場合において。」

## 【略説】

上記の規則と同様、接辞に何らかの性質をもたせることで特定の規則の適用を可能にする拡大規則である。以下の例では、指標辞 *K* を有するものであるという接辞の性質を根拠として、規則 6.4.37 の適用が可能となっている。

## 【例】

*āhata* (アオリスト中動 3 人称単数) はアオリスト接辞 *siC* (> Ø 規則 8.2.27) で派生される。規則 1.2.14 によってこの接辞が指標辞 *K* を有するものと見なされることで、語根の鼻音のゼロ化 (*han-* > *haØ-*) を規定する規則 6.4.37 が適用可能となる。

## 【規則】

1.2.15 *yamo gandhane* ||

/yam.ABL.SG *gandhana*.LOC.SG/

[kit 1.2.5, *ātmanepadeṣu* 1.2.11, *sic* 1.2.14]

「『匂わせること、暗示すること、欠点を暴くこと』を意味する場合の語根 *yam* 『持つ、引き止める』の後に導入されるとき、アオリスト接辞 *siC* は指標辞 *K* を有するものとして扱われる、アートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が後続する場合において。」

## 【略説】

上記の規則と同様、接辞に何らかの性質をもたせることで特定の規則の適用を可能にする拡大規則である。以下の例では、指標辞 *K* を有するものであるという接辞の性質を根拠として、規則 6.4.37 の適用が可能となっている。

『カーシカー注解』によると、当該規則の *gandhana* という語の意味は「暗示すること」 (*sūcana*)



であり、「隠されている欠点を暴くこと」(pracchādyamānasyāvadyasyāviṣkaraṇa)である(KV on A 1.2.15 [I.35])。ここで言われている *gandhana* 「暗示すること」の意味は、*gandha* 「匂い」との関連から「匂わせること＝暗示すること」というふうに展開したと考えることができる。このような意味を語根 *yam* が担うとき、それに後続する *siC* 接辞は当該規則の適用対象となる。

【例】

語根 *yam* 「持つ、引き止める」は動詞前接辞 *aN* と共起する場合、規則 1.3.28 によってアートマネーパダ語尾をとる。「〔誰かが隠そうとしていたことを〕暴いた／公にした」のような意味を表している *udāyata* (アオリスト中動3人称単数) はアオリスト接辞 *siC* (>Ø規則 8.2.27) で派生される。規則 1.2.15 によってこの接辞が指標辞 *K* を有するものと見なされることで、語根の鼻音のゼロ化 (*yam-* > *yaØ-*) を規定する規則 6.4.37 が適用可能となる。一方、例えば *udāyaṃsta kūpād udakam* 「井戸から水を引き揚げた」の場合、*yam* は「匂わせること、暗示すること、暴くこと」などの意味をもたず、その結果、規則 1.2.15 の適用を受けていない *udāyaṃsta* という形式が派生される。

【規則】

1.2.16 vibhāṣopayamane ||

/vibhāṣā upayamana.LOC.SG/

[kit 1.2.5, ātmanepadeṣu 1.2.11, sic 1.2.14, yamaḥ 1.2.15]

「『娶ること、結婚すること』を意味する場合の語根 *yam* 『持つ、引き止める』の後に導入されるとき、アオリスト接辞 *siC* は任意に指標辞 *K* を有するものとして扱われる、アートマネーパダ語尾(中動人称語尾)が後続する場合において。」

【略説】

上記の規則と同様、接辞に何らかの性質をもたせることで特定の規則の適用を可能にする拡大規則である。以下の例では、指標辞 *K* を有するものであるという接辞の性質を根拠として、規則 6.4.37 の適用が可能となっている。

規則中の *upayamana* という語の意味を『カーシカー注解』は「〔女性を〕自らのものにする(こと)」(*svīkaraṇa*)、「〔花嫁をその父の家から〕導き出すこと」(*vivāha*)、「妻を娶ること」(*dāra karma*)、「〔花嫁の〕手をとること」(*pāṇigrahaṇa*)と説明している(KV on A 1.2.16 [I.35])。このような意味を語根 *yam* が担うとき、それに後続する *siC* 接辞は当該規則の適用対象となる。

【例】

語根 *yam* 「持つ、引き止める」は動詞前接辞 *upa* と共起し、「娶ること、結婚すること」を表す場合、規則 1.3.56 によってアートマネーパダ語尾をとる。*upāyata kanyām* 「彼は若い女と結婚した／

若い女を妻として迎えた」における *upāyata* (アオリスト中動 3 人称単数) はアオリスト接辞 *sjC* (>Ø 規則 8.2.27) で派生される。規則 1.2.16 によってこの接辞が指標辞 *K* を有するものと見なされることで、語根の鼻音のゼロ化 (*yam-* > *yaØ-*) を規定する規則 6.4.37 が適用可能となる。規則 1.2.16 は任意に適用される規則であるので、*upāyata* の他に、規則 6.4.37 と規則 8.2.27 の適用を受けていない *upāyamsta* という形式も派生可能である。

### 【規則】

1.2.17 *sthāghvor ic ca* ||

/*sthā-ghu.GEN.DU iT.NOM.SG ca*/

[*kit* 1.2.5, *ātmanepadeṣu* 1.2.11, *sic* 1.2.14]

「語根 *sthā* 『立っている、留まる』および 〈*ghu* グ〉と呼ばれる語根の後に導入されるとき、アオリスト接辞 *sjC* は指標辞 *K* を有するものとして扱われる、アートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が後続する場合において。またこのとき、語根の末母音に *i* が代置される。」

### 【略説】

上記の規則と同様、接辞に何らかの性質をもたせることで特定の規則の適用を可能にする拡大規則である。以下の例では、指標辞 *K* を有するものであるという接辞の性質を根拠として、規則 1.1.5 の適用が可能となっている。

規則中の *sthāghvoḥ* が「～の後で」を意味する奪格形ではなく属格形をとっているのは、それが後続する *ic* (短音 *i* [*iT*]) と連関するからである。すなわち、語根 *sthā* や 〈*ghu* グ〉と呼ばれる語根 *dā* などの最終音 (規則 1.1.52) が短音 *i* (*iT*) の代置対象であり、そのように代置の対象であることを示すために *sthāghvoḥ* という属格形が使用されている (規則 1.1.49 [キャット・川村 2022: e210])。 *sthāghvoḥ* はこのような属格形として機能しつつ、*sjC* 接辞の位置を特定する際には奪格形 *sthāghubhyām* に読み替えられる (Katre 1987: 35)。これは、インド文法家たちが格語尾変換 (*vibhaktivipariṇāma*) と呼ぶ操作である。

規則中で述べられる術語 〈*ghu* グ〉については規則 1.1.20 とそれに対する略説部を見よ (キャット・川村 2022: e194–195)。

### 【例】

アオリスト中動 3 人称単数である *upāsthita* 「近くに立っていた／奉仕した」および *adita* 「〔何かを〕与えた」はそれぞれ語根 *sthā* 「立っている、留まる」と、〈*ghu* グ〉と呼ばれる語根 *dā* 「与える」+アオリスト接辞 *sjC* (>Ø 規則 8.2.27) で派生される。規則 1.2.17 によってこの接辞が指標辞 *K* を有するものと見なされ、また語根の末母音 *-ā* に *i* が代置される。*sjC* 接辞が指標辞 *K* を有するものとして扱われることでグナ代置 (*\*upāstheta*, *\*adeta*) が妨げられる (規則 7.3.84, 1.1.5)。

【規則】

1.2.18 na ktvā seṭ ||

/na Ktvā.NOM.SG sa-iṬ.NOM.SG/

[kit 1.2.5]

「加音 iṬ を伴う接辞 Ktvā は指標辞 K を有するものとして扱われない。」

【略説】

これ以降、接辞が本来もっている何らかの性質を取り除く規則が続く。何らかの性質を取り除くことによって特定の規則の適用を防ぐ目的がある。以下の例では、Ktvā 接辞が本来もつ「指標辞 K を有するものであるという性質」が取り去られることで、規則 1.1.5 の適用が防がれている。

【例】

絶対分詞 vartivā 「回転してから」は、語根 vṛt 「回転する」+加音 iṬ を伴う接辞 Ktvā (規則 7.2.35) で派生される。規則 1.2.18 によってこの接辞は指標辞 K を有するものと見なされず、その結果グナ代置 (規則 7.3.86) が行われる。もしこの接辞が指標辞 K を有するものと見なされるなら、グナ代置を妨げる規則 1.1.5 が適用され、\*vṛtitvā が派生されてしまう。

【規則】

1.2.19 niṣṭhā śīṅsvīdimidikṣvididhṛṣaḥ ||

/niṣṭhā.NOM.SG śīṅ-svidī-midī-kṣvidī-dhṛṣ.ABL.SG/

[kit 1.2.5, na seṭ 1.2.18]

「語根 śīṅ 『横たわっている、寝ている』、svid 『汗をかく』、mid 『脂肪のある』、kṣvid 『にじみ出させる』および dhṛṣ 『勇敢に振る舞う、挑戦する』の後に導入される場合、加音 iṬ を伴うニシュター接辞は指標辞 K を有するものとして扱われない。」

【略説】

上記の規則と同様、接辞が本来もっている何らかの性質を取り除くことによって特定の規則の適用を防ぐ禁止規則である。以下の例では、ニシュター接辞 (Kta と KtavatU) が本来もつ「指標辞 K を有するものであること」という性質が取り去られることで、規則 1.1.5 の適用が防がれている。

ニシュター接辞については規則 1.1.26 に対する略説部を見よ (キャット・川村 2022: e198)。当該規則 1.2.19 で語根 svid, mid, kṣvid の後に付されている i 音については規則 1.2.6-7 に対する略説部を見よ。

【例】

過去分詞 śayitaḥ 「横になった」、prasveditaḥ 「汗をかき始めた」、prameditaḥ 「太り始めた」、prakṣveditaḥ 「にじみ出始めた (?)」、pradhṛṣitaḥ 「勇敢になった、挑戦し始めた (?)」は、そ

れぞれ語根 *śīN* 「横たわっている、寝ている」、*svīd* 「汗をかく」、*mid* 「脂肪のある」、*kṣvid* 「にじみ出させる」、*dhṛṣ* 「勇敢に振る舞う、挑戦する」 + 加音 *iṬ* を伴うニシュター接辞 *Kta* (規則 7.2.35) で派生される。ここで挙げられている語根のうち、*śīN* 以外の語根は『動詞語基表』において指標辞 *Ā* を伴う形で提示されている (DhP I.780, IV.133, IV.134, V.22)。指標辞 *Ā* を伴う語根にニシュター接辞が導入される場合、その接辞が加音 *iṬ* をとることは規則 7.2.16 によって禁じられるが、行為・出来事そのもの (*bhāva*) または行為・出来事の始まり (*ādikarman*) が表されている場合、加音 *iṬ* の付加は任意に可能となる (規則 7.2.17)。規則 1.2.19 によって、これら *śīN* 等の語根に後続するニシュター接辞は指標辞 *K* を有するものとは見なされず、その結果グナ代置 (規則 7.3.84, 7.3.86) が行われる。もしこの接辞が指標辞 *K* を有するものと見なされるなら、グナ代置を妨げる規則 1.1.5 が適用され *\*śītaḥ*, *\*prasviditaḥ* などが派生されてしまう。

### 【規則】

1.2.20 *mṛṣas titikṣāyām* ||

/mṛṣ.ABL.SG titikṣā.LOC.SG/

[kit 1.2.5, na seṭ 1.2.18, niṣṭhā 1.2.19]

「『耐えること』を意味する場合の語根 *mṛṣ* 『忘れる、許す』の後に導入される時、加音 *iṬ* を伴うニシュター接辞は指標辞 *K* を有するものとして扱われない。」

### 【略説】

上記の規則と同様、接辞が本来もっている何らかの性質を取り除くことによって特定の規則の適用を防ぐ禁止規則である。以下の例では、ニシュター接辞 (*Kta* と *KtavatU*) が本来もつ「指標辞 *K* を有するものであること」という性質が取り去られることで、規則 1.1.5 の適用が防がれている。ニシュター接辞については規則 1.1.26 に対する略説部を見よ (キャット・川村 2022: e198)。

規則中の *titikṣā* という語の意味を『カーシカー注解』は「耐えること」 (*kṣamā*) としている (KV on A 1.2.20 [I.36])。語根 *mṛṣ* がこの意味を表すとき、それに後続する、加音 *iṬ* を伴うニシュター接辞は当該規則の適用対象となる。

### 【例】

過去分詞 *mṛṣitaḥ* 「耐えられた」は、語根 *mṛṣ* 「忘れる、許す」 + 加音 *iṬ* を伴うニシュター接辞 *Kta* (規則 7.2.35) で派生される。規則 1.2.20 によって、「耐えること」を意味する場合の語根 *mṛṣ* に後続するニシュター接辞は指標辞 *K* を有するものと見なされず、その結果グナ代置 (規則 7.3.86) が行われる。もしこの接辞が指標辞 *K* を有するものと見なされるなら、グナ代置を妨げる規則 1.1.5 が適用され *\*mṛṣitaḥ* が派生されてしまう。一方、例えば *apamṛṣitam vākyam āha* 「不明瞭な／理解できない (?) 言葉を話している」の場合、*mṛṣ* は「耐えること」の意味をもたず、その結果、

規則 1.2.20 の適用を受けていない *apamṣitam* という形式が派生される。

【規則】

1.2.21 *udupadhād bhāvādīkarmaṇor anyatarasyām* ||

/uT-upadha.ABL.SG bhāva-ādīkarman.LOC.DU anyatarasyām/

[kit 1.2.5, na seṭ 1.2.18, niṣṭhā 1.2.19]

「u を次末音とする語根の後に導入されるとき、加音 iT を伴うニシュター接辞は任意に指標辞 K を有するものとして扱われず、その接辞が行為・出来事自体または行為・出来事の始まりを表す場合において。」

【略説】

規則 1.2.19–20 は、ニシュター接辞 (Kta と KtavatU) が本来の「指標辞 K を有するものであること」という性質を保持することを一定の条件下で禁止する規則だったが、当該規則 1.2.21 はそのような禁止が一定の条件下で任意となることを規定している。すなわち、ニシュター接辞が u を次末音とする語根の後に導入されて加音 iT を伴う場合、その接辞が行為・出来事自体あるいは行為・出来事の始まりを表すならば、「K を指標辞とすること」という同接辞の性質は保持されても取り除かれてもよい。これによって以下の例では規則 1.1.5 の適用（グナ代置の禁止）と非適用（グナ代置の許可）のいずれもが可能となっている。

【例】

*dyutitam anena* ~ *dyotitam anena* 「これ（太陽など）によって輝く行為が行われた＝これが輝いた」における過去分詞 *dyutitam* または *dyotitam* は行為・出来事自体（「輝くこと」）を表す。また、*pradyutitaḥ* ~ *pradyotitaḥ* 「〔太陽などが〕輝き始めた」では、行為・出来事の始まりが表されている。このような意味が表されている場合には、*dyut* 「輝く」のような、次末音 u を含む語根に後続し、かつ加音 iT を伴うニシュター接辞は任意に指標辞 K を有するものとして扱われず。つまり、語根 *dyut* 「輝く」+加音 iT を伴う（規則 7.2.35）ニシュター接辞 *Kta*（規則 3.4.70）で派生される *dyotitam*, *pradyotitaḥ* のようなグナ代置（規則 7.3.86）が行われた形式も、あるいはグナ代置が指標辞 K によって妨げられた（規則 1.1.5）*dyutitam*, *pradyutitaḥ* のような形式も派生可能となる。

【規則】

1.2.22 *pūñāḥ ktvā ca* ||

/pūñ.ABL.SG Ktvā.NOM.SG ca/

[kit 1.2.5, na seṭ 1.2.18, niṣṭhā 1.2.19]

「語根 *pūñ* 『清める』の後に導入されるとき、加音 iT を伴うニシュター接辞に加えて、加音 iT を

伴う接辞 *Ktvā* も指標辞 *K* を有するものとして扱われない。」

【略説】

規則 1.2.18–20 と同様、接辞が本来もっている何らかの性質を取り除くことによって特定の規則の適用を防ぐ禁止規則である。以下の例では、ニシュター接辞 (*Kta* と *KtavatU*) が本来もつ「指標辞 *K* を有するものであること」という性質が取り去られることで、規則 1.1.5 の適用が防がれている。ニシュター接辞については規則 1.1.26 に対する略説部を見よ (キャット・川村 2022: e198)

加音 *iṭ* を伴う接辞 *Ktvā* が指標辞 *K* を有するものと見なされなくなることは、すでに規則 1.2.18 が規定しているにもかかわらず、再度ここで接辞 *Ktvā* が言及されるのは、*ktvā* という項目を後続規則に読み込むためである (KV on A 1.2.22 [I.36])。

【例】

接辞 *Ktvā* またはニシュター接辞が語根 *pūñ* 「清める」の後に導入される場合、規則 7.2.51 によって加音 *iṭ* が任意に付加される。過去分詞 *pavitaḥ* 「清められた」は、語根 *pūñ* 「清める」+加音 *iṭ* を伴う (規則 7.2.51) ニシュター接辞 *Kta* (3.4.70) で派生される。規則 1.2.22 によって、このニシュター接辞 *Kta* は指標辞 *K* を有するものとは見なされず、その結果グナ代置 (規則 7.3.84) が行われる。もしこの接辞が指標辞 *K* を有するものと見なされるなら、グナ代置を妨げる規則 1.1.5 が適用されて \**puvitaḥ* が派生されてしまう。『カーシカー注解』では、接辞 *Ktvā* に関する用例 (*pavitvā*) は挙げられていない。

【規則】

1.2.23 *nopadhāt thaphāntād vā* ||

/na-upadha.ABL.SG tha-pha-anta.ABL.SG vā/

[kit 1.2.5, na seṭ 1.2.18, *ktvā* 1.2.22]

「*n* を次末音とし、かつ *th* または *ph* で終わる語根の後に導入されるとき、加音 *iṭ* を伴う接辞 *Ktvā* は任意に指標辞 *K* を有するものとして扱われない。」

【略説】

接辞 *Ktvā* が加音 *iṭ* を伴う場合、同接辞が「指標辞 *K* を有するものであること」という本来の性質を保持することは規則 1.2.18 によって禁止されるが、当該規則 1.2.23 はそのような禁止が一定の条件下で任意となることを規定している。すなわち、接辞 *Ktvā* が、*n* を次末音とし、かつ *th* または *ph* で終わる語根の後に導入されて加音 *iṭ* を伴う場合、「指標辞 *K* を有するものであること」という同接辞の性質は保持されても取り除かれてもよい。これによって以下の例では規則 6.4.24 の適用 (*n* 音の脱落) と非適用 (*n* 音の保持) のいずれもが可能となっている。



【例】

絶対分詞 *grāthitvā*~*grānthitvā* 「結びつけてから」および *gūphitvā*~*gūmphitvā* 「編んで作ってから」はそれぞれ次末音 *n* を含み、かつ *th* または *ph* で終わる語根 *grānth* 「結びつける」、*gūmph* 「編んで作る」(DhP VI.31: *gūphÁ/gūmphÁ grānthe*) + 加音 *iṭ* を伴う (規則 7.2.35) 接辞 *Ktvā* (規則 3.4.21) で派生される。指標辞 *K* を有する接辞が後続する場合、規則 6.4.24 によって語根の次末音 *n* にゼロが代置されて、例えば *grāthitvā* > *grāŌthitvā* となる。規則 1.2.23 は任意規則であるので、加音 *iṭ* を伴う接辞 *Ktvā* が指標辞 *K* を有するものとして扱われない場合 (規則 1.2.18)、規則 6.4.24 の適用を受けていない *grānthitvā*, *gūmphitvā* も派生可能となる。

【規則】

1.2.24 *vañciluñcyrtās ca* ||

/*vañci-luñci-rt.ABL.SG ca*/

[*kit* 1.2.5, *na seṭ* 1.2.18, *ktvā* 1.2.22, *vā* 1.2.23]

「また、語根 *vañc* 『揺れながら進む、だます』、*luñc* 『摘む、引き抜く』および *rt* 『忌み嫌う』の後に導入されるときにも、加音 *iṭ* を伴う接辞 *Ktvā* は任意に指標辞 *K* を有するものとして扱われない。」

【略説】

規則 1.2.23 と同様、接辞 *Ktvā* が「指標辞 *K* を有するものであること」という本来の性質を保持することに対する禁止 (規則 1.2.18) を、一定の条件下で任意化する規則である。すなわち、接辞 *Ktvā* がここで挙げられる 3 つの語根の後に導入されて加音 *iṭ* を伴う場合、「指標辞 *K* を有するものであること」という同接辞の性質は保持されても取り除かれてもよい。これによって以下の例では規則 6.4.24 の適用 (*n* 音の脱落) と非適用 (*n* 音の保持) および規則 1.1.5 の適用 (グナ代置の禁止) と非適用 (グナ代置の許可) のいずれもが可能となっている。

語根 *vañc* と *luñc* は規則中で *i* 音を付された形で提示されている。この *i* 音については規則 1.2.6-7 に対する略説部を見よ。

【例】

絶対分詞 *vacitvā*~*vañcitvā* 「だましてから」、*lucitvā*~*luñcitvā* 「引き抜いてから」および *ṛitvā*~*artitvā* 「嫌ってから」はそれぞれ、語根 *vañc* 「揺れながら進む、だます」(DhPI.204: *vāncÚ...gatyarthāh*)、*luñc* 「摘む、引き抜く」(DhP I.202: *lūncÁ apanayane*)、*ṛt* 「忌み嫌う」(『動詞語基表』に記載なし) + 加音 *iṭ* を伴う (規則 7.2.35) 接辞 *Ktvā* (規則 3.4.21) で派生される。指標辞 *K* を有する接辞が後続する場合、規則 6.4.24 によって語根の次末音 *n* にゼロが代置されて、*vañcitvā* > *vaŌcitvā*, *luñcitvā* > *luŌcitvā* となる。規則 1.2.24 は任意規則であるので、加音 *iṭ* を伴う接辞 *Ktvā* が指標辞 *K* を有するも

のとして扱われない場合 (規則 1.2.18)、規則 6.4.24 の適用を受けていない *vañcitvā*, *luñcitvā* も派生可能となる。また、*ṛtitvā* ~ *artitvā* に関して、後者はグナ代置 (規則 7.3.86) の適用を受けている。接辞 *Ktvā* が指標辞 *K* を有するものと見なされる場合、グナ代置を妨げる規則 1.1.5 が適用され、前者の *ṛtitvā* が派生される。

### 【規則】

1.2.25 *ṭṣimṛṣikṛśeḥ kāśyapasya* ||

/*ṭṣi-mṛṣi-kṛśi*.ABL.SG *kāśyapa*.GEN.SG/

[kit 1.2.5, na seṭ 1.2.18, *ktvā* 1.2.22, *vā* 1.2.23]

「カーシャパによると、語根 *ṭṣ* 『渴いている』、*mṛṣ* 『耐える』 および *kṛś* 『痩せる』の後に導入されるとき、加音 *iṭ* を伴う接辞 *Ktvā* は任意に指標辞 *K* を有するものとして扱われない。」

### 【略説】

規則 1.2.23–24 と同様、接辞 *Ktvā* が「指標辞 *K* を有するものであること」という本来の性質を保持することに対する禁止 (規則 1.2.18) を、一定の条件下で任意化する規則である。すなわち、接辞 *Ktvā* がここで挙げられる 3 つの語根の後に導入されて加音 *iṭ* を伴う場合、「指標辞 *K* を有するものであること」という同接辞の性質は保持されても取り除かれてもよい。これによって以下の例では規則 1.1.5 の適用 (グナ代置の禁止) と非適用 (グナ代置の許可) のいずれもが可能となっている。カーシャパはパーニニに先行する文法家の一人である。

規則中で語根 *ṭṣ*, *mṛṣ*, *kṛś* は *i* 音を付された形で言及されている。この *i* 音については規則 1.2.6–7 に対する略説部を見よ。

### 【例】

絶対分詞 *ṭṣitvā* ~ *tarṣitvā* 「渴いてから」、*mṛṣitvā* ~ *marṣitvā* 「耐えてから」 および *kṛśitvā* ~ *karṣitvā* 「痩せてから」はそれぞれ、語根 *ṭṣ* 「渴いている」、*mṛṣ* 「耐える」 および *kṛś* 「痩せる」 + 加音 *iṭ* を伴う (規則 7.2.35) 接辞 *Ktvā* (規則 3.4.21) で派生される。規則 1.2.18 によって、加音 *iṭ* を伴う接辞 *Ktvā* は指標辞 *K* を有するものとして扱われないことが規定されている。その結果として、グナ代置 (規則 7.3.86) を受けたものとして *tarṣitvā*, *marṣitvā*, *karṣitvā* が派生される。しかし文法家カーシャパの見解によると、接辞 *Ktvā* がこの 3 つの語根の後に導入されて加音 *iṭ* を伴う場合、同接辞を、指標辞 *K* を有するものと見なすことも任意に可能である。この場合、規則 7.3.86 によるグナ代置を妨げる規則 1.1.5 が適用され、*ṭṣitvā*, *mṛṣitvā*, *kṛśitvā* が派生される。

【規則】

1.2.26 ralo vyupadhād dhalādeḥ saṃś ca ||

/raL.ABL.SG u-i-upadha.ABL.SG ḥaL-ādi.ABL.SG saN.NOM.SG ca/

[kit 1.2.5, na seṭ 1.2.18, ktvā 1.2.22, vā 1.2.23]

「u または i を次末音とし、かつ子音で始まり、raL (y, v 以外の子音) で終わる語根の後に導入される時、加音 iṭ を伴う接辞 Ktvā に加えて、加音 iṭ を伴う接辞 saN も任意に指標辞 K を有するものとして扱われない。」

【略説】

当該規則には 2 つの役割がある。1 つ目は、接辞 Ktvā が「指標辞 K を有するものであること」という本来の性質を保持することに対する禁止（規則 1.2.18）を、一定の条件下で任意化することである。2 つ目は、「指標辞 K を有するものであること」という性質を本来的にはもたない接辞 saN に対して、この性質を任意に付与することである。すなわち、接辞 Ktvā や接辞 saN がここで提示される条件を満たした語根の後に導入されて加音 iṭ を伴う場合、「指標辞 K を有するものであること」という同接辞の性質は任意に保持されたり付与されたりする。これによって以下の例では規則 1.1.5 の適用（グナ代置の禁止）と非適用（グナ代置の許可）のいずれもが可能となっている。

【例】

絶対分詞 dyutivā ~ dyotivā 「輝いてから」、likhitvā ~ lekhitvā 「書いてから」は、規則 1.2.26 に挙げられている語根の形に関する 3 つの条件（1. 次末音が u または i、2. 子音で始まる、3. y, v 以外の子音で終わる）を満たす語根 dyut 「輝く」、likh 「刻みつける、書く」+加音 iṭ を伴う（規則 7.2.35）接辞 Ktvā（規則 3.4.21）で派生される。同じ語根に、加音 iṭ を伴う（規則 7.2.35）意欲形接辞 saN（規則 3.1.7）を付与して didyutiṣate ~ didyotiṣate 「輝こうとする」、lilikhīṣati ~ lilekhīṣati 「書こうとする」が形成される。規則 1.2.18 によって、加音 iṭ を伴う接辞 Ktvā は指標辞 K を有するものとして扱われないことが規定されている。また、一般に接辞 saN も（加音 iṭ の有無に関わらず）指標辞 K を有するものとして扱われない。その結果として、グナ代置（規則 7.3.86）を受けたものとして dyotivā, lekhitvā, didyotiṣate, lilekhīṣati が派生される。一方、規則 1.2.26 によると、語根の形に関する上記の 3 条件を満たしている場合、これらの接辞を、指標辞 K を有するものと見なすことも任意に可能である。この場合、規則 7.3.86 によるグナ代置を妨げる規則 1.1.5 が適用され、dyutivā, likhitvā, didyutiṣate, lilikhīṣati が派生される。

## 【規則】

1.2.27 ūkālo 'j jhrasvadīrghaplutaḥ ||

/ū-kāla.NOM.SG aC.NOM.SG hrasva-dīrgha-pluta.NOM.SG/

「母音 u, ū, u3 と同じ持続時間のある母音はそれぞれ 〈hrasva 短母音〉、〈dīrgha 長母音〉、〈pluta 延長母音〉と呼ばれる。」

## 【略説】

術語を規定する規則である。母音 u と同じ持続時間を有する母音は 〈hrasva 短母音〉、母音 ū と同じ持続時間を有する母音は 〈dīrgha 長母音〉、母音 u3 と同じ持続時間を有する母音は 〈pluta 延長母音〉と呼ばれる。ここでパーニニは、母音の持続時間を示すための基準となる母音として u 音を利用しているが、その理由については Cardona (1965: 236-237) による有益な考察がある。

## 【例】

dadhī 「発酵乳」、kumārī 「若い娘」や、devadatta3 atra nv asi 「デーヴァダッタよ〜、君はここにいるのか」における devadatta3 (規則 8.2.84) の語末母音 -i, -ī, -a3 はそれぞれ u, ū, u3 と同じ持続時間を有するものであり、したがって 〈hrasva 短母音〉、〈dīrgha 長母音〉、〈pluta 延長母音〉と呼ばれる。

## 【規則】

1.2.28 acaś ca ||

/aC.GEN.SG ca/

[aj jhrasvadīrghaplutaḥ 1.2.27]

「また、〈hrasva 短母音〉、〈dīrgha 長母音〉、〈pluta 延長母音〉と呼ばれる代置要素は、母音に代置される。」

## 【略説】

規則を解釈する際に考慮されるべき約束事を定める解釈規則である。もしある規則の中で、代置要素が 〈hrasva 短母音〉、〈dīrgha 長母音〉、〈pluta 延長母音〉といういずれかの術語によって指示されている場合、その代置要素は常に母音に対して代置される。これらの術語を使わずに何らかの母音が代置要素として示されている場合や母音以外の代置対象が示されている場合には、この限りではない。

## 【例】

atiri 「〔通常の〕財産〔の量〕を超えた〔一族 = kula〕 (=非常に裕福な一族)」は、ati 「超えて」+rai (rayi) 「財産」によるタトプルシャ複合語 (規則 2.2.18) である。この場合、規則 1.2.47 に基づき、中性形において名詞語幹 rai の末母音 -ai に短母音 -i が代置される：atirai > atiri. 規則 1.2.47

hrasvo napuṃsake prātipadikasya 「中性形では、名詞語幹の末要素に短母音が代置される」の規定では名詞語幹の「末要素」（子音でも母音でも）しか指定されない。短母音、長母音または延長母音の代置要素が規定される場合、それが取って代わる要素は、他の要素が指定されていなければ規則 1.2.28 によって何らかの母音であることが理解される。

【規則】

1.2.29 uccair udāttaḥ ||

/uccais udātta.NOM.SG/

[ac 1.2.27]

「高く発声される母音は〈udātta 揚げられた母音〉（高アクセント母音）と呼ばれる。」

【略説】

〈udātta 揚げられた母音〉（高アクセント母音）という術語を規定する規則である。サンスクリット語は古代ギリシア語や日本語と同じく高低型のアクセントをもつ。通常、高アクセント、曲アクセント、低アクセントの三種が区別され、ギリシア語の鋭アクセント、曲アクセント、重アクセントにおおむね対応する。高低型のアクセントは古典期のサンスクリット語では失われているが、ヴェーダ語ではそれが保持されており、パーニニが観察した知識人たちの日常会話の中でも保持されていたと考えられる。

アクセントの 1 つである高アクセントは、母音が高く発声されるときに観察される性質である（インドの文法家たちはアクセントを母音の「性質」 [guṇa] と見る）。高アクセント母音は、調音位置 (sthāna) の上部 (ūrdhvabhāga) で生み出される音とされ、それが発声される際には調音器官の緊張 (āyāma, nigraha)、音の粗さ (rūkṣatā, asnigdhatā)、声門の狭め (saṃvṛtatā) が見出されるという (KV on A 1.2.29 [I.38]) 。

【例】

指示詞 té (男性主格複数形) は、指示詞語幹 tād (この高アクセントについては PhS 1 を見よ) + 主格複数語尾 Jas (規則 4.1.2、この語尾の低アクセントは規則 3.1.4 による) で派生される。規則 7.2.102 (tād-Jas > taa-Jas) および規則 6.1.97 (taa-Jas > ta-Jas) を経てから、規則 7.1.17 が適用され語尾 Jas に接辞 Śī が代置される : ta-Jas > ta-Śī。ここで ta-Śī における母音連続 a-ī は規則 6.1.87 によって e に置き換えられるが、このように高アクセント母音 + 低アクセント母音の連続 (á-ī) に対して単一の母音 (e) が代置される場合、その母音は規則 8.2.5 によって高アクセントをとる (é)。その結果、té が派生される。

## 【規則】

1.2.30 *nīcair anudāttaḥ* ||

/nīcais an-udātta.NOM.SG/

[ac 1.2.27]

「低く発声される母音は〈*anudātta* 揚げられていない母音〉（低アクセント母音）と呼ばれる。」

## 【略説】

〈*anudātta* 揚げられていない母音〉（低アクセント母音）という術語を規定する規則である。アクセントの1つである低アクセントは、母音が低く発声されるときに観察される性質である（インドの文法家たちはアクセントを母音の「性質」[*guṇa*]と見る）。低アクセント母音は、調音位置（*sthāna*）の下部（*nīcabhāga*）で生み出される音とされ、それが発声される際には調音器官の弛緩（*anvavasarga, mārḍava*）、音の滑らかさ（*mṛḍutā, snigdhatā*）、声門の広がり（*urutā, mahattā*）が見出されるという（KV on A 1.2.30 [L38]）。

サンスクリット語における高低アクセントについては規則 1.2.29 に対する略説部を見よ。

## 【例】

*nāmas te rudra nīlakaṇṭha sahasrākṣa* 「ルドラよ、あなたに敬意あれ、青い喉をもつ者よ、千の目をもつ者よ」では、*nāmas* 以外の語はすべて低アクセントで現れている。2人称の接語 *te* の低アクセントは規則 8.1.22 によって規定される。*te* 以後の語は〈*āmantrita* 呼びかけ形〉（=呼格形）と呼ばれ（規則 2.3.48）、規則 8.1.19 によって低アクセントで現れている。

## 【規則】

1.2.31 *samāhāraḥ svaritaḥ* ||

/samāhāra.NOM.SG svarita.NOM.SG/

[ac 1.2.27]

「高アクセントと低アクセントを組み合わせると発声される母音は〈*svarita* 響かされた母音〉（曲アクセント母音）と呼ばれる。」

## 【略説】

〈*svarita* 響かされた母音<sup>2</sup>〉（曲アクセント母音）という術語を規定する規則である。アクセントの1つである曲アクセントは、母音が部分的に高く（つまり高アクセントで）、部分的に低く（つまり低アクセントで）発声されるときに観察される性質である（インドの文法家たちはアクセントを母音の「性質」[*guṇa*]と見る）。

<sup>2</sup> *svarita* の意味については AiG I: 291 を参照せよ。先行研究では“sounded, accentuated, intoned, modulée, vocalisé, tonbegabt”などの訳語が使用されている。



【例】

śikyām 「吊り輪」、kanyā 「若い女性」における母音 -ā-, -ā- は曲アクセントで現れる。また、疑問詞 kvā 「どこ」の語末母音も曲アクセントで実現する。この語は接辞 aT (規則 5.3.12) で派生されており、指標辞 T を有する接辞には規則 6.1.185 によって曲アクセントの付与が規定されている。

【規則】

1.2.32 tasyādīta udāttam ardhahrasvam ||

/tad.GEN.SG ādītas udātta.NOM.SG ardhahrasva.NOM.SG/

[ac 1.2.27]

「曲アクセント母音の最初の部分である、短母音半分の長さに相当する部分は高アクセントで発声される。」

【略説】

曲アクセント母音は部分的に高アクセントで、部分的に低アクセントで発声されるものであるが (規則 1.2.31)、その母音のうちのどの部分が高アクセントで発声されるのかを規定している。残りの部分は低アクセントで発声されることになる。

【例】

規則 1.2.32 に従って śikyām 「吊り輪」、kanyā 「若い女性」および māṇavakā3 māṇavaka 「(親しみを込めて) 坊や〜、坊や」 (規則 8.2.103) の māṇavakā3 において、曲アクセントをもつ母音の最初の部分である、短母音半分の長さに相当する部分は高アクセントで発声される。その母音の残りの部分は低アクセントで発声される。

【規則】

1.2.33 ekaśruti dūrāt sambuddhau ||

/ekaśruti.NOM.SG dūra.ABL.SG sambuddhi.LOC.SG/

「遠くから呼びかける場合、単音調 (平板音調) の発話が用いられる。」

【略説】

遠くから誰かに呼びかける発話 (vākya) は、高曲低のアクセントの区別 (規則 1.2.29–31) を欠いた形、すなわち単音調 (平板音調) でなされる。あるシュラウターストラ文献によると、単音調とは高曲低の 3 アクセントが「最も接近した状態」である (ĀŚS 1.2.9: udāttānudāttasvaritānām paraḥ sannikarṣa aikaśrutyam)<sup>3</sup>。3 アクセントの高さを平均した高さの音調であると解釈できる。『カーシ

<sup>3</sup> Cf. Mylius (1994: 31): ‘Monotonie ist die höchste Annäherung von udātta, anudātta und svarita.’ この訳に対してミリウスは “Nämlich im Sinne eines Ausgleichs dieser Tonstufen.” と注記している。この ĀŚS 1.2.9 に対して注釈者も次のように述べて

カー注解』は高低曲 3 種のアクセントの無区別 (avibhāga)、言い換えれば 3 種のアクセントの差異が隠されていること (bhedatirodhāna) が単音調であるとしている (KV on A 1.2.33 [I.39])。当該規則 1.2.33 および続く規則 1.2.34 と相似した規定はシュラウターストラ文献の中にも見られる (KŚS 1.8.19 [144.4]: ekaśruti dūrāt sambuddhau yajñakarmani subrahmanyāsāmajapanyūṅkhaṣṭayājamānavarjam)。

なお、śruti という語は女性名詞であるが、規則 1.2.33 中では ekaśruti という中性形で使用されている。『カーシカー注解』によれば、この中性形 ekaśruti は「単一の音調を有する〔文・発話〕」を意味する所有複合語である (KV on A 1.2.33 [I.39])。

ekaśruti という語形の使用例はパーニニ文典中でここだけである。上述したように、当該規則に対する注釈の中で『カーシカー注解』は中性名詞 vākya 「文、発話」を補って ekaśruti という複合語を解釈している。一方、規則 1.2.34-37, 39 に対する注釈中では、『カーシカー注解』は ekaśrutiḥ という、中性形ではない形を出している。おそらくこれは男性名詞 svara 「母音」を修飾対象として意図した所有複合語と思われる。つまり、ekaśruti という語は文脈に応じて「単音調の〔文、発話〕」(ekaśruti-vākya) と「単音調の母音」(ekaśruti-svara) のいずれかを意味することになる。規則 1.2.34-37 を解する際には前者の意味で問題ないが、規則 1.2.39 を解する際には後者の意味を想定しなければならない。ekaśrutiḥ という語形の使用が示すように、『カーシカー注解』は、規則 1.2.33 を除く規則、すなわち規則 1.2.34-37, 39 には後者の意味を当てはめて解釈しているようである。以下ではその解釈に従って規則訳を提示する。

### 【例】

āgaccha bho māṇavaka devadatta<sup>3</sup> 「坊よ、デーヴァダッタよ～、来なさい！」という遠くからの呼びかけには、単音調が用いられる (devadatta<sup>3</sup> の延長母音は規則 8.2.84 による)。一方、遠くないところから呼びかける場合には āgaccha bhó māṇavaka devadatta 「坊よ、デーヴァダッタよ、来なさい！」となり、通常のアクセントが用いられる (āgaccha の動詞前接辞 ā の高アクセントについては PhS 4.12, 4.13 を、小辞 bhó の高アクセントについては PhS 4.12 を見よ。gaccha およびそれに後続する呼格形の低アクセントはそれぞれ規則 8.1.28, 8.1.19 による)。

---

いる。ĀŚSBh (Āśvalāyanaśrautasūtrabhāṣya by Devatrāta) on ĀŚS 1.2.9: udātānūdāttasvaritās trayāḥ svarā āmnātāḥ | teṣāṃ paraḥ sannikarṣaḥ atisannikarṣo yas tad aikaśrutyam ity ucyate | sannikṣyamāṇā nābhivyajante śrutivīṣeṣā na lakṣyante | 「高アクセント、低アクセント、曲アクセントという 3 アクセントが〔この一節で〕述べられている。それらの最も近接した状態 (paraḥ sannikarṣaḥ = atisannikarṣaḥ) が単音調 (aikaśrutyam) と言われる。近接した状態にされたとき〔これら 3 アクセントは〕現れない。〔3 アクセントによる〕音調の差異は観察されない。」。加えて、パーニニも「最も接近した状態」という意味で paraḥ sannikarṣaḥ という表現を用いている (規則 1.4.109)。

【規則】

1.2.34 yajñakarmanya ajapanyūnhasāmasu ||

/yajña-karman.LOC.SG a-japa-nyūnka-sāman.LOC.PL/

[ekāśruti 1.2.33]

「祭式行為を行うとき、単音調（平板音調）の母音が用いられる、小声で唱える場合、あるいはニューンカまたはサーマンを唱える場合を除いて。」

【略説】

遠くから誰かに呼びかける場合（規則 1.2.33）に加えて、祭式の場で何らかの祭文（mantra）を唱える際には、その祭文は高曲低のアクセントの区別（規則 1.2.29–31）を欠いた形、すなわち単一の音調（平板音調）で発声される。ただし、その祭文が小声で唱えられる場合、特定の音節を o 音（ニューンカ）に置き換える形で唱えられる場合、あるいは旋律（サーマン）を付した歌詠として唱えられる場合はこの限りではない。

祭文中の特定の音節に置き換えられる o 音（ニューンカ）には 16 種あり、それらのうちのいくつかは高アクセントで、別のいくつかは低アクセントで発声される（KV on A 1.2.34 [I.40]）。

【例】

agnir mūrdhā divaḥ kakut | patih ṛthivyā ayam | apāṃ retāṃsi jinvato3m || 「このアグニは頭であり、天の頂点であり、大地の主である。彼は水たちの種を活気づかせる。」（RV 8.44.16）は、祭式行為を行う際に唱えられる例として挙げられており、規則 1.2.34 に従うと単音調で発声される。また、jinvati の代わりに jinvato3m が導入されている（規則 8.2.89）が、これも祭式行為を行う場合に限られる用法である。祭式行為を行うとき以外であれば、通常の三種類のアクセント（高アクセント、低アクセント、曲アクセント）が用いられる： agnir mūrdhā divaḥ kakut | patih ṛthivyā ayam | apāṃ retāṃsi jinvati ||

【規則】

1.2.35 uccaistarām vā vaṣaṭkāraḥ ||

/uccaistarām vā vaṣaṭ-kāra.NOM.SG/

[ekāśruti 1.2.33, yajñakarmani 1.2.34]

「祭式行為を行うとき、単音調（平板音調）の母音が用いられるが、『ヴァシャット』の呼びかけは任意に、より高く唱えられる。」

【略説】

遠くから誰かに呼びかける場合（規則 1.2.33）に加えて、祭式の場で何らかの祭文（mantra）を唱える際には、その祭文は高曲低のアクセントの区別（規則 1.2.29–31）を欠いた形、すなわち単一

の音調（平板音調）で発声される。一方、ある祭文に出る「ヴァシャット」（*vaṣaṭ*）という表現は任意により高く（より高いピッチで）発声される。これと同様の規定はシュラウターストラ文献にも見出されるが（ŚŚS 1.1.34-35: *uccaistarāṃ vaṣaṭkāraḥ* |34| *samo vā* |35|）、「ヴァシャット」の部分を常により高く、より大きな音量で発声すべきことを説くシュラウターストラ文献もある（ĀŚS 1.5.5-6: *ye3 yajāmaha ity āgūḥ* || 5 || *vaṣaṭkāro 'ntyah sarvatra* || 5 || *uccaistarāṃ balīyān yājyāyāḥ* || 6 ||）<sup>4</sup>。

「ヴァシャット」（*vaṣaṭ*）あるいは「ヴァーウシャット」（*vāuṣaṭ*）という表現（*vakṣaṭ* 「〔アグニは神のもとへ供物を〕運ぶべし」に由来）は、神を讃えるホトリ祭官がある祭文の最後に発するものであり、その掛け声に合わせてアドゥヴァリユ祭官が供物を祭火に投ずることになる。

当該規則においてパーニニはこの掛け声を *vaṣaṭ* という語によって示しているが、規則 8.2.91 では *vauṣaṭ* という語を用いている。この使い分けにどのような意味があるのかは不明である。『カーシカー注解』は「パーニニによる文法規則の作り方はまことに不可思議である」（*vicitrā hi sūtrasya kṛtiḥ pāṇineḥ*）と述べている（KV on A 1.2.35 [I.40]）。

#### 【例】

*somasyaṅne vīhī3 vau3ṣaṭ* 「アグニよ、ソーマを受け取るべし、ヴァーウシャット！」（cf. AB 3.5.4, 3.5.6 [63.9, 12]）は、祭式行為を行う際に唱えられる例として挙げられており、規則 1.2.34 に従うと単音調で発声されるが、呼びかけ「ヴァーウシャット」の部分は規則 1.2.35 によって、より高く（より高いピッチで）発声することも任意に可能である。

#### 【規則】

1.2.36 *vibhāṣā chandasi* ||

/vibhāṣā chandas.LOC.SG/

[*ekaśruti* 1.2.33]

「聖典では、単音調（平板音調）の母音は任意に用いられる。」

#### 【略説】

ヴェーダ聖典を唱えるときには単音調（平板音調）が用いられてもよいことが規定されている。これにより、祭式の最中であっても、個人的に聖典を学習しているときであっても、ヴェーダ聖典は単音調で唱えてよいことになる。ただし、祭式の最中に『サーマヴェーダ』（*Sāmaveda*）の歌を単音調で唱えることは許されない（規則 1.2.34）。

#### 【例】

ヴェーダ聖典の文言である *agnīm iḥe puróhitam ~ agnim iḥe purohitam* 「アグニを私は呼び讃える、先頭

<sup>4</sup> Cf. Mylius (1994: 40): ‘Der *āgur*-Ruf besteht aus *ye3 yajāmaha*. Stets erfolgt zum Ende (der *yājyā*) der *vaṣaṭ*-Ruf (5). Dieser ist lauter und kräftiger als die *yājyā* (6).’

に立てられた者（司祭官）を」（RV 1.1.1a）のように、規則 1.2.36 に従って通常の 3 種類のアクセント（高アクセント、低アクセント、曲アクセント）を区別して唱えることも、あるいはそれらを区別せずに単音調で唱えることも許される。

【規則】

1.2.37 na subrahmaṇyāyāṃ svaritasya tūdāttaḥ ||

/na subrahmaṇyā.LOC.SG svarita.GEN.SG tu udātta.NOM.SG/

[ekasruti 1.2.33]

「スブラフマニヤーの朗唱では、単音調（平板音調）の母音は用いられないが、曲アクセント母音に高アクセント母音が代置される。」

【略説】

スブラフマニヤーとは、基本的に、戦いの神インドラをソーマ祭（ソーマ草の搾り汁の献供と飲用を特徴とする祭式）に招くためにスブラフマニヤ祭官がとなえる誦句（nigada）である。この誦句を朗唱する際には単音調（平板音調）は用いられない。しかし、通常通りのアクセント位置を保持する形ではなく、誦句を構成する単語の曲アクセントをすべて高アクセントに変えた形で朗唱される。

【例】

スブラフマニヤーの朗唱では、例えば *indrà* 「インドラよ」（cf. ŚBM 3.3.4.18 [255.11]）は規則 1.2.37 によって *indrá* と、つまり二箇所が高アクセントのある形で唱えられる。*indra* という呼びかけ形（＝呼格形）（規則 2.3.48）は初頭に高アクセントが付与され（規則 6.1.198）、次に規則 8.4.66 に従って高アクセントに後続する低アクセントに曲アクセントが代置される：*indra* > *indrà*。ここで規則 1.2.37 が適用され、曲アクセントに高アクセントが代置される：*indrà* > *indrá*。

【規則】

1.2.38 devabrahmaṇor anudāttaḥ ||

/deva-brahman.GEN.SG anudātta.NOM.SG/

[subrahmaṇyāyāṃ svaritasya 1.2.37]

「スブラフマニヤーの朗唱では、*deva* 「神」および *brahman* 「バラモン」という語の曲アクセント母音に低アクセント母音が代置される。」

【略説】

スブラフマニヤーとは、基本的に、戦いの神インドラをソーマ祭（ソーマ草の搾り汁の献供と飲用を特徴とする祭式）に招くためにスブラフマニヤ祭官がとなえる誦句（nigada）である。誦句ス

ブラフマニヤーを構成する節のうち、最終節には deva 「神」と brahman 「バラモン」という語が現れる。スブラフマニヤーは、これら 2 語が有する曲アクセントを低アクセントに変えた形で唱えられる。

スブラフマニヤーの実際の形は、『サーマ・ヴェーダ』を伝承した一派であるカウトゥマ派の『アヌパダストラ』 (*Anupadasūtra*) に基づいて復元されている (Parpola 1968-1969: I.114 および尾園 2022: 298-300)。

### 【例】

スブラフマニヤーの朗唱において、最後の節に置かれる *dévā brāhmāṇaḥ* 「神々よ、バラモンたちよ」 (SBM 3.3.4.20 [255.16]) という語は、規則 1.2.38 によって、*dévā brāhmāṇaḥ* というように曲アクセントの代わりに低アクセントが導入された形で唱えられる。これらの語は呼びかけ形 (=呼格形) (規則 2.3.48) であり、規則 6.1.198 によって初頭に高アクセントが付与される。次に、規則 8.4.66 に従って、高アクセント母音に後続する低アクセント母音に曲アクセント母音が代置される：*dévāḥ > dévāḥ, brāhmāṇaḥ > brāhmāṇaḥ*。ここで規則 1.2.38 が適用されることによって、曲アクセント母音に高アクセント母音の代置を規定する規則 1.2.37 が妨げられ、曲アクセント母音に低アクセント母音が代置される：*dévāḥ > dévāḥ, brāhmāṇaḥ > brāhmāṇaḥ*。

### 【規則】

1.2.39 svaritāt saṃhitāyām anudāttānām ||

/svarita.ABL.SG saṃhitā.LOC.SG anudātta.GEN.PL/

[ekāśruti 1.2.33]

「曲アクセント母音の後に直接連続する、すべての低アクセント母音に単音調 (平板音調) の母音が代置される。」

### 【略説】

規則 1.2.39 と規則 1.2.40 は調連声 (tone sandhi) を規定するものである。調連声とは、ある音節の音調が、隣接する音節の音調に影響を受けて変化する現象であり、連声/連音 (sandhi) の一種である。声調言語に見られるもので、中国語がその典型例である。

当該規則によれば、曲アクセントの音節に直接後続 (saṃhitā, 規則 1.4.109) する低アクセントの音節は単音調 (平板音調)、すなわち高曲低の区別を欠いた形で発声される (単音調については規則 1.2.33 に対する略説部を見よ)。音声・音韻学書文献 (prāṭisākhya) は、曲アクセントの音節に直接後続する低アクセントの音節は実質的には高アクセントの高さで発声されることを教えるが<sup>5</sup>、当該規則 1.2.39 は、問題の低アクセント音節にそのような特定の高さを指定するものではな

<sup>5</sup> 一例を挙げる。RVP 3.3: anudāttaḥ paraḥ śeṣaḥ sa udāttaśrutir na cet | udāttaṃ vocyate kiṃ cit svaritaṃ vākṣaram param || 「(曲ア



く、それが平均化された高さで発声されることを述べていると思われる。ここで言われる単音調を、パーニニによる曲アクセントの規定から推測して低アクセントの高さに統一された音調と解する立場 (Oldenberg 1888: 482ff.) や、音声・音韻学書文献の規定と同じく高アクセントの高さに統一された音調と解する立場 (例えば Cardona 1997: liv, 399) があるが、規則 1.2.39 それ自体の言い方を考慮すれば、特定の高さを指定することは当該規則の目的とは思われない。

【例】

imāṃ mè gaṅge yamune sarasvati 「ガンガー河よ、ヤムナー河よ、サラスヴァティー河よ、私のこの〔讃頌〕を…」 (ṚV 10.75.5a) では、本来低アクセントをもつ代名詞 *me* (規則 8.1.22) に曲アクセント (規則 8.4.66) が付与されている。また、3つの呼びかけ形 (=呼格形) *gaṅge, yamune, sarasvati* は規則 8.1.19 に従って低アクセントを有するものとなる。曲アクセントをもつ *mè* の後に直接連続するこれら 3つの呼びかけ形は、規則 1.2.39 に従って、そのすべての低アクセント母音に単音調 (平板音調) の母音が代置される。

【規則】

1.2.40 udāttasvaritaparasya sannatarah ||

/udātta-svarita-para.GEN.SG sannatara.NOM.SG/

[anudātānām 1.2.39]

「低アクセント母音に高アクセント母音または曲アクセント母音が直接後続する場合、低アクセント母音により低いアクセント母音が代置される。」

【略説】

先の規則 1.2.39 と同様、調連声 (tone sandhi) を規定した規則である (調連声については 1.2.39 に対する略説部を見よ)。高アクセントまたは曲アクセントの音節が直接後続している低アクセントの音節は、通常の低アクセントの高さよりもさらに低い音調 (sannatara) で発声される。この規定内容も規則 1.2.39 と同様、音声・音韻学書文献 (prāṭisākhya) の規定内容とは異なっている。

【例】

imāṃ mè gaṅge yamune sarasvati<sup>1</sup> śútudri 「ガンガー河よ、ヤムナー河よ、サラスヴァティー河よ、シュトゥドリー河よ、私のこの〔讃頌〕を…」 (ṚV 10.75.5ab) では、3つの呼びかけ形 (=呼格形) *gaṅge, yamune, sarasvati* は規則 8.1.19 に従って低アクセントを有するものとなる。*śútudri* という呼びかけ形の初頭には規則 6.1.198, 8.1.19 によって高アクセントが現れる。低アクセントをもつ *sarasvati*

---

クセントに] 直接後続する残りの低アクセントは高アクセントで実現される、もし何らかの高アクセント音節や曲アクセント音節が [その低アクセントに] 直接後続するものとして発声されないならば。これによれば、曲アクセント音節に直接後続する低アクセント音節は高アクセントの高さで発声されるが、もし次に来る音節が高アクセント音節や曲アクセント音節である場合には、その限りではない。

の *-i* に高アクセントをもつ *sútudri* の *sú-* が直接後続するので、規則 1.2.40 に従い *sarasvati* の *-i* により低いアクセント母音（通常の高アクセントのピッチより低いピッチで発声される母音）が置換される。

## 【規則】

1.2.41 *apṛkta ekāl pratyayaḥ* ||

*/apṛkta.NOM.SG eka-aL.NOM.SG pratyaya.NOM.SG/*

「一音からなる接辞は〈*apṛkta* 非混合要素〉と呼ばれる。」

## 【略説】

〈*apṛkta* 非混合要素〉という術語を付与する規則である。以下の例が示すように、接辞が有する指標辞や発声用の母音は、音に数えない。例えば接辞 *Ṇvi* は 3 つの音からなるように見えるが、*Ṇ-* は指標辞、*-i* は発声用の母音であるため、*Ṇvi* は *v* 音という 1 つの音からなる接辞と見なされる。

〈*apṛkta* 非混合要素〉という術語は『タイッティリーヤ音声・音韻学書』では「一音である語は〈*apṛkta* 非混合要素〉と呼ばれる」と定義されている (TP 1.54: *ekavarnaḥ padam apṛktaḥ*)。パーニニ文典において〈*apṛkta* 非混合要素〉という術語が適用される対象は接辞 (*pratyaya*) である一方、『タイッティリーヤ音声・音韻学書』においては語 (*pada*) となっている。さらに同書の注釈書によれば、子音と結合していないものが非混合要素 (*apṛkta*) である。一例として小辞 *u* が挙げられている (Whitney 1868–1871: 39)。

## 【例】

*ardhabhāk* 「半分を受け取るもの」は、*ardha* 「半分」+ 語根 *bhaj* 「分配する、受け取る」+ 接辞 *Ṇvi* (規則 3.2.62) からなる複合語である。接辞 *Ṇvi*、すなわち *v* は一音からなるので、規則 1.2.41 に従って〈*apṛkta* 非混合要素〉と呼ばれる。規則 6.1.67 によって、このような非混合接辞にはゼロが置換される。なお、*ḥbhāk* のヴリッディは規則 7.2.116 による。

## 【規則】

1.2.42 *tatpuruṣaḥ samānādhikaraṇaḥ karmadhārayaḥ* ||

*/tatpuruṣa.NOM.SG samāna-adhikaraṇa.NOM.SG karmadhāraya.NOM.SG/*

「同一指示関係にある語からなるタトプルシャは〈*karmadhāraya* 同格限定複合語〉と呼ばれる。」

## 【略説】

タトプルシャ (格限定複合語) は、パーニニ文典で規定される複合語の一種である。そのタトプルシャ複合語を構成する語が同一の対象を指示するものであるとき、この複合語は〈*karmadhāraya* 同格限定複合語〉という術語 (*sañjñā*) で呼ばれる。複数の語が同一の対象を指示する関係を「同

一対象指示関係」(sāmānādhikarāṇya) と言い、『カーシカー注解』は「異なる適用根拠を有する言葉が同じ対象に対して適用されることが、同一対象指示関係である」と説明している(KV on A 2.1.49 [I.112]: bhinnapravṛttinimitasya śabdasyaikasminn arthe vṛttiḥ sāmānādhikarāṇyam)。以下に出る paramarājyām 「最高の王国」という表現を例にとろう。ここで、parama 「最高の、最高のもの」と rājya 「王国」は同じ1つの対象を指示している。前者はこの対象が有する「最高性」という性質を根拠として適用される語、後者はその同じ対象が有する「王国性」という性質を根拠として適用される語である。このように2つの語が同一の対象を指示する関係にあるとき、それらの語は同じ格語尾をもって現れる、つまり同格関係をもつことになる。paramarājyām という複合語は paramam rājyam (いずれも主格形) という同格関係にある2語から構成されるものである。

【例】

paramarājyām 「最高の王国」は、parama 「最高の、最上位の」+ rājya 「王国、王制」からなるタトプルシャ複合語(規則 2.1.61)である。この複合語を構成する語は同一指示関係にあるので、規則 1.2.42 に従ってこの型のタトプルシャは〈karmadhāraya 同格限定複合語〉と呼ばれる。なお、paramarājyām は最後の音節に高アクセントをもつ。同格限定複合語を除くタトプルシャ複合語の場合、規則 6.2.130 によって rājya の初頭音節に高アクセントが付与される: brāhmaṇarājyam 「バラモンの王国」。このようなアクセント位置の違いが示すように、同格限定複合語とタトプルシャ複合語は異なる振る舞いをするところがある。

【規則】

1.2.43 prathamānirdiṣṭam samāsa upasarjanam ||

/prathamā-nirdiṣṭa.NOM.SG samāsa.LOC.SG upasarjana.NOM.SG/

「複合語に関する規則において、第1格形で表示される要素は〈upasarjana 従属要素〉と呼ばれる。」

【略説】

パーニニが設けた複合語形成規則の中で、第1格形をもって示される要素には、当該規則により〈upasarjana 従属要素〉という術語(sarjñā)が適用される。この術語適用の目的の1つは、複合語の語順を定めることにある。すなわち、この術語で呼ばれる要素は原則として複合語の前部に置かれることになる(規則 2.2.30)。言い換えれば、パーニニは複合語中で前部に置かれることになる要素を第1格形によって示しているということである。

規則中の samāse 「複合語において」は「複合語に関する規則において」(samāsaśāstre) という意味を意図する(KV on A 1.2.43 [I.42])。従属要素(upasarjana)とは主要素(pradhāna)と対になる概念である。

## 【例】

kaṣṭāśritaḥ 「苦境に陥った」というタトブルシャ複合語は規則 2.1.24 によって、kaṣṭam 「苦境」という第 2 格形 (対格形) + śritaḥ 「陥った」から派生される。この複合語の場合、kaṣṭa は śrita に対して従属的な要素であるとみなされる。規則 2.1.24 では、このような従属要素 (upasarjana) は dvitīyā 「第 2 格語尾で終わる語」のように第 1 格形で表示される。複合語に関する規定において、第 1 格形で表示される要素が従属要素となることは規則 1.2.43 によって確保される。また同様に、規則 2.1.30 の tṛtīyā 「第 3 格語尾で終わる語」、規則 2.1.36 の caturthī 「第 4 格語尾で終わる語」、規則 2.1.37 の pañcamī 「第 5 格語尾で終わる語」、規則 2.2.8 の ṣaṣṭhī 「第 6 格語尾で終わる語」、規則 2.1.40 の saptamī 「第 7 格語尾で終わる語」という第 1 格形で表示される語も規則 1.2.43 によって〈upasarjana 従属要素〉と呼ばれ、従属要素として振る舞う。

## 【規則】

1.2.44 ekavibhakti cāpūrvanipāte ||

/eka-vibhakti.NOM.SG ca a-pūrva-nipāta.LOC.SG/

[samāsa upasarjanam 1.2.43]

「複合語の派生において、1 つの格語尾しかとらない語も〈upasarjana 従属要素〉と呼ばれる、その語が前部要素に置かれる場合を除いて。」

## 【略説】

規則 1.2.43 に加えて、〈upasarjana 従属要素〉という術語 (sañjñā) が適用される要素をさらに規定している。複合語の後部に置かれる要素であり、かつそれが複合語の派生過程において常に同一の格語尾を有するものとして想定されるとき (以下の例を見よ)、その要素は〈upasarjana 従属要素〉と呼ばれる。以下の例では、niṣkauśāmbiḥ 「カウシャーンプー町を出た [もの]」の後部をなす kauśāmbī という語がこれにあたる。この語に〈upasarjana 従属要素〉という術語を適用することで、同語の -ī 音に対する短音化が可能となる。

## 【例】

規則 2.2.30 によると、従属要素 (upasarjana) は原則として複合語の前部要素に置かれる。ただ、規則 1.2.44 に挙げられている条件を満たしている場合、前部要素に置かれない語に対しても〈upasarjana 従属要素〉という術語が適用される。主格形 niṣkauśāmbiḥ 「カウシャーンプー町を出た [もの]」は、主格形 niṣkrāntaḥ 「出た」+ 奪格形 kauśāmbyaḥ 「カウシャーンプー町から」から派生されるタトブルシャ複合語 (規則 2.2.18) である。対格形 niṣkauśāmbim は、対格形 niṣkrāntam + 奪格形 kauśāmbyaḥ から派生される。このように、複合語の派生において 1 つの格形でしか現れない語 (この例では奪格形 kauśāmbyaḥ にあたる) は規則 1.2.44 によって〈upasarjana 従属要素〉と呼

ばれる。この術語の適用によって *kausāmbī* の *-ī* には複合語において短母音 *-i* が代置される (規則 1.2.48) : *niṣkausāmbiḥ*.

【規則】

1.2.45 *arthavad adhātur apratyayaḥ prātipadikam* ||

*/arthavat a-dhātu.NOM.SG a-pratyaya.NOM.SG prātipadika.NOM.SG/*

「意味をもち、動詞語基でも接辞でもない要素は〈*prātipadika* 名詞語幹〉と呼ばれる。」

【略説】

〈*prātipadika* 名詞語幹〉という術語 (*sañjñā*) を規定している。名詞語幹たり得るには、まず有意味な要素でなければならない。したがって、*k* や *kh* などの音素は〈*prātipadika* 名詞語幹〉とは呼ばれない。動詞語基や接辞は有意味な要素であるが、それらも〈*prātipadika* 名詞語幹〉とは呼ばれない。規則中の *apratyayaḥ* 「接辞でない」という表現によって「接辞で終わるものではない」という意味をも読み込む解釈もある (SK on A 1.2.45)。例えば *devaḥ* 「神」は主格語尾で終わるものであるが、このように名詞格語尾で終わるものも〈*prātipadika* 名詞語幹〉とは呼ばれないということになる。一方、接辞は接辞でも、第 1 次接辞 (*kṛt*) と第 2 次接辞 (*taddhita*) で終わるものは、次の 1.2.46 によって〈*prātipadika* 名詞語幹〉と呼ばれる。第 1 次接辞については規則 1.1.39 に対する略説部、第 2 次接辞については規則 1.1.38 に対する略説部をそれぞれ見よ (キャット・川村 2022: e204–205)。

当該規則の規定内容に対して、特定の意味を表示しない小辞 (*nipāta*) も〈*prātipadika* 名詞語幹〉と呼ばれることを文法家たちは論じている (vt. 12 to 1.2.45, MBh on vt. 12 to 1.2.45 [I.220–221], KV on A 1.2.45 [I.43])。

【例】

*kuṇḍa* 「壺、地面に掘られた穴」や *pīṭha* 「椅子」などは、動詞語基でも接辞でもなく、意味をもつ要素であるので、規則 1.2.45 によって〈*prātipadika* 名詞語幹〉という術語が与えられる。この術語が付与されることで、これらの名詞語幹の後に (規則 4.1.1) 名詞格語尾を導入することが可能となる (規則 4.1.2)。

【規則】

1.2.46 *kṛttaddhitasamāsāś ca* ||

*/kṛt-taddhita-samāsa.NOM.PL ca/*

[*prātipadikam* 1.2.45]

「第 1 次接辞または第 2 次接辞で終わる要素、および、複合語も〈*prātipadika* 名詞語幹〉と呼ばれ

る。」

### 【略説】

規則 1.2.45 と同じく、特定の要素に〈prātipadika 名詞語幹〉という術語を与える規則である。同規則で術語の付与対象として特定されている要素は、1. 第1次接辞で終わる要素、2. 第2次接辞で終わる要素、3. 複合語の3つである。第1次接辞については規則 1.1.39 に対する略説部、第2次接辞については規則 1.1.38 に対する略説部をそれぞれ見よ（キヤット・川村 2022: e204-205）。

規則 1.2.45 における apratyayaḥ を「接辞でない要素」を意味するものとして解するか、「接辞でない要素」と「接辞で終わらない要素」の両方を意味するものとして解するかで、規則 1.2.46 の果たす機能が変わる。まず、apratyayaḥ を「接辞でない要素」を意味するものとして解する場合、動詞語尾、名詞格語尾、第1次接辞、第2次接辞といった接辞で終わる要素は、規則 1.2.45 により〈prātipadika 名詞語幹〉と呼ばれることになり、それらのうち、規則 1.2.46 はこの術語の適用対象を第1次接辞と第2次接辞で終わる要素だけに制限していることになる。結果として、動詞語尾で終わる定動詞形と名詞格語尾で終わる名詞形が〈prātipadika 名詞語幹〉と呼ばれることはない。次に規則 1.2.45 における apratyayaḥ を「接辞でない要素」と「接辞で終わらない要素」の両方を意味するものとして解する場合、上記4種の接辞で終わる要素は〈prātipadika 名詞語幹〉と呼ばれないことが規則 1.2.45 によって確立するが、それらのうち、規則 1.2.46 は第1次接辞と第2次接辞で終わる要素には例外的に〈prātipadika 名詞語幹〉という術語が適用されることを規定していることになる。結果として、動詞語尾で終わる定動詞形や名詞格語尾で終わる名詞形が〈prātipadika 名詞語幹〉と呼ばれることはない。

規則 1.2.46 では〈prātipadika 名詞語幹〉という術語が複合語にも付与されることが規定されているが、有意味な語の集合体である複合語は、規則 1.2.45 で述べられるところの「意味を有するもの」(arthavat) であるから、複合語が〈prātipadika 名詞語幹〉と呼ばれることは規則 1.2.45 だけによって確立する。それにもかかわらず、規則 1.2.46 で複合語が術語の付与対象として明示されるのは、術語が付与される対象を制限するためである。すなわち、複合語に加えて文・発話 (vākya) もまた有意味な語の集合体であるが、当該の術語が適用される対象をそれらのうち複合語だけに限るために、規則 1.2.46 では複合語が術語の適用対象として明示されているのである。したがって、文・発話は〈prātipadika 名詞語幹〉とは呼ばれない (KV on A 1.2.46 [I.43])。

規則 1.2.45 は非派生的なもの (avyutpanna) としての名詞語幹を規定し、規則 1.2.46 は派生的なもの (vyutpanna) としての名詞語幹を規定している。

### 【例】

kāraka 「〔何かを〕なすもの」は第1次接辞 ṆvuL (規則 3.1.133, vu > -aka- 規則 7.1.1) で終わる語であり、aupagava 「ウバグの子以降の子孫」は第2次接辞 aṆ (規則 4.1.92) で終わる語である。



rājapuruṣa 「王の従者」は、規則 2.2.8 によって rājan-Ñas (> rājñah 規則 6.4.134) 「王の」(属格形) + puruṣa-sU 「人、従者」から派生されるタトプルシャ複合語である。これら 3 つの語は規則 1.2.46 によって <prātipadika 名詞語幹> と呼ばれる。この術語が付与されることで、様々な文法操作の適用が可能となる。例えば、これらの名詞語幹の後に (規則 4.1.1) 名詞格語尾が付与されたり (規則 4.1.2)、複合語 (= 名詞語幹) を構成する語の名詞格語尾にゼロ (luk) が代置されたりする (規則 2.4.71) : rājan-Ñas+puruṣa-sU > rājan-Ø+puruṣa-Ø > rājaØ-Ø+puruṣa-Ø (規則 8.2.7) > rājapuruṣa-.

【規則】

1.2.47 hrasvo napuṃsake prātipadikasya ||

/hrasva.NOM.SG napuṃsaka.LOC.SG prātipadika.GEN.SG/

「中性形では、名詞語幹 (prātipadika) の末母音に短母音が代置される。」

【略説】

最終的に派生される語が中性形である場合、名詞語幹 (規則 1.2.45–46) の末母音が短母音でないならば、それに短母音が代置される。

【例】

atiri kulam 「〔通常の〕財産〔の量〕を超えた一族 (= 非常に裕福な一族)」における中性形 atiri は、ati 「超えて」 + rai (rayi) 「財産」から派生されるタトプルシャ複合語 (規則 2.2.18) である。規則 1.2.47 の適用によって、名詞語幹 (規則 1.2.46) atirai の末母音 -ai に短母音 -i が代置される。-ai に代置される短母音として -a や -u ではなく -i が選ばれるのは、規則 1.1.48 と規則 1.1.50 による (キヤット・川村 2022: e209–211)。

【規則】

1.2.48 gostrīyor upasarjanasya ||

/go-strī.GEN.DU upasarjana.GEN.SG/

[hrasvaḥ prātipadikasya 1.2.47]

「従属要素 (upasarjana) である go 『雌牛、雄牛』という語で終わる名詞語幹、および、従属要素 (upasarjana) である女性接辞後続語で終わる名詞語幹の末母音に短母音が代置される。」

【略説】

go 『雌牛、雄牛』という語、あるいは女性接辞で終わる何らかの語が複合語を構成する従属要素である場合 (規則 1.2.43–44)、これら 2 語の末母音に短母音が代置される。

当該規則は本来適用されるべきでない対象にも過剰に適用されてしまう問題を孕んでいる。例えば gokula 「牛の群れ/牛の小屋」や rājakumārīputra 「王女の息子」において、go 「牛」という語



と<sup>o</sup>kumārī「娘」という女性接辞で終わる語はいずれも従属要素である(規則 1.2.43, 2.2.8)。それゆえ、これらの語は規則 1.2.48 の適用条件を満たしているため、go と<sup>o</sup>kumārī の末母音には短母音 -u と -i が代置されることになる。その結果、\*gukulam や\*rājakumārīputrah という語形が派生されることになり、gokulam や rājakumārīputrah という望ましい語形の派生にたどり着くことができなくなる。このような問題を回避するために、直前の規則 1.2.47 から当該の規則 1.2.48 へ prātipadikasya 「名詞語幹の」という要素を読み込んで、「従属要素 (upasarjana) である go 『雌牛、雄牛』という語で終わる名詞語幹、および、従属要素 (upasarjana) である女性接辞後続語で終わる名詞語幹の末母音に短母音が代置される。」と規則を解するのが伝統的な考え方である。このように解釈することで、当該規則の適用対象は複合語の最終要素としての go という語や女性接辞後続語に限られることになり、gokula における go や rājakumārīputra における<sup>o</sup>kumārī への当該規則の適用は回避される (cf. KV on A 1.2.48 [I.43–44], Nyāsa on KV to A 1.2.48 [I.347–348])。

## 【例】

citraguḥ 「まだら牛をもつ〔もの〕(人名)」は、citra 「まだらな」 + go 「雌牛、雄牛」から派生されるバフブリーヒ複合語(規則 2.2.24, 2.2.35)である。citragu というバフブリーヒ複合語の形成を規定する規則 2.2.24 においては、その複合語を構成するすべての語が anekam 「複数の要素」という第 1 格形によって指示されている。したがって、citraguḥ を構成する go は従属要素 (upasarjana) である(規則 1.2.43)。また、niṣkauśāmbiḥ 「カウシャーンプー町を出た〔もの〕」というタトプルシヤ複合語(規則 2.2.18)において、女性接辞 NṛP (規則 4.1.15) で終わる kauśāmbī 「カウシャーンプー町」も従属要素である(詳しくは規則 1.2.44 の例を見よ)。このような場合、規則 1.2.48 によって、citrago の末母音 -o に短母音 -u が、niṣkauśāmbī の末母音 -ī に短母音 -i が代置される。代置される短母音として -u と -i がそれぞれ選択されるのは、規則 1.1.48 と規則 1.1.50 による(キャット・川村 2022: e209–211)。

## 【規則】

1.2.49 luk taddhitaluki ||

/luk.NOM.SG taddhita-luk.LOC.SG/

[strī upasarjanasya 1.2.48]

「第 2 次接辞がゼロ化 (luk) されるとき、従属要素 (upasarjana) の女性接辞もゼロ化される。」

## 【略説】

複合語という名詞語幹(規則 1.2.46)に後続する第 2 次接辞にゼロが代置されるとき、従属要素 (upasarjana) と見なされる複合語構成要素に女性接辞が後続しているならば、その女性接辞にもゼロが代置されることを規定している。第 2 次接辞については規則 1.1.38 に対する略説部を見よ

(キャット・川村 2022: e204)。

以下の例から推測されるように、規則 1.2.48 から当該規則に読み込まれる *upasarjana* という語は、規則 1.2.43-44 で規定される特殊な意味を担わない。それは何らかのものに從属するもの、すなわち、ゼロ化される第 2 次接辞の意味に從属する要素 (意味) を指す (Joshi and Roodbergen 1993: 85)。

【例】

*pañcendrāṇī* 「5 柱のインドラニー」は、数詞である *pañcan* 「5 つ」 (規則 1.1.24) + *indrāṇī* 「インドラニー (インドラの妻)」から形成されるドゥヴィグ複合語 (数詞複合語) である (規則 2.1.51-52)。 *indrāṇī* は、*indra* 「インドラ」 + 加音 *ānuK* + 女性接辞 *ṆīṢ* (規則 4.1.49) で派生される。 *pañcendrāṇyo devatā asya* 「5 柱のインドラニーという神格と関係するもの (=5 柱のインドラニーに捧げるもの)」という意味を表したい場合、規則 4.2.24 に従って *pañcendrāṇī* に第 2 次接辞 *aṆ* を付与する。この接辞 *aṆ* には規則 4.1.88 によってゼロ (*luk*) が代置される。それゆえ、從属要素 (*upasarjana*) である *indrāṇī* の女性接辞 *ṆīṢ* (とその加音 *ānuK*) にも規則 1.2.49 によってゼロが代置される。その結果、*pañcendraḥ* 「5 柱のインドラニーに属する [もの]」となる。なお、*indrāṇī* の意味はゼロ化される第 2 次接辞 *aṆ* の意味に從属するものであるから、そのような意味を担う *indrāṇī* もまた從属要素と見なされる。

【規則】

1.2.50 *id goṇyāḥ* ||

/iT.NOM.SG goṇī.GEN.SG/

[*taddhitaluki* 1.2.49]

「*goṇī* (容積の単位) の末母音に短母音 *i* が代置される、その第 2 次接辞がゼロ化 (*luk*) されるとき。」

【略説】

当該規則は規則 1.2.49 に対する例外規則である。規則 1.2.49 によれば、複合語に後続する第 2 次接辞にゼロが代置されるとき、從属要素 (*upasarjana*) である複合語構成要素の女性接辞にもゼロが代置されることになる。これに対して、そのような複合語構成要素が *goṇī* という語である場合、女性接辞 *ṆīṢ* へのゼロ代置は起こらず、その末母音 *-ī* に短母音 *-i* が代置されることを当該規則は規定している。

【例】

*pañcagoṇī* 「5 ゴーニー」は、数詞である *pañcan* 「5 つ」 (規則 1.1.24) + *goṇī* (容積の単位) から形成されるドゥヴィグ複合語である (規則 2.1.51-52)。「5 ゴーニーで購入された [もの]」という意味を表したい場合、規則 5.1.37, 5.1.19 に従って *pañcagoṇī* に第 2 次接辞 *ṭhaK* を付与する。この接

辞 *thaK* には規則 5.1.28 によってゼロ (*luk*) が代置されることになる。それゆえ、規則 1.2.50 の適用によって *goṇī* の末母音 *-ī* に短母音 *-i* が代置される。その結果、*pañcagoniḥ* 「5 ゴーニーで購入された〔もの〕」となる。

### 【規則】

1.2.51 *lupi yuktavad vyaktivacane* ||

/lup.LOC.SG yukta-vat vyakti-vacana.NOM.DU/

「派生語の第2次接辞がゼロ化 (*lup*) されるとき、その性と数は派生元の語に準ずる。」

### 【略説】

ある名詞形に第2次接辞 (キャット・川村 2022: e204) が導入された後、その接辞にゼロが代置されて最終的な語形が派生される場合、その派生形の性と数は最初の名詞形の性と数に従うことを規定している。以下の例からわかるように、この規定は国名などといった慣習的な意味を表す語を説明するためのものである。

規則中で「性」は *vyakti* という語、「数」は *vacana* という語によって表されているが、『カーシカー注解』によれば、パーニニ文法で「性」と「数」を表す通常の語は *liṅga* と *saṅkhyā* である。これら *vyakti* と *vacana* はパーニニ以前の文法家が使用していた術語であり、当該規則それ自体も先代の文法家によるものであるという。このような先代の規定は後の規則 1.2.53 で否定されることになる (KV on A 1.2.51 [I.44]) 。

### 【例】

*pañcālāḥ* (男性複数) は部族の名前であるが、同じ形をした *pañcālāḥ* はその部族が住む国の名前としても使われる。後者の国の名前である *pañcālāḥ* 「パンチャーラ国」は、次のように派生される。まず、派生元となる男性属格複数形 *pañcālānām* 「パンチャーラ (部族名) の」に第2次接辞 *aṅ* を付与する (規則 4.2.69)。この接辞を付与することで、全体として「パンチャーラ族が住するところ (*nivāsa*) 」という意味が表される。さらに、派生語が国 (*janapada*) を表す場合、前に導入した第2次接辞 *aṅ* は規則 4.2.81 によってゼロ化 (*lup*) される。このように派生した *pañcālāḥ* 「パンチャーラ国」 (男性複数) は、規則 1.2.51 に従い、派生元である *pañcālānām* 「パンチャーラ (部族名) の」 (男性属格複数) の性と数を受け継ぐ。1つの国を表しているのに複数形である *pañcālāḥ* 「パンチャーラ国」が使われるのは、そのためである。

【規則】

1.2.52 *viśeṣaṇānāñ cājāteḥ* ||

/viśeṣaṇa.GEN.PL ca a-jāti.GEN.SG/

[*lupi yuktavad vyaktivacane* 1.2.51]

「また、第 2 次接辞がゼロ化 (*lup*) された派生語を修飾する語の性と数も派生元の語に準ずる、その修飾語が類を表す場合を除いて。」

【略説】

この規則の直前にある規則 1.2.51 は、ある名詞形に第 2 次接辞 (キャット・川村 2022: e204) が導入された後、その接辞にゼロが代置されて最終的な語形が派生される場合、その派生形の性と数は最初の名詞形の性と数に従うことを規定している。当該規則は、そのような派生形とともに修飾語が使用される場合、その修飾語の性と数もまた、最初の名詞形の性と数に従うことを述べている。

パーニニ文法学においては、「綺麗な」などを意味する形容詞だけでなく、「国」などを意味する名詞も修飾語 (*viśeṣaṇa* 「限定するもの、区別するもの」) と見なしうる。例えば「X という国」と言った場合、「国」は X を限定する役割を果たしているからである。これらのうち、前者のような形容詞が当該規則の適用対象である。それらはパーニニ文法学において「属性表示語」 (*guṇavacana*) とされる。対して、後者のような名詞は、対象を一般的な形で指示する場合がある。例えば *go* という語が牛というもの、牛一般を指示する場合、同語は「類表示語」 (*jātivacana*) である。ある派生形の修飾語がこのような「類表示語」である場合、その修飾語は当該規則 1.2.52 の適用対象とはならない。すなわち、その修飾語と派生形の性と数は一致しなくてもよい。無論、以下の例が示すように、語の性がたまたま一致することはありうる。

【例】

*pañcālāḥ ramaṇīyāḥ, bahvannāḥ, bahukṣīraghṛtāḥ, bahumālyaphalāḥ* 「パンチャーラ国は綺麗で、多くの食べ物や、ミルク、バター、花、果物をもっている」では、派生語である *pañcālāḥ* 「パンチャーラ国」は、規則 1.2.51 に従って派生元となる男性属格複数形 *pañcālānām* 「パンチャーラ (部族名) の」の性と数を受け継ぐ (規則 1.2.51 に対する例の説明を見よ)。それと同様に、派生語 *pañcālāḥ* を修飾する *ramaṇīyāḥ, bahvannāḥ* なども規則 1.2.52 によって同じ男性複数形となる。ただ、例えば *pañcālāḥ janapadaḥ* 「パンチャーラという国」の場合、*janapadaḥ* 「国」は *pañcālāḥ* の修飾語 (*viśeṣaṇa*) として働いているが、類を表しているため複数形をとらない。

## 【規則】

1.2.53 tad aśiṣyaṃ sañjñāpramāṇatvāt ||

/tad.NOM.SG a-śiṣya.NOM.SG sañjñā-pramāṇatva.ABL.SG/

「それ（性と数の一致）は、言語慣習の知識を根拠とするものであるため、規定しなくてもよい。」

## 【略説】

規則 1.2.53–57 は後世による挿入が疑われている規則群であり、パーニニ自身の手によるものではない可能性がある（先行研究については Cardona 1976: 158–159）<sup>6</sup>。それらのうちの1つである当該規則は、規則 1.2.51–52 の規定を不要とする立場を表明している。すなわち、pañcālāḥ 「パンチャーラ国」という語が男性複数形として使用されることや、それを修飾する ramaṇīyāḥ 「綺麗な」という語も同じく男性複数形で使用されることは、実際の言語運用を知っていればわかることであるので、それらの性と数を定める規則をわざわざ定式化する必要はないということである。

規則中の sañjñā をバタンジャリは「知っていること、理解していること」（sañjñāna）と解釈しており、注釈家たちによれば、それはつまり世間の言語慣習（lokavyavahāra）について知っていることである（Cardona 1997: 596）。

## 【例】

āpaḥ 「水」（女性複数）、dārāḥ 「妻」（男性複数）、grhāḥ 「家」（男性複数）、sikatāḥ 「砂」（女性複数）、varṣāḥ 「雨季」（女性複数）などの例が示すように、性と数の振る舞いは何らかの文法規則によって説明・定式化されるべきものではなく、一般的な言語慣習・言語運用から理解されるものである。

## 【規則】

1.2.54 lup yogāprakhyānāt ||

/lup.NOM.SG yoga-aprakhyāna.ABL.SG/

[aśiṣyam 1.2.53]

「第2次接辞のゼロ化（lup）は規定しなくてもよい、当該の派生関係は必ずしも認識されないから。」

## 【略説】

規則 1.2.53–57 は後世による挿入が疑われている規則群であり、パーニニ自身の手によるものではない可能性がある（先行研究については Cardona 1976: 158–159）。当該規則は、それらのうちの1つである。規則 1.2.51 に対する例で示したように、pañcālāḥ 「パンチャーラ国」などの語は、

<sup>6</sup> Cardona (1997: 590–606) はこれら五規則はおそらくパーニニ文典本来のものではないと考えている。

pañcālānām 「パンチャーラ族の」という男性属格複数形の後への第2次接辞の導入とそのゼロ化を経て派生される。この派生過程は、パンチャーラ国とパンチャーラ族の間に関係（パンチャーラ族が居住している場所がパンチャーラ国であるという関係）の認識を前提としている。しかし、そのような関係は必ずしも認識されるわけではない。国名のように語彙化した語については、このような語源的な意味は意識されず慣習的に使用されることが多い。その場合、pañcālāḥ 「パンチャーラ国」という語形は世間の教養人らが使用する通りに受け入れて使用すればよく、同語を派生させる第2次接辞の導入規則やそのゼロ化規則を規定する必要はないことになる。

【例】

1.2.51 の規定は、国の名前である pañcālāḥ 「パンチャーラ国」が、pañcālānām 「パンチャーラー族の」に導入された第2次接辞 aN（規則 4.2.69）をゼロ化（lup）（規則 4.2.81）することによって派生されることを前提としている（規則 1.2.51 に対する例の説明を見よ）。しかし、pañcālāḥ 「パンチャーラ国」は慣習的に国の名前として使われており、派生元である pañcālānām 「パンチャーラ族の」との関係は必ずしも認識されない。

【規則】

1.2.55 yogapramāṇe ca tadabhāve 'darśanaṃ syāt ||

/yoga-pramāṇa.LOC.SG ca tad-abhāva.LOC.SG a-darśana.NOM.SG as.OPT.3SG/

「また、当該の派生関係を根拠とするのであれば、それが存在しない（派生関係が認識されない）とき、その派生語は見られないはずである。」

【略説】

規則 1.2.53–57 は後世による挿入が疑われている規則群であり、パーニニ自身の手によるものではない可能性がある（先行研究については Cardona 1976: 158–159）。それらのうちの1つである当該規則は、直前の規則 1.2.54 の内容を受けたものである。当該規則の要点については以下に例とともに説明している。

パーニニの規則は基本的に述語としての定動詞形を含まず、含んでいたとしても事実を報告する直説法の形が普通で（例えば規則 3.2.101）、パーニニ自身の意思を伝えるような話法形は使用されない。それゆえ、当該規則における、syāt 「～であるべきである」という願望法語形の述語としての使用は異質に見える。また規則の内容も、何かを仮定したときに不都合な帰結が起ることを指摘する論書のような内容であり、この点もパーニニ文典の基本的な性格とそぐわない。

【例】

規則 1.2.51 の規定は、国の名前である pañcālāḥ 「パンチャーラ国」が、pañcālānām 「パンチャーラー族の」に導入された第2次接辞 aN（規則 4.2.69）をゼロ化（lup）（規則 4.2.81）することによ



て派生されることを前提としている (1.2.51 に対する例の説明を見よ)。しかし、*pañcālāḥ* 「パンチャーラ国」は慣習的に国の名前として使われており、派生元である *pañcālānām* 「パンチャーラー族の」との関係は必ずしも認識されない。もし、規則 1.2.51 で言われたような派生関係が語派生の基準となるのであれば、それが認識されない場合 (例えばパンチャーラ族がもはやパンチャーラ国に住んでいない場合) には、その派生語は生成できなくなるはずである。しかし、実際には、*pañcālāḥ* は依然として国の名前として使用され続けている。

### 【規則】

1.2.56 *pradhānapratyayārthavacanam arthasyānyapramāṇatvāt* ||

/pradhāna-pratyaya-arthavacana.NOM.SG artha.GEN.SG anya-pramāṇatva.ABL.SG/

[aśiṣyam 1.2.53]

「主要素あるいは接辞によって意味がどのように表されるのかは規定しなくてもよい、意味は別のものを知識根拠とするものであるから。」

### 【略説】

規則 1.2.53–57 は後世による挿入が疑われている規則群であり、パーニニ自身の手によるものではない可能性がある (先行研究については Cardona 1976: 158–159)。当該規則はそれらのうちの 1 つである。この規則によれば、複合語の主要素となる語や何らかの語基に導入される接辞 (いずれについても以下の例を見よ) が、どのような形で意味を表示するのかは規定しなくてよいという。主従関係をもつ複合語全体の意味や、語基と接辞からなる派生語全体の意味は、実際の言語運用から理解できるからである。規則中の「別のものを知識根拠とするから」 (*anyapramāṇatvāt*) という表現における「別のもの」は世間の言語運用 (*loka*) を指している (KV on A 1.2.56 [I.46])。

『カーシカー注解』によれば、「主要素と従属要素は共に主要素の意味を表示する」 (*pradhānopasarjane ca pradhānārthaṃ saha brūtaḥ*) や「語基と接辞は共に [1 つの] 意味を表示する」 (*prakṛtipratyayau sahārthaṃ brūtaḥ*) といったものが先代の文法家たち (*pūrvacārya*) の考えであるが、それに対してパーニニは当該規則で反論している (*pratyācaṣṭe*) という (KV on A 1.2.56 [I.46])。

### 【例】

*rājapuruṣa* 「王の従者」は、規則 2.2.8 によって *rājñāḥ* 「王の」 (*rājan* の属格形) + *puruṣaḥ* 「人、従者」 (*puruṣa* の主格形) から派生されるタトプルシャ複合語である。従属要素 *rājñāḥ* 「王の」 + 主要素 *puruṣaḥ* 「従者」は共に主要素の意味である「従者」を表すと規定する文法学者がいる。しかし、このような複合語の意味は、文法学を学んでいない人にも問題なく理解できる。例えば文法学を学んでいない人に、*rājapuruṣam ānaya* 「王の従者を連れて来なさい！」と命令したら、その人は王 (*rājan*) でもなく、また一般の従者 (*puruṣa*) でもなく、王との関係によって特徴付けられる従者



だけを連れて来るとというのが事実である。したがって、複合語における従属要素 (upasarjana) と主要素 (pradhāna) の関係から複合語全体の意味がどのように導き出されるのかは規定しなくてもよいという立場がとられている。

同様のことは語基 (prakṛti) と接辞 (pratyaya) の組み合わせに関しても言える。例えば、aupagava 「ウパグの子以降の子孫」は、語基 upagoḥ 「ウパグ (人名) の」 (upagu の属格形) + 第 2 次接辞 aN (規則 4.1.92) で派生される。語基「ウパグの」 + 接辞「子以降の子孫」は共に派生語全体の意味「ウパグの子以降の子孫」を表すと規定する文法学者がいる。しかし、文法学を学んでいない人に、aupagavam ānaya 「ウパグの子以降の子孫を連れて来なさい！」と命令したら、その人はウパグ (upagu) 自身でもなく、また一般の子以降の子孫 (apatya) でもなく、あるいはその両方 (ウパグと子以降の子孫) でもなく、ウパグとの関係によって特徴付けられる子以降の子孫だけを連れて来るとというのが事実である。したがって、派生語における語基・接辞の意味から派生語全体の意味がどのように導き出されるのかは規定しなくてもよいという立場がとられている。

### 【規則】

1.2.57 kālopasarjane ca tulyam ||

/kāla-upasarjana.NOM.DU ca tulyam/

[aśiṣyam 1.2.53]

「時間および従属要素という概念も同じ理由から規定しなくてもよい。」

### 【略説】

規則 1.2.53–57 は後世による挿入が疑われている規則群であり、パーニニ自身の手によるものではない可能性がある (先行研究については Cardona 1976: 158–159)。当該規則はそれらの規則の 1 つである。これによれば、昨日・今日・明日といった時間が何を意味しているか、従属要素という概念が何を意味しているかなどは規定しなくよい。理由は、先の規則 1.2.56 と同じく、それらが意味するところは世間の言語運用から理解されるからである。

『カーシカー注解』によれば、他の文法家たちは今日という時間を「通常の起床から通常の就寝までの時間が『今日』である」 (ā nyāyyād utthānād ā nyāyyāc ca saṃveśanāt eṣo 'dyatanaḥ kālaḥ) や「ある半夜から次の半夜までの一日が『今日』である」 (ahar ubhayato 'rdharātram eṣo 'dyatanaḥ kālaḥ) と定義したり、従属要素を「従属的なものとは、主要でないものである」 (apradhānam upasarjanam) と説明したりする。それに対して、パーニニは当該規則で反対しているという (KV on A 1.2.57 [I.46]) 。

〈upasarjana 従属要素〉という用語には、規則 1.2.43–44 において形態統語論的な観点から定義が与えられている。当該規則では、「従属要素」という概念を意味論的に定義する必要はないこと

が主張されている。

【例】

今日という時間的概念 (*adyatanaḥ kālaḥ*) は、「同じ日の、起床から就寝までの時間帯を指す」や、「真夜中から次の真夜中までの時間帯を指す」と定義する文法学者がいる。また、「従属的なもの (*upasarjana*) とは、主要でないもの (*apradhāna*) である」と定義する文法学者がいる。しかし、文法学を学んでいない人でも、*idam asmābhir adya kartavyam, idaṃ śvaḥ kartavyam, idam hyaḥ kṛtam* 「私たちは、今日このことをしなければならない、明日このことをしなければならない、昨日このことをした」と発言したり、あるいは *vayam atra grhe grāme vā upasarjanam apradhānam* 「この家あるいはこの村では、私たちは従属的な地位にある、私たちは非主要的な地位にある」と発言したりする。したがって、時間および従属要素という概念の意味は一般的な言語慣習から理解できるものであって、何らかの文法規則によって定義・説明されるべきものではないという立場がとられている。

【規則】

1.2.58 *jātyākhyāyām ekasmin bahuvacanam anyatarasyām ||*

*/jāti-ākhyā.LOC.SG eka.LOC.SG bahuvacana.NOM.SG anyatarasyām/*

「類が表される場合、1つの単位全体を指すときに複数接辞が任意に用いられる。」

【略説】

「x というもの、x 一般」という 1つの集合を指すときに、単数接辞だけではなく複数接辞も任意に使用されることが規定されている。単数形にせよ複数形にせよ、それがこのように種族全体を指す場合、そこに見出される数を言語学者イエスベルセン (1860–1943) は総称数 (*generic number*) と呼んだ。例えば、*Man is mortal* 「人は死ぬものだ」、*A dog is vigilant/The dog is vigilant/Dogs are vigilant* 「犬は目ざとい」、*The old are apt to catch cold* 「老人は風邪をひきやすい」はすべてこの総称数が現れている例である (亀井・千野・河野 1995: 766)。

【例】

*sampanno yavaḥ ~ sampannā yavāḥ* 「熟した大麦」では、*yava* は類 (「大麦というもの、大麦という単位全体」) を表しているため、規則 1.2.58 に従って単数形でも複数形でも許容される。一方、*devadattaḥ* 「デーヴァダッタ (人名)」は類・単位全体ではなく、特定の人物・個人を表しており、デーヴァダッタという名前をもつ 1個人を指すために複数形が用いられることはない。

【規則】

1.2.59 *asmado dvayoś ca* ||

/asmad.GEN.SG dva.LOC.DU ca/

[*ekasmin bahuvacanam anyatarasyām* 1.2.58]

「1人称代名詞 *asmad* が1人または2人を指すときにも、複数接辞が任意に用いられる。」

【略説】

1人称代名詞 *asmad* の複数形が、指示対象が1人であっても2人であっても任意に使用されうることを規定している。

【例】

*ahaṃ bravīmi* 「私が話す」のように1人を指すときにも、または *āvāṃ brūvaḥ* 「私たち2人が話す」のように2人を指すときにも、規則 1.2.59 に従って *asmad* の複数形を導入した *vayaṃ brūmaḥ* を使用することが可能である。

【規則】

1.2.60 *phalgunīproṣṭhapadānān ca nakṣatre* ||

/phalgunī-proṣṭhapadā.GEN.PL ca nakṣatra.LOC.SG/

[*bahuvacanam anyatarasyām* 1.2.58, *dvayoḥ* 1.2.59]

「*phalgunī* および *proṣṭhapadā* という語が対をなす星宿を指すときにも、複数接辞が任意に用いられる。」

【略説】

*phalgunī* と *proṣṭhapadā* の2語が対をなす星宿をそれぞれ表すとき、それらの双数形に加えて複数形が使用されることを任意に許す規則である。

これら2語は、「前」(*pūrva*)と「後」(*uttara*)に区分される一対の星群を表すことがある。その場合に、当該規則が適用される。一方、もしこれら2語が、例えば「二人の少女はバルグニー座の生まれである」(*phalgunyau māṇavike*)におけるように(KV on A 1.2.60 [I.47])、一対をなす星群ではなくその星群のもとに生まれた者を意味するときには、修飾する語と同じ性・数・格をとることになる。当該の例文における *phalgunyau* 「バルグニー座のもとに生まれた〔二人の少女〕」という語は、規則 4.3.34 に基づくものである。

【例】

バルグニー (*phalgunī*) とプローシュタパダー (*proṣṭhapadā*) はそれぞれ一対をなす星宿(前 [*pūrva*] と後 [*uttara*] に分けられる)の名前であり、規則 1.2.60 に従って *kadā pūrve phalgunyau ~ kadā pūrvāḥ phalgunyaḥ* 「前バルグニー座はいつなのか?」、*kadā pūrve proṣṭhapade ~ kadā pūrvāḥ*

proṣṭhapadāḥ 「前プロシュタパダー座はいつなのか？」におけるように双数形でも複数形でも使用することが可能である。

【規則】

1.2.61 chandasi punarvasvor ekavacanam ||

/chandasi.LOC.SG punarvasu.GEN.DU ekavacana.NOM.SG/

[anyatarasyām 1.2.58, dvayoḥ 1.2.59, nakṣatre 1.2.60]

「聖典では、punarvasu という語が対をなす星宿を指すときに、単数接辞が任意に用いられる。」

【略説】

punarvasu という語が対をなす星宿を表すとき、ヴェーダ聖典では双数形に加えて単数形が任意に使用されることを規定している。

【例】

púnarvasur nákṣatram áditir devatā (MS 2.13.20 [II.165.14–15]) ~ púnarvasū nákṣatram áditir devatā (TS 4.4.10.1 [I.374.5–6]) 「〔君 (=nakṣatreṣṭakā) が〕星宿プナルヴァスであり、神格アディティである」のように、ヴェーダ聖典では、punarvasu という語が対をなす星宿を指すときに、単数形 (púnarvasuḥ) でも双数形 (púnarvasū) でも許容される。

【規則】

1.2.62 viśākhayoś ca ||

/viśākha.GEN.DU ca/

[anyatarasyām 1.2.58, dvayoḥ 1.2.59, nakṣatre 1.2.60, chandasi ekavacanam 1.2.61]

「聖典では、viśākha という語が対をなす星宿を指すときにも、単数接辞が任意に用いられる。」

【略説】

viśākha という語が対をなす星宿を表すとき、ヴェーダ聖典では双数形に加えて単数形が任意に使用されることを規定している。

【例】

viśākham nákṣatram indrāgnī devatā (MS 2.13.20 [II.166.2–3]) ~ viśākhe nákṣatram indrāgnī devatā (TS 4.4.10.2 [I.374.11]) 「〔君 (=nakṣatreṣṭakā) が〕星宿ヴィシャーカであり、神格インドラとアグニである」のように、ヴェーダ聖典では、viśākha という語が対をなす星宿を指すときに、単数形 (viśākham) でも双数形 (viśākhe) でも許容される。『カーシカー注解』では、上記の MS 2.13.20 の用例における中性単数形 viśākham は女性単数形 viśākhā に入れ替わっている。viśākha は本来中性名詞であったが、女性名詞 viśākhā は叙事詩や天文学書に在証されている。中性双数形 viśākhe などの形式が、女

性双数形でも解釈できることから、女性名詞 *viśākhā* が新たに生じ、これが『カーシカー注解』に導入されたと考えられる (Thieme 1935: 8)。

【規則】

1.2.63 *tiṣyapunarvasvor nakṣatradvandve bahuvacanasya dvivacanan nityam* ||

/tiṣya-punarvasu.GEN.DU nakṣatra-dvandva.LOC.SG bahuvacana.GEN.SG dvivacana.NOM.SG nityam/

「*tiṣya* および *punarvasu* からなる、星宿を表すドウヴァンドウヴァ複合語の場合、複数接辞の代わりに双数接辞が必ず用いられる。」

【略説】

ドウヴァンドウヴァ (*dvandva* 「並列複合語、連繋複合語」) はパーニニ文典で規定される複合語の一種である (規則 2.2.29)。星宿の名である *tiṣya* と *punarvasu* の 2 語がこの並列複合語を構成する場合、双数形が必ず使用されることが規定されている。

一般的に *tiṣya* という語は 1 つの星群を、*punarvasu* という語は 1 対の星群を指すものであるから、両者から形成される複合語は合計で 3 つの星群を指すことになる (KV on A 1.2.63 [I.48])。この場合、複数接辞の導入が期待される。それに対して当該規則では、複合語の指示対象が合計で 3 つになるとしても、必ず双数接辞が導入されて双数形が用いられることが規定されている。

【例】

通常、星宿の名である *tiṣya* は単数形で使われ、*punarvasu* は双数形で使われる。この 2 つの星宿の名をドウヴァンドウヴァ複合語にした場合、3 つ以上の対象が指示されることになるので、規則 1.4.21 によって複数形が期待される。しかし、*uditau tiṣyapunarvasū dṛṣyete* 「〔天に〕昇ったティシャとプナルヴァスが見える」のように、複数形 (*\*tiṣyapunarvasavaḥ*) の代わりに双数形 (*tiṣyapunarvasū*) が必ず用いられる。

【規則】

1.2.64 *sarūpāṇām ekaśeṣa ekavibhaktau* ||

/sarūpa.GEN.PL eka-śeṣa.NOM.SG eka-vibhakti.LOC.SG/

「連続する同じ語形のうち、1 つのみが残存する、それらの語形が同じ 1 つの格語尾に終わる場合。」

【略説】

当該規則は規則 2.2.29 が導く通常の並列複合語の形式を防ぐものとして機能する (BM on SK 188 [I.185]: *dvandvāpavāda ekaśeṣa iti phalitam*)。複合語を構成する名詞語幹が異なる場合、規則 2.2.29 によって通常の並列複合語の形式ができあがるが、複合語を構成する名詞語幹が同じである場合、

それら名詞語幹のうちで1つだけが残存した形式をとる(以下の例を見よ)。

当該規則は、同じ格語尾で終わる同じ語形が連続することになるとき、それらのうち、1つだけが残存することを規定している。当該規則によって、例えば  $vṛkṣa + sU + vṛkṣa + sU + vṛkṣa + sU$  「木と木と木、三本の木」というように、同じ主格単数語尾  $sU$  が同じ名詞語幹  $vṛkṣa$  に後続して同じ語形が連続することになるとき、 $vṛkṣa + s$  が1つだけが残存することになる ( $\{vṛkṣa + s + vṛkṣa + s + vṛkṣa + s\} + Jas \rightarrow \{vṛkṣa + s\} + as$ )。残存した  $vṛkṣa + s$  における  $s$  は規則 2.4.71 によってゼロ化される ( $\{vṛkṣa + s\} + as \rightarrow \{vṛkṣa + \emptyset\} + as$ )。こうして、名詞語幹が1つだけが残存した語形  $vṛkṣāḥ$  「複数の木」ができあがる<sup>7</sup>。

日本語では複数の木を指す場合に「木々」というように「木」という語を繰り返すことができるが、サンスクリット語では  $*vṛkṣavṛkṣavṛkṣāḥ$  (主格複数形) というように  $vṛkṣa$  「木」という語を複合語の中で重ねることはない。三本以上の木を指す場合、 $vṛkṣa$  という一語だけに複数接辞をつけた  $vṛkṣāḥ$  という表現が使用される。当該規則 1.2.64 がもしなければ  $*vṛkṣavṛkṣavṛkṣāḥ$  のような表現が規則 2.2.29 によって許されることになるが、当該規則 1.2.64 はそれを防ぐことになる。

単に対象の複数性を示す際に同じ名詞語幹が複合語中で繰り返されることは普通ないが、反復・強意・配分といった意味合いを伝えるために反復がなされることはある。 $madāmada$  「いつも酔っている」(反復)、 $ghanāghana$  「好戦的な」(強意)、 $grhegrhe$  「家という家で」(配分) などである。

なお、当該規則 1.2.64 の規定は、例えば  $vṛkṣa$  という語は1つの個物としての「木」を指すものであり、それは「木の集合、木というもの一般」という類を指すものではないという立場のもと定式化されている。もし1つの名詞語幹だけで対象の集合、全体を指すと考えるならば、このような名詞語幹の反復は起こる必要がなく、したがってそれらのうちで1つだけが残存することを規定する必要もない。

#### 【例】

$plakṣās ca nyagrodhaś ca$  「プラクシャ樹とニヤグローダ樹」(主格形) や、 $plakṣās ca nyagrodhaś ca khadirāś ca$  「プラクシャ樹とニヤグローダ樹とカディラ樹」(主格形) に対応する並列複合語を規則 2.2.29 によって形成するとき、それぞれ  $plakṣa-nyagrodhau$  (主格双数形) と  $plakṣa-nyagrodha-khadirāḥ$  (主格複数形) となる。一方、例えば  $vṛkṣās ca vṛkṣās ca$  「木と木」(主格形) や、 $vṛkṣās ca vṛkṣās ca vṛkṣās ca$  「木と木と木」(主格形) が、 $*vṛkṣa-vṛkṣau$  (主格双数形) や  $*vṛkṣa-vṛkṣa-vṛkṣāḥ$  (主格複数形) という並列複合語を形成することはなく、それらは規則 1.2.64 によって1つの名詞語幹  $vṛkṣa$  のみが残存した  $vṛkṣau$  と  $vṛkṣāḥ$  となる。

<sup>7</sup> 以上の派生過程については Scharf (1996: 42 n. 45) を参照した。当該の規則 1.2.64 に対しては様々な見方が存在する。ここで示したのはそのうちの1つに過ぎない。当該規則に対する見方については Joshi and Roodbergen (1993: 108–118) や Scharf (1996: 42ff.) を参照せよ。

【規則】

1.2.65 vṛddho yūnā tallakṣaṇaś ced eva viśeṣaḥ ||

/vṛddha.NOM.SG yuvan.INS.SG tad-lakṣaṇa.NOM.SG ced eva viśeṣa.NOM.SG/

[ekaśeṣaḥ 1.2.64]

「年上を表す父称派生語 (patronymic) が年下を表す父称派生語と結合する場合、前者のみが残存する、両者の違いがそれ (年齢の差) だけによるのであるならば。」

【略説】

年上の者を指す父称と年下の者を指す父称が結合して複合語を形成する場合、年上の者を指す方が残存することを規定している。この規定は、これら年上の者と年下の者が同じ家系に属するときのみ有効である。彼らがそれぞれ異なる家系に属するならば、両者の年齢に加えてこの家系の点での相違があるため、当該規則は適用されない。

規則中の vṛddha という語は規則 1.1.73 で規定される術語〈vṛddha 増大形〉とは異なるものである (この術語についてはキャット・川村 2022: e225–226)。そのことは、同語が yuvan という語と共に起していることから推定される。パーニニ文典において孫以降の子孫は〈gotra 氏族〉と呼ばれるが (規則 4.1.162)、『カーシカー注解』によれば、当該規則 1.2.65 で使われる vṛddha という語はこの術語〈gotra 氏族〉と同じ意味を表す先師たちの用語 (pūrvacāryasañjñā) である (KV on A 1.2.65 [L48])。一方、〈yuvan 年下〉という術語は、孫以降の子孫のうち、第 3 世代に属する年下の者たちか第 4 世代以降 (ひ孫以降) の者たちを指す。ガルガ族を例にとると、次のようにまとめることができる：

第 1 世代 ガルガ (garga、一族の創始者)

第 2 世代 ガールギ (gārgi、ガルガの子)

第 3 世代 ガールギヤ (gārgya、ガルガの年上の孫)

第 3 世代 ガールギヤーヤナ (gārgyāyaṇa、ガルガの年下の孫 [ガールギヤの弟])

第 4 世代 ガールギヤーヤナ (gārgyāyaṇa、ガルガのひ孫 [ガールギヤの子])

ただし、ある人物がガールギヤーヤナと呼ばれうるのは、その兄または父以上の世代が生きている場合に限る (規則 4.1.163–164)。もしすでに死んでいれば、今後は次の最年長の者がガールギヤと呼ばれる。

【例】

gārgya 「ガルガ (人名) の孫以降の子孫」は接辞 yañ (規則 4.1.105) で派生される父称 (patronymic) であり、gārgyāyaṇa 「ガルガ (人名) の孫以降の子孫」も接辞 phaK (規則 4.1.101, > -āyana- 規則



7.1.2) で派生される父称である。一族の創始者の孫以降の子孫は、規則 4.1.162 によって〈gotra 氏族〉という術語を与えられる。パタンジャリによると、パーニニ以前の文法学では、〈gotra 氏族〉ではなく〈vṛddha 年長〉という術語が使われていた (MBh on A 1.2.68 [I.248.18])。『カーシカ一注解』によれば、規則中の vṛddha は規則 4.1.162 で定義される gotra と同じ意味で用いられている。一方、〈yuvan 年下〉は規則 4.1.163–164 で定義される術語である。これらの規則によると、例えば gārgya と gārgyāyaṇa は同じく「ガルガの孫以降の子孫 (gotra)」を指すが、gārgya と呼ばれるのは一族の創始者であるガルガの一番年上の孫で、gārgyāyaṇa と呼ばれるのは同じ世代の年下の孫 (一番年上の孫が生存している場合)、あるいは次世代のひ孫である (孫が生存している場合)。gārgyāyaṇa の指示対象は〈yuvan 年下〉と呼ばれる。gārgyaś ca gārgyāyaṇaś ca のように、年上 (vṛddha) と年下 (yuvan) を表す父称派生語が結合して複合語を形成する場合、規則 1.2.65 によって前者のみが残存し、gārgyau 「ガールギヤたち (ガルガの一番年上の孫と、年下の孫あるいはひ孫)」となる。一方、例えば gārgyavātsyāyanau 「ガルガの孫以降の子孫と、ヴァツアの孫以降の子孫」が \*gārgyau とならないのは、「両者の違いがそれ (年齢の差) だけによるのであるならば」という条件があるからである。当該の場合、年齢だけでなく属する家系も異なるため、規則 1.2.65 は適用されない。

### 【規則】

1.2.66 stī puṃvac ca ||

/stī.NOM.SG puṃvat ca/

[ekāśeṣaḥ 1.2.64, vṛddho yūnā tallakṣaṇaś ced eva viśeṣaḥ 1.2.65]

「女性の父称派生語 (patronymic) が年下を表す父称派生語と結合する場合、前者のみが残存する、両者の違いがそれ (年齢の差) だけによるのであるならば。またこのとき、女性語は男性語として扱われる。」

### 【略説】

年上の女性を指す父称と年下の男性を指す父称が結合して複合語を形成する場合、年上の女性を指す方が残存することを規定している。この規定は、これら年上の者と年下の者が同じ家系に属するときのみ有効である。彼らがそれぞれ異なる家系に属するならば、両者の年齢に加えてこの家系の点での相違があるため、当該規則は適用されない。

加えて、当該規則によれば、年上の女性を指す語が残存するとき、その語は女性を指す語であるにもかかわらず、男性を指す語として扱われる。その結果、最終的に派生される複合語は男性双数形となる (以下の例を見よ)。ここで言う「年上」や「年下」といった概念については規則 1.2.65 に対する略説と例を見よ。

なお、規則訳をより簡潔にすべく「女性語」と「男性語」という訳語を使用しているが、これ

らは上に述べたように「女性を指す語」「男性を指す語」をそれぞれ意図したものである。女性と男性それぞれに特有の言葉遣いとしての位相語を意図したものではない。

【例】

*gārgī ca gārgyāyaṇas ca* のように、年上 (*vṛddha*) の (規則 1.2.65 を参照) 女性を表す父称派生語と年下の (*yuvan*) 男性を表す父称派生語が結合して複合語を形成する場合、規則 1.2.66 によって前者のみが残存し、かつ女性語 *gārgī* が男性語 *gārgya* として扱われ、最終的に *gārgyau* 「ガールギヤたち (ガルガの一番年上の女性の孫と、年下の孫あるいはひ孫)」となる。この場合、*gārgī* と *gārgyāyaṇa* は一族の創始者である *garga* の孫以降の子孫 (*gotra*) である (規則 4.1.162)。

【規則】

1.2.67 *pumān striyā* ||

/pums.NOM.SG stri.INS.SG/

[*ekaśeṣaḥ* 1.2.64, *tallakṣaṇas ced eva viśeṣaḥ* 1.2.65]

「男性語が女性語と結合する場合、前者のみが残存する、両者の違いがそれ (性の違い) だけによるのであるならば。」

【略説】

男性を指す語と女性を指す語が結合して複合語を形成する場合、男性を指す語の方が残存することを規定している。この規定は、これら男性の者と女性の者の違いが性だけであるときにのみ有効である。それ以外の違いが両者に見出されるならば、当該規則は適用されない。

規則 1.2.66 の場合と同様、規則訳をより簡潔にすべく「男性語」と「女性語」という訳語を使用している。これらは「男性を指す語」と「女性を指す語」をそれぞれ意図したものであり、女性と男性それぞれに特有の言葉遣いとしての位相語を意図したものではない。

【例】

*brāhmaṇas ca brāhmaṇī ca* のように、男性語 *brāhmaṇa* と女性語 *brāhmaṇī* が結合して複合語を形成する場合、規則 1.2.67 によって前者のみが残存し、*brāhmaṇau* 「バラモンたち (男性のバラモンと女性のバラモン)」となる。一方、例えば男性語 *indra* と女性語 *indrāṇī* が結合する場合、\**indrau* ではなく *indrendrāṇyau* 「インドラとその妻」となる。この場合、インドラニーは女性である点でインドラと相違するだけでなく、「男性との関係 (*pumyoga*)」 (規則 4.1.48) を有している点、すなわち「インドラの妻である」という点でもインドラと相違するため、規則 1.2.67 は適用されない。

## 【規則】

1.2.68 *bhrātṛputrau svasṛduhitṛbhyām* ||

/bhrātṛ-putra.NOM.DU svasṛ-duhitṛ.INS.DU/

[ekaśeṣaḥ 1.2.64]

「bhrātṛ「兄弟」と putra「息子」が、それぞれ svasṛ「姉妹」と duhitṛ「娘」と結合する場合、前者のみが残存する。」

## 【略説】

bhrātṛ「兄弟」と putra「息子」の2語が svasṛ「姉妹」と duhitṛ「娘」の2語とそれぞれ結合して複合語を形成する場合、前者が残存することを規定している。

上の規則 1.2.65–67 では、gārgyau「ガールギヤたち（ガルガの一番年上の孫と、年下の孫あるいはひ孫）」（規則 1.2.65）、gārgyau「ガールギヤたち（ガルガの一番年上の女性の孫と、年下の孫あるいはひ孫）」（規則 1.2.66）、brāhmaṇau「バラモンたち（男性のバラモンと女性のバラモン）」（規則 1.2.67）などのように、共通の語幹を有する2語が結合する場合において、片方の語幹のみが残ることが規定されている。対して、規則 1.2.68, 70–72 では、異なる語幹を有する2語が結合する場合にどうなるかが規定される。

これらの規則が説明対象としているのは、省略の並列複合語（*elliptic dvandva*）と呼ばれるものである。この場合、pitarau（規則 1.2.70 を参照）などの双数形は連合双数（「父たち（父母）」）を表しており、累加双数（「二人の父」）は表さない。連合双数（*associative dual*）あるいは連合複数（*associative plural*）という数を示す表現は世界の諸言語に報告されており、1つの名詞語幹と何らかの標識（サンスクリット語の場合は名詞双数語尾）をもって、その名詞語幹の指示対象およびそれと関連する対象を指す（Corbett 2000: 101–111）。日本語の「～たち」も、このような連合双数や連合複数の標識として使われる。例えば「川村たちがパーニニ文典の訳注をこしらえている」において、「川村たち」が指示するのは二人の川村ではなく、川村とキャットである。

## 【例】

*bhrātā ca svasā ca* または *putrāś ca duhitā ca* のようにこれらの語が結合して複合語を形成する場合、規則 1.2.68 によって前者のみが残存してそれぞれ *bhrātarau*「兄弟たち（兄弟と姉妹）」と *putrau*「息子たち（息子と娘）」となる。

【規則】

1.2.69 *napuṃsakam anapuṃsakenaikavac cāsyānyatarasyām* ||

/napuṃsaka.NOM.SG a-napuṃsaka.INS.SG ekavat ca idam.GEN.SG anyatarasyām/

[ekāśeṣaḥ 1.2.64, tallakṣaṇās ced eva viśeṣaḥ 1.2.65]

「中性語が非中性語と結合する場合、前者のみが残存する、両者の違いがそれ（性の違い）だけによるのであるならば。またこのとき、これ（中性語）には単一のものを指す場合と同様の文法操作が任意に適用される。」

【略説】

文法上の性が中性である語（中性語）が、それが男性である語（男性語）や女性である語（女性語）と結合して複合語を形成するとき、中性語のみが残存することを規定している。この規定は、これらの語の違いが文法上の性だけであるときにのみ有効である（以下で出す例が示すように、名詞語幹は同じもの [śukla] でなければならない）。それ以外の違いがこれら諸語の間に見出されるならば、当該規則は適用されない。また、残存する中性語には、単数を表す語に対するものと同様の文法操作 (kārya) が任意に適用され、結果として期待される双数形や複数形の代わりに単数形が派生可能となる。

シュバイエルは美文作品『土の小車』 (Mṛcchakatikā) から「羽が欠けた鳥、[葉が] 枯れた木、水の枯渇した湖、牙を抜かれた蛇、そして貧乏な人は、世間では同じと見なされる」 (pakṣavikalās ca pakṣī śuṣkāś ca taruḥ saraś ca jalahīnam | sarpaś coddhṛtadaṃṣṭras tulyam loke daridraś ca ||) という例を引いている (Speijer 1886: 20)。ここで「同じと見なされる」と訳した語 *tulyam* は、*tulya* 「同じ」の中性単数形であり、まさしく当該規則によって説明される語形である。

【例】

*śuklās ca śuklā ca śuklam ca* 「白いもの（男性語 *kambalaḥ* 「衣服」を指す）と、白いもの（女性語 *bṛhatikā* 「コート」を指す）と、白いもの（中性語 *vastram* 「服」を指す）」のように中性語と非中性語が結合して複合語を形成する場合、規則 1.2.69 によって中性のみが任意に残存する。したがって、この3つをひっくるめて「これらの白いもの」という意味を表すのに、単数形 *tad idam śuklam* と複数形 *tāni imāni śuklāni* のいずれもが許容される。

【規則】

1.2.70 *pitā mātrā* ||

/pitṛ.NOM.SG mātṛ.INS.SG/

[ekāśeṣaḥ 1.2.64, anyatarasyām 1.2.69]

「*pitṛ* 「父」が *mātṛ* 「母」と結合する場合、任意に前者のみが残存する。」

【略説】

pitṛ 「父」と mātṛ 「母」の2語が結合して複合語を形成する場合には、前者のみが残存した形と両者が残った形のいずれもが使用されることを規定している。

【例】

pitṛ 「父」と mātṛ 「母」が mātā ca pitā ca のように結合して複合語を形成する場合、規則 1.2.70 によって mātāpitarau 「父母」でも、pitṛ のみが残存した pitarau 「父たち (父母)」でも許容される。

【規則】

1.2.71 śvaśuraḥ śvaśrīvā ||

/śvaśura.NOM.SG śvaśrū.INS.SG/

[ekaśeṣaḥ 1.2.64, anyatarasyām 1.2.69]

「śvaśura 「義父」が śvaśrū 「義母」と結合する場合、任意に前者のみが残存する。」

【略説】

śvaśura 「義父」と śvaśrū 「義母」の2語が結合して複合語を形成する場合には、前者のみが残存した形と両者が残った形のいずれもが使用されることを規定している。

【例】

śvaśura 「義父」と śvaśrū 「義母」が śvaśuraś ca śvaśrūś ca のように結合して複合語を形成する場合、規則 1.2.71 によって、両者が残存した śvaśrūśvaśurau 「義父母」でも、śvaśura のみが残存した śvaśurau 「義父たち (義父母)」でも許容される。

【規則】

1.2.72 tyadādīni sarvair nityam ||

/tyad-ādi.NOM.PL sarva.INS.PL nityam/

[ekaśeṣaḥ 1.2.64]

「代名詞 tyad 『それ』等の項目がどの名詞・代名詞と結合する場合でも、必ず前者のみが残存する。」

【略説】

tyad 「それ」等の項目とは、『名詞語基表』第 111 番目と第 241 番目の語群 (GP 111, 241) に挙げられている tyad 「それ」、idam 「これ」などの代名詞を指す。それらの項目が他の名詞・代名詞と結合する場合には代名詞の方が残存する。

代名詞が残存することには変わらないが、結合する項目のいずれもが代名詞の場合にはより後ろの代名詞が残存する、という議論が文法学文献でなされている。例えば sa ca yaś ca 「彼とある者」

という表現があり、1語が残存する場合、後者の代名詞 *yad* が残存して *yau* 「ある者たち（彼とある者）」となる（KV on A 1.2.72 [I.50]）。

結合する2つの語が女性代名詞と男性名詞、あるいは女性代名詞と中性名詞であり、当該規則によって代名詞側が残存する場合、その性はそれぞれ男性と中性となる（vt. 1 on A 1.2.72）。例えば *sā ca devadattaś ca* 「彼女とデーヴァダッタ」は *tau* 「彼ら（彼女とデーヴァダッタ）」（男性双数形）となり、*sā ca kuṇḍa ca* 「彼女と2つの丸い容器」は *tāni* 「それら」（中性複数形）となる（MBh on vt. 1 to A 1.2.72 [I.251]）。

【例】

*tyad* 「それ」等の項目に属する代名詞 *sa* 「彼」と名詞 *devadatta* 「デーヴァダッタ」が *sa ca devadattaś ca* のように結合する場合、その二人を指すのに名詞 *\*devadattau* 「デーヴァダッタたち（彼とデーヴァダッタ）」ではなく、代名詞のみが残存した *tau* 「彼ら（彼とデーヴァダッタ）」が使用される。

【規則】

1.2.73 *grāmyapaśusaṅgheshv ataruṇeṣu strī* ||

/grāmya-paśu-saṅgha.LOC.PL a-taruṇa.LOC.PL strī.NOM.SG/

[ekāśeṣaḥ 1.2.64]

「家畜の群れを指す場合、その家畜たちが若くなければ、雌を指す語のみが残存する。」

【略説】

家畜の群れを指す語が使用される場合、雄と雌をそれぞれ指す語のうちで後者の語だけが残存して使用されることを規定している。ただし、その家畜の群れが仔牛たちの群れである場合など、何かしら若い家畜の群れである場合には、当該規則は適用されない。

文法上の性が男性である語とそれが女性である語が結合する場合には、前者の男性語が残存する、というのが規則 1.2.67 の規定する一般規則である。当該規則 1.2.73 はそれに対する例外を規定するものである。

先行する規則 1.2.65–72 には、一貫して主格形+具格形という型が現れており、それによって「何か何かが結合するとき」という意味を表している。一方、当該規則ではその型は保たれていない。また『カーシカー注解』は当該規則の解釈をする際に、規則 1.2.65–72 の場合とは違って、並列複合語 (*dvandva*) に言及しない。

ジョシとロートベルゲンは、1. 主格形+具格形という型が放棄されていること、2. *strī* という主格形が規則の最終部に置かれていること、3. 『八課集』第1章第2節の最終部（規則を挿入しやすい場所）に当該規則が設けられていること、4. 当該規則は規則 1.2.67 に対する例外規則として本来なら規則 1.2.67 の直後にあるべきであることを理由として、当該規則 1.2.73 は後に挿入されたもの

であることを疑っている (Joshi and Roodbergen 1993: 130)。

【例】

ajā imāḥ 「このヤギたち」のように、家畜の群れ全体を指す場合、その群れに雄がいたとしても、雌を指す語 (ここでは ajā- 「雌ヤギ」) のみで使用される。ただし vatsā ime 「この仔牛たち (男性形)」のように、若い家畜の群れを指す場合、規則 1.2.73 は適用されない。

【規則】

1.3.1 bhūvādayo dhātavaḥ ||

/bhū-ādi.NOM.PL dhātu.NOM.PL/

「bhū 『なる、生ずる』等の項目は〈dhātu 動詞語基〉と呼ばれる。」

【略説】

当該規則は、パーニニ文法において語派生や文派生の出発点となる要素に対する術語〈dhātu 動詞語基〉を規定している。サンスクリット語において dhātu という語は「基礎的な要素」という意味合いを有する (Joshi and Roodbergen 1994: 2)。それが、派生の根本に位置する動詞語基に dhātu という語が適用されている理由かもしれない。『カーシカー注解』によれば、この〈dhātu 動詞語基〉という術語は、パーニニ以前の文法学の師たちがすでに使用していたものである (KV on A 1.3.1 [I.51]: dhātuśabdaḥ pūrvācāryasañjñā)。

規則中の「bhū 『なる、生ずる』等の項目」は、『動詞語基表』の中に挙げられる 2000 近くの動詞語基すべてを指示する。『動詞語基表』に挙がる動詞語基は、まだ何の接辞も付されていない非派生語基である。一方で、パーニニ文法は、一定の接辞が付された派生項目にも〈dhātu 動詞語基〉という術語を規定している (規則 3.1.32)。それらは派生語基である。

「bhū 『なる、生ずる』等の項目は」と訳した bhūvādayaḥ は、bhū-と-ādayaḥ の間に v 音が入り込んだ形をとっている。この v 音の目的は何か、それとも bhūvādayaḥ は bhū-vādayaḥ (生ずるもの [bhū] を表示する項目 [vādin]) と区切るべきか、bhū-vā-ādayaḥ (bhū と vā などの項目) と区切るべきか、といった様々な議論がパタンジャリによって展開されている。その全容を知るには Ogawa (2005) を参照されたい。

【例】

bhū 等の項目とは、『動詞語基表』に登録されている bhū 「なる、生ずる」 (DhP I.1: bhū sattāyām)、edh 「繁栄する」 (DhP I.2: édha vṛddhau)、spardh 「競争する」 (DhP I.3: spārdha samgharṣe) など、すべての動詞語基である。規則 1.3.1 によって、これらの項目に〈dhātu 動詞語基〉という術語が与えられる。



【規則】

1.3.2 upadeśe 'j anunāsika it ||

/upadeśa.LOC.SG aC.NOM.SG anunāsika.NOM.SG it.NOM.SG/

「文法中の教示において、鼻音化した母音は〈it 指標辞〉と呼ばれる。」

【略説】

パーニニ文法では、動詞語基や接辞などの文法要素に指標辞 (it, anubandha) と呼ばれる記号をつけ、その記号の有無によって種々の文法操作の適用を促すという方法がとられている。このように、指標辞はパーニニ文法を構成する文法規則を適切に働かせるための言語装置であり、その意味において言語のための言語、すなわちメタ言語と言いうるものである。さらに、もしパーニニの文法規則それ自体を、対象言語たるサンスクリット語を説明するためのメタ言語であると見なすならば、そのような文法規則を適切に働かすための指標辞は「メタメタ言語」ということになる。

このような指標辞は、実際の言語運用の中には現れない記号であり、パーニニ文法で教示される段階においてのみそれら諸記号は〈it 指標辞〉という術語で呼ばれて、自らの役割を果たす。「文法中の教示において」(upadeśe) と訳した条件はそのことを示す。upadeśa という語は、何かを教示する手段としての『規則集』や『動詞語基表』といった、パーニニ文法を構成する文献を指すと『カーシカー注解』では解されている (KV on A 1.3.2: [I.51])。

一連の規則 1.3.2 から 1.3.8 は、文法要素に付されているどのようなものが指標辞と見なされるかを規定する。それらのうち、当該規則 1.3.2 では、鼻音化した母音が文法要素に付されている場合、それは術語〈it 指標辞〉を得ることが規定されている。ただし、指標辞であることを示す鼻母音化された形での発音は伝承の過程で失われ、現在に伝わるパーニニ文法は鼻母音化をとまなわない形で朗読される。どの母音が鼻音化されていたかは、文法学を習う際に師が教える通りに理解するしかない。このようにして知られる鼻音化母音は「〔師の〕宣言に基づく鼻音化母音」と言われ、パーニニ文法家たちはそれに基づいて規則解釈と言語説明を行うことになる (VPP 121; KV on A 1.3.2 [I.51]; pratijñānūnāsikyāḥ pāniniyāḥ)。

【例】

語根 *edh* 「繁栄する」は、『動詞語基表』において *édha* (DhP I.2) という形で登録されている。*édha* の母音 *-a* は本来、鼻音化した *-ā* で読まれていたと考えられる。規則 1.3.2 によって、このような鼻音化した母音は〈it 指標辞〉と呼ばれる (それゆえ、Katre 1987 などの研究では *édhA* または *édhĀ* と表記されることがある)。また、*édhĀ* の *-Ā* は鼻音化した母音であるだけでなく、低アクセント (*anudātta*) で発音される。したがって、中動人称語尾 (*ātmanepada*) の付与を規定する規則 1.3.12 が適用され、*edhate* などが派生される。

## 【規則】

1.3.3 hal antyam ||

/haL.NOM.SG antya.NOM.SG/

[upadeśe it 1.3.2]

「文法中の教示において、末尾の子音は〈it 指標辞〉と呼ばれる。」

## 【略説】

規則 1.3.2 と同様、パーニニ文法において提示されるどのような要素が〈it 指標辞〉と呼ばれるかを規定している。当該規則 1.3.3 によれば、最後に提示される子音はすべて指標辞である。ここで言う「最後に提示される子音」とは、『音素表』を構成するそれぞれの列（短句 [sūtra] と呼ばれる）の最後に提示される子音や、パーニニ文法において動詞語根、名詞語幹、接辞、加音、代置要素の最後に付されている子音を指す（KV on A 1.3.3 [I.51]: dhātṽādeḥ samudāyasya yad antyam hal tad itaṣṅjñam bhavati; Nyāsa on KV to A 1.3.3 [I.395]: dhātṽāder ityādi | ādisābdena sūtraprātipadikapratyayāgamādeśānām）。

当該規則は、相互依存 (itaretarāśraya, anyonyāśraya) の誤謬を抱えている。すなわち、当該規則では「子音」に言及するために hal という表現を用いている。この表現は『音素表』にある ha (pratyāhārasūtra 5) から最後の l (pratyāhārasūtra 14) までの音を包括する短縮記号 (pratyāhāra) である。そのような短縮記号は規則 1.1.71 によって作られる。ここで、『音素表』で提示される末尾の子音が当該規則 1.3.3 によって指標辞と見なされなければ「子音」を意味する hal という短縮記号が作れない。一方で、この短縮記号が作られていなければ、hal という表現でもって子音を指すことができず、当該規則によって末尾の子音を指標辞と見なせない。このような問題に対して提出されている種々の解決法については本田 (1993: 43–44) および Joshi and Roodbergen (1994: 9–10) を参照せよ。

## 【例】

『音素表』において、a i u ṅ (pratyāhārasūtra 1) や ṛ ḷ k (pratyāhārasūtra 2) の末尾の子音 ṅ, k は規則 1.3.3 によって〈it 指標辞〉と呼ばれる。最後の子音に〈it 指標辞〉という用語を与えることで、短縮記号 (pratyāhāra) (規則 1.1.71) を構成することなどが可能となる。

## 【規則】

1.3.4 na vibhaktāu tūsmāḥ ||

/na vibhakti.LOC.SG tU-s-m.NOM.PL/

[upadeśe it 1.3.2, hal antyam 1.3.3]

「文法中の教示において、名詞格語尾および動詞人称語尾における末尾の子音 tU (t, th, d, dh, n), s, m

は〈it 指標辞〉と呼ばれない。」

【略説】

直前の規則 1.3.3 では、文法中の教示において、末尾の子音が〈it 指標辞〉と呼ばれることが規定された。当該規則は、そのような末尾の子音のうち、名詞格語尾および動詞人称語尾の末尾にある tU (t, th, d, dh, n), s, m は〈it 指標辞〉とは呼ばれないことを規定している。

パーニニ文法において、tU のように、何らかの要素に U という指標辞が付されている場合、その要素は、自らの音だけではなく同類音も指す（規則 1.1.9, 1.1.69 [キャット・川村 2022: e189, e223–224]）。したがって、tU は t 音と同じ調音位置と調音動作のもと発声される th, d, dh, n も指すことができる。

【例】

vṛkṣa 「木」の単数奪格形 vṛkṣāt には格語尾 -āt（規則 7.1.12）、brāhmaṇa 「バラモン」の複数主格・呼格形 brāhmaṇāḥ には格語尾 -Jas（規則 4.1.2）、pac 「煮る」の未完了過去形 (IAÑ) apacatām には 3 人称双数語尾 -tām（規則 3.4.101）が付与されている。規則 1.3.4 によって、これらの語尾の末子音 -t, -s, -m に〈it 指標辞〉という術語が与えられることは防がれる。したがって、指標辞のゼロ代置を規定する規則 1.3.9 は適用されない。

【規則】

1.3.5 ādir ñiṭuḍavaḥ ||

/ādi.NOM.SG ñi-tu-ḍu.NOM.PL/

[upadeśe it 1.3.2]

「文法中の教示において、初頭の ñi, tu, ḍu は〈it 指標辞〉と呼ばれる。」

【略説】

規則 1.3.2–3 と同様、何が〈it 指標辞〉と呼ばれるのかを規定している。当該規則によれば、何らかの文法要素の頭に付された ñi, tu, ḍu は〈it 指標辞〉という術語を得る。

【例】

『動詞語基表』では、語根 mid 「脂肪のある、肥える」、vip 「震える」、pac 「煮る」はそれぞれ ñimīdā (DhP I.779, IV.133: ñimīdā)、ṭuvéḡr (DhP I.391)、ḍupacāṣ (DhP I.1045) という形で登録されている。規則 1.3.5 によって、これらの語根の初頭に付されている ñi, tu, ḍu は〈it 指標辞〉と呼ばれる。ÑI が付く語根に過去分詞接辞 Kta が付けられ、「現在」(vartamāna) の動作や状態を指す形式が派生される（規則 3.2.187）：minnaḥ 「肥えている」。ṬU が付く語根には接辞 athuC が付けられ、行為・出来事自体 (bhāva) などを表す形式が派生される（規則 3.3.89）：vepathuḥ 「震えること」。そして ḌU が付く語根に接辞 Ktri (+加音 maP 4.4.20) が付けられ、行為対象 (karman) な

どを表す形式が派生される (規則 3.3.88) : paktrimam 「煮物 (煮ることによって得られた物)、熟した」。

**【規則】**

1.3.6 śaḥ pratyayasya ||

/śa.NOM.SG pratyaya.GEN.SG/

[upadeśe it 1.3.2, ādiḥ 1.3.5]

「文法中の教示において、接辞の初頭の ś は〈it 指標辞〉と呼ばれる。」

**【略説】**

上記の規則と同様、何が〈it 指標辞〉と呼ばれるのかを規定している。当該規則によれば、何らかの接辞の頭に付された ś は〈it 指標辞〉という術語を得る。

**【例】**

nartakī 「女性の踊り手」は、語根 nṛt 「踊る」に接辞 ŚvuN (> -aka- 規則 7.1.1) が付与されたものであり、踊りの「達人、職人」(śilpin) を表している (規則 3.1.145)。規則 1.3.6 によって、接辞 ŚvuN の初頭の ś は〈it 指標辞〉と呼ばれる。nartakī のような女性形を派生するにあたり、指標辞 ś のある接辞の後に女性接辞 Niś が付与される (規則 4.1.41)。

**【規則】**

1.3.7 cutū ||

/cU-ṭU.NOM.DU/

[upadeśe it 1.3.2, ādiḥ 1.3.5, pratyayasya 1.3.6]

「文法中の教示において、接辞の初頭の cU (c, ch, j, jh, ṅ) および ṭU (ṭ, ṭh, ḍ, ḍh, ṇ) は〈it 指標辞〉と呼ばれる。」

**【略説】**

上記の規則と同様、何が〈it 指標辞〉と呼ばれるのかを規定している。当該規則によれば、何らかの接辞の頭に付された cU (c, ch, j, jh, ṅ) および ṭU (ṭ, ṭh, ḍ, ḍh, ṇ) は〈it 指標辞〉という術語を得る。パーニニ文法において、cU や ṭU のように、何らかの要素に U という指標辞が付されている場合、その要素は、自らの音だけではなく同類音も指す (規則 1.1.9, 1.1.69 [キャット・川村 2022: e189, e223–224])。したがって、cU と ṭU はそれぞれ c 音及び ṭ 音と同じ調音位置と調音動作のもと発声される ch, j, jh, ṅ 及び ṭh, ḍ, ḍh, ṇ も指すことができる。

接辞の頭に上記のような c 系列音が付与されていても指標辞とは見なされない例をカーティヤーヤナは議論している。規則 5.2.26 に挙がる接辞 cuñcuP と caṇaP である。詳細については Joshi and

Roodbergen (1994: 14) を見よ。またおそらく、規則 5.2.31 で規定される接辞  $\text{ṭaC}$  は、接辞の頭に  $\text{ṭ}$  系列音が付与されていても指標辞とは見なされない例である。このようにパーニニ文典には、そのことが明示されていなくても、いくつかの例外が存在しうる。

【例】

初頭に  $\text{cU}$  ( $\text{c, ch, j, jh, ṅ}$ ) をもつ接辞の例は以下の通りである。接辞  $\text{Cphaṅ}$  (規則 4.1.98;  $\text{Cphaṅ} > \text{-āyana-}$  規則 7.1.2) :  $\text{kauṅjāyanaḥ}$  「クンジャの孫以降の子孫」、複数主格・呼格語尾  $\text{-Jas}$  (規則 4.1.2) :  $\text{brāhmaṇaḥ}$  「バラモンたち」、接辞  $\text{ṅya}$  (規則 4.3.92) :  $\text{śāṅḍikyaḥ}$  「シャンディカ出身の〔者〕」。これらは  $\text{c}$  系列音のうち、 $\text{c, j, ṅ}$  の例である。接辞の初頭にある  $\text{ch-}$ ,  $\text{jh-}$  にはそれぞれ  $\text{-īy-}$  (規則 7.1.2),  $\text{-ant-}$  (規則 7.1.3) が代置される。『カーシカー注解』では、指標辞のゼロ化 (規則 1.3.9) を受ける接辞の例 (上記最初の 3 つ) だけが挙げられている。

初頭に  $\text{ṭU}$  ( $\text{ṭ, ṭh, ḍ, ḍh, ṇ}$ ) をもつ接辞の例は以下の通りである。接辞  $\text{Ṭa}$  (規則 3.2.16) :  $\text{kurucarī}$  「クル国を歩き回る〔者〕」、接辞  $\text{Ḍa}$  (規則 3.2.97) :  $\text{mandurajaḥ}$  「馬小屋に生まれた〔もの〕」、接辞  $\text{Ṇa}$  (規則 4.4.85) :  $\text{ānnaḥ}$  「食べ物を得る〔もの〕」。これらは  $\text{ṭ}$  系列音のうち、 $\text{ṭ, ḍ, ṇ}$  の例である。接辞の初頭にある  $\text{ṭh-}$ ,  $\text{ḍh-}$  にはそれぞれ  $\text{-ik-}$  (規則 7.3.50),  $\text{-ey-}$  (規則 7.1.2) が代置される。『カーシカー注解』では、指標辞のゼロ化 (規則 1.3.9) を受ける接辞の例 (上記最初の 3 つ) だけが挙げられている。

【規則】

1.3.8  $\text{laśakv ataddhite}$  ||

/la-śa-kU.NOM.SG a-taddhita.LOC.SG/

[ $\text{upadeśe it 1.3.2, ādiḥ 1.3.5, pratyayasya 1.3.6}$ ]

「文法中の教示において、接辞の初頭の  $\text{l, ś, kU}$  ( $\text{k, kh, g, gh, ṅ}$ ) は〈it 指標辞〉と呼ばれる、第 2 次接辞における場合を除いて。」

【略説】

上記の規則と同様、何が〈it 指標辞〉と呼ばれるのかを規定している。当該規則によれば、何らかの接辞の頭に付された  $\text{l, ś, kU}$  ( $\text{k, kh, g, gh, ṅ}$ ) は、その接辞が第 2 次接辞ではない限り (第 2 次接辞についてはキャット・川村 2022: e204)、〈it 指標辞〉という術語を得る。

パーニニ文法において、 $\text{kU}$  のように、何らかの要素に  $\text{U}$  という指標辞が付されている場合、その要素は、自らの音だけではなく同類音も指す (規則 1.1.9, 1.1.69 [キャット・川村 2022: e189, e223–224])。したがって、 $\text{kU}$  は  $\text{k}$  音と同じ調音位置と調音動作のもと発声される  $\text{kh, g, gh, ṅ}$  も指すことができる。

## 【例】

初頭に l, ś, kU (k, kh, g, gh, ṅ) をもつ接辞の例は以下の通りである。接辞 LyuT (規則 3.3.115; > -ana-規則 7.1.1) : cayanam 「積むこと、集めること」、接辞 ŚaP (規則 3.1.68) : bhavati 「生ずる」、接辞 Kta (規則 3.4.70) : bhuktaḥ 「食べられた [もの]」、接辞 KHaC (規則 3.2.38) : priyamvadaḥ 「優しく話す [者]」、接辞 Gsnu (規則 3.2.139) : glāsnuḥ 「無気力な」、接辞 GHuraC (規則 3.2.161) : bhaṅguram 「壊れやすい」、単数奪格語尾 -NasI (> -āt 規則 7.1.12) : vṛkṣāt 「木から」 (奪格形)。

しかし、cūḍālaḥ 「髪の毛の房のある」における接辞 laC (規則 5.2.96)、lomaśaḥ 「毛深い」における接辞 śa (規則 5.2.100)、karnikā 「耳飾り」における接辞 kaN (規則 4.3.65) は第 2 次接辞であるため、それらの初頭にある l, ś, k- が規則 1.3.8 によって <it 指標辞> と呼ばれることはない。それゆえ、これら l, ś, k- が規則 1.3.9 によってゼロ化されることもない。

## 【規則】

## 1.3.9 tasya lopah ||

/tad.GEN.SG lopa.NOM.SG/

「それ (指標辞) にゼロ (lopa) が代置される。」

## 【略説】

上記の規則で規定されてきた指標辞はゼロ化されることを規定している。ゼロ化されずに、別の要素が代置されることになる指標辞もある (規則 1.3.7 に対する例を見よ)。

## 【例】

規則 1.3.2-8 の規則に対する『カーシカー注解』で指標辞のゼロ代置はすでに例示されているので、ここで新たな例は挙げられていない。

## 【規則】

## 1.3.10 yathāsaṅkhyam anudeśaḥ samānām ||

/yathā-saṅkhyam anudeśa.NOM.SG sama.GEN.PL/

「〔先行する項目と〕同数の項目が続いて指示される場合、それぞれの項目は数えあげられた順に対応する。」

## 【略説】

パーニニ文典では、1つの規則内に、関連する 2 種類の項目がそれぞれ複数個あげられる場合がある。一つ一つの項目とそれに対応する一つ一つの項目のみを挙げる規則を一つ一つ定式化すると、規則の数が増大してしまい、暗記の効率性が損なわれてしまいかねない。一方で、関連する 2 種

類の複数項目が挙げられる場合、関連すべきではない項目同士が誤って結びつけられ、不都合な結果を招いてしまう危険性もある。そのような事態を防ぐために、当該規則 1.3.10 が定式化されている。この規則によれば、2種類の複数項目はその提示される順番に従って関連し合う。

【例】

規則 4.3.94 *tūḍī-śālātura-varmaṭī-kūcavārāḍ dhak-chaṇ-ḍhañ-yakaḥ* は、「地名 *tūḍī*, *śālātura*, *varmaṭī*, *kūcavāra* の後に接辞 *ḍhaK*, *chaṇ*, *ḍhañ*, *yaK* が導入される」ことを規定するが、この場合、先行する地名の項目と後続する接辞の項目は同数であるため、規則 1.3.10 が適用される。したがって、規則 4.3.94 は「*tūḍī* の後に接辞 *ḍhaK*、*śālātura* の後に接辞 *chaṇ*…」と、それぞれの項目は数えあげられた順に対応するように解釈される。そのため、*taudeyaḥ* 「トゥーディー出身の〔者〕」（接辞 *ḍhaK* > *-eya-* 7.1.2）、*śālāturiyaḥ* 「シャラートウラ出身の〔者〕」（接辞 *chaṇ* > *-īya-* 規則 7.1.2）、*vārmateyaḥ* 「ヴァルマティー出身の〔者〕」（接辞 *ḍhañ* > *-eya-* 規則 7.1.2）、*kaucavāryaḥ* 「クーチャヴァアーラ出身の〔者〕」（接辞 *yaK*）が派生される。

【規則】

1.3.11 *svaritenādhikāraḥ* ||

/svarita.INS.SG *adhikāra*.NOM.SG/

「支配項目は曲アクセントによって示される。」

【略説】

パーニニ文典では、先行する規則で与えられた項目が後続する規則に継起 (*anuvṛtti*) する場合がある。このような項目は支配項目 (*adhikāra*) と呼ばれる。ある規則で支配項目を提示し、それを後続規則に読み込んでいくことにより、同じ項目を繰り返し述べる労力が省かれる。当該規則は、規則中の項目のうち、曲アクセント (*svarita*) をもって発声される項目がそのような支配項目と見なされることを教える。

しかしこの曲アクセントは、現行のパーニニ文典では失われている (Cardona 1997: §116)。カーティヤーヤナとパタンジャリの時代には支配項目に曲アクセントが付された形での伝承はすでに失われていた。どの項目に曲アクセントが付されており、どの項目が次の規則に継続していくかは、母音の鼻音性の場合と同様 (規則 1.3.2)、文法学を習う師たちが教える通りに理解するのが道筋となる。このようにして知られる曲アクセントは「〔師の〕宣言に基づく曲アクセント」と言われ、パーニニ文法家たちはそれに基づいて規則解釈と言語説明を行う (VPP 122; KV on A 1.3.11 [1.53]: *pratijñāsvaritāḥ pāṇinīyāḥ*) 。

【例】

パーニニ文典に現れる *pratyayaḥ* 「接辞が…」 (規則 3.1.1)、*dhātoḥ* 「動詞語基の後に…」 (規則



3.1.91)などは本来曲アクセントをもって発音されていたと考えられる。したがって、これらの文は規則 1.3.11 によって支配項目 (adhikāra) として働き、後続する規則に読み込まれることになる。

**【規則】**

1.3.12 anudāttaṅīta ātmanepadam ||

/anudātta-ṅī-it.ABL.SG ātmanepada.NOM.SG/

「指標辞として低アクセント母音または ṅī を有する語根の後にアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入される。」

**【略説】**

アートマネーパダ語尾と呼ばれる中動人称語尾 (この語尾については規則 1.2.11 に対する略説部を見よ) の導入条件を規定している。それによれば、『動詞語基表』の中で低アクセント母音もしくは ṅī 音を指標辞として付与されている動詞語根は、アートマネーパダ語尾をとる。パーニニ文法における指標辞については規則 1.3.2 に対する略説部を見よ。

『動詞語基表』において、それぞれの動詞語根の母音は何らかのアクセントによって特徴づけられており、また動詞語根に何らかの指標辞が伴うこともある。高曲低いずれかのアクセント母音が指標辞として動詞語根に付される場合、それは子音で終わる動詞語根に付される。一方、ṅī や ṅī といった子音の指標辞は母音で終わる動詞語根に付される (Cardona 1997: 87-88)。これら指標辞は、動詞語根の後側ではなく前側に付されることもある。基本的にどのような指標辞が付されているか、あるいは付されていないかを根拠として、それぞれの動詞語根は 1. パラスマイパダ語尾 (能動人称語尾) をとるもの (parasmaipadin, parasmaibhāṣa)、2. アートマネーパダ語尾をとるもの (ātmanepadin, ātmanebhāṣa)、3. 両方の語尾をとるもの (ubhayapadin, ubhayatobhāṣa) の三種に振り分けられることになる。

**【例】**

語根 ās 「座っている」は、『動詞語基表』において āsA (DhP II.11: āsA upaveśane) というように、低アクセントで発音される指標辞 A を伴う形で登録されている。また、語根 sū 「産む」は sūṅī (DhP II.21: sūṅī prāṅīgarbhavimocane) というように、指標辞 ṅī を伴う形で登録されている。規則 1.3.12 に従って、これらの語根の後にアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入される: āste 「座っている」、sūte 「産む」。

【規則】

1.3.13 bhāvakarmanoh ||

/bhāva-karman.LOC.DU/

[ātmanepadam 1.3.12]

「行為・出来事自体または行為対象を表すとき、アートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。」

【略説】

アートマネーパダ語尾（中動人称語尾）は、何らかの行為・出来事そのもの（bhāva）または何らかの行為の対象（karman）を表示するために導入されることを規定している。

定動詞形を派生する場合、パーニニ文法ではまず動詞語基の後に 1 接辞（lakāra）が導入され、それが特定の動詞人称語尾に取って代わられる（規則 3.4.78）、1 接辞は行為主体（kartṛ）、行為対象（karman）、行為・出来事自体（bhāva）のいずれかを表示するものであり（規則 3.4.69）、そのような意味表示機能は、1 接辞に代置される動詞人称語尾に受け継がれる。当該規則 1.3.13 は、1 接辞が担う三種の意味のうち、行為対象または行為・出来事自体を表示するためには、アートマネーパダ語尾がその意味を受け継いで起こることを規定していることになる。

【例】

非人称受動文（impersonal passive）である āsyate bhavatā「あなたによって座る行為が行われている（There is sitting by you）」における āsyate は、語根 ās「座っている」+接辞 yaK（規則 3.1.67）+アートマネーパダ語尾（中動人称語尾）で形成される。この場合、アートマネーパダ語尾は行為・出来事自体（bhāva）、つまり「座る行為・出来事自体」を表すために導入されている。また、受動文である kriyate kṛtaḥ「むしろが作られている」における kriyate は、語根 kṛ「する」+接辞 yaK（規則 3.1.67）+アートマネーパダ語尾で形成される。この場合、アートマネーパダ語尾は行為対象（karman）を表すために、つまり「むしろ」を作成行為の対象として表すために導入されている。

【規則】

1.3.14 kartari karmavyatihāre ||

/kartṛ.LOC.SG karma-vyatihāra.LOC.SG/

[ātmanepadam 1.3.12]

「行為主体を表すとき、アートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される、相互行為が表現される場合。」

## 【略説】

直前の規則 1.3.13 は、行為・出来事自体または行為の対象を表すためにアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入されることを規定する。対して当該規則は、相互行為（*karmavyatihāra*）というものが表現される場合には、行為の主体（*kartṛ*）を表すためにアートマネーパダ語尾が導入されることを規定している。

パーニニ文法学では「相互行為」に 2 通りのものが認められている。1 つは、A のすべき行為を B がなし、反対に B のすべき行為を A がするという形の「相互行為」であり、つまり肩代わりし合うことである。『カーシカー注解』はこのような相互行為を「A と関係する行為を B がなし、B と関係する行為を A がなすとき、それが相互行為である」と定義している（KV on A 1.3.14 [1.54]: *yatrānyasambandhinīm kriyām anyah karoti, itarasambandhinīm cetarah, sa karmavyatihārah*）。このような相互行為が表されている例は *vyatilunate* 「彼らは互いに〔穀物を〕刈りあう」などである。もう 1 つは、このように行為を肩代わりし合うのではなく、単純にお互い何かをし合うという形の相互行為である。例えば *sampraharante rājānah* 「王たちは互いに殺しあう」である（PM on KV to A 1.3.14 [1.416]: *parasparakaraṇam api karmavyatihāra ucyate—sampraharante rājānah; MBh on vt. 2 to A 1.3.15 [1.279.2]*）。

## 【例】

*vyatilunate* 「彼らは互いに〔穀物を〕刈りあう」において、語根 *lū* 「刈る」の後には、相互行為を行う行為主体（*kartṛ*）を表すためにアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が付与されている。

## 【規則】

1.3.15 na *gatihimsārthebhyah* ||

/na gati-himsā-artha.ABL.PL/

[*ātmanepadam* 1.3.12, *kartari karmavyatihāre* 1.3.14]

「相互行為を行う行為主体を表すとき、移動または傷つけることを意味する語根の後には、アートマネーパダ語尾（中動人称語尾）は導入されない。」

## 【略説】

アートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入されない条件を規定している。直前の規則 1.3.14 は、相互行為（*karmavyatihāra*）が表現される場合、行為の主体を表すためにアートマネーパダ語尾が導入されることを規定する。対して当該規則は、相互行為が表現される場合であっても、動詞語根が「移動」または「傷害」の意味合いを有するならば、行為主体を表示するアートマネーパダ語尾は起こらないことを規定する。このような場合、代わりにパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）が行為主体を表示するものとして導入されることになる（規則 1.3.78）。

【例】

移動を表す語根 gam 「行く」から派生される vyatigacchanti 「彼らは互いに近寄る」や、傷つけることを意味する語根 hiṃs 「傷つける」から派生される vyatihimsanti 「彼らは互いに傷つける」では、相互行為を行う行為主体 (kartṛ) を表すために人称語尾が付与されている。このような場合、アートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) の導入が通常期待されるが (規則 1.3.14)、規則 1.3.15 によってそれは禁止されている。結果として、規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾 (能動人称語尾) が導入される。

【規則】

1.3.16 itaretarānyonyopapadāc ca ||

/itaretara-anyonya-upapada.ABL.SG ca/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari karmavyatihāre 1.3.14, na 1.3.15]

「また相互行為を行う行為主体を表すとき、itaretara 『互い』または anyonya 『互い』を付属語とする語根の後にも、アートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) は導入されない。」

【略説】

直前の規則 1.3.15 と同様、アートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入されない条件を定めている。規則 1.3.14 は、相互行為 (karmavyatihāra) が表現される場合、行為の主体を表すためにアートマネーパダ語尾が導入されることを規定する。対して当該規則は、相互行為が表現される場合であっても、動詞語根が itaretara 「互い」または anyonya 「互い」と共に使用されているなら、アートマネーパダ語尾は起こらないことを規定している。おそらく、itaretara や anyonya という語が行為の相互性を伝えることになるため、相互性を伝えるアートマネーパダ語尾をさらに導入することは言語要素の過剰な供給となるためである。当該規則に対して Böhtlingk (1877: 22) が提示するドイツ語訳はそのような考えを反映したものとなっている。

upapada という語は、規則 3.1.92 では一定の条件を備えた語に付与される術語として規定されているが、当該規則では単に「何かと共に使用される語、共起する語、何かの付属語」という意味合いで使用されている (Joshi and Roodbergen 1994: 38)。『カーシカー注解』が挙げる例はそのことを示している (以下の例を見よ)。『カーシカー注解』は upapada という語が有する一般的な意味を「近くで聞かれている別の語」(samīpe śrūyamāṇaṃ śabdāntaram) と説明する (KV on A 1.3.77 [I.70])。

カーティヤーヤナは、itaretara と anyonya だけでなく paraspara 「互い」という語と共に使用される場合にも、動詞語根の後へのアートマネーパダ語尾導入を禁止する追加規定を設けている (vt. 1 on A 1.3.16 [I.279.5]: parasparopapadāc ca)。

## 【例】

itaretarasya/anyonyasya vyatilunanti 「彼らは互いの〔穀物を〕刈りあう」では、相互行為を行う行為主体 (kartṛ) を表すために、語根 lū「刈る」の後に人称語尾が付与されている。このような場合、アートマネーパダ語尾（中動人称語尾）の導入が通常期待されるが（規則 1.3.14）、規則 1.3.16 によってそれは禁止されている。結果として、規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）が導入される。

## 【規則】

1.3.17 ner viśaḥ ||

/ni.ABL.SG viś.ABL.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14]

「行為主体を表すとき、動詞前接辞 ni を伴う語根 viś『入る』の後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。」

## 【略説】

規則 1.3.12–14 と同様、動詞語根の後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される条件を提示している。動詞語根 viś「入る」は『動詞語基表』において、高アクセント母音を指標辞とする形で提示されている（DhP VI.130: viśÁ praveśane）。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件（規則 1.3.13–14）が何もないならば、viś は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）をとることになる。これに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加えて動詞前接辞 ni の同伴という条件が満たされるならば、動詞語根 viś はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

## 【例】

niviśate 「入る」では、行為主体 (kartṛ) を表すべく、動詞前接辞 ni を伴う語根 viś「入る」の後に規則 1.3.17 によってアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入されている。

## 【規則】

1.3.18 parivyavebhyah kriyah ||

/pari-vi-ava.ABL.PL kri.ABL.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14]

「行為主体を表すとき、動詞前接辞 pari, vi, ava を伴う語根 kri『買う』の後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。」

【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることを規定している。kṛi「買う」は『動詞語基表』において指標辞 Ñ を伴う形で提示されている（DhP IX.1: ḌUkṛiÑ dravyavinimaye）。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件（規則 1.3.13–14, 72）が何もないならば、viś は規則 1.3.78 によってバラスマイパダ語尾（能動人称語尾）をとることになる。これに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加えて動詞前接辞 pari, vi, ava いずれかの同伴という条件が満たされるならば、動詞語根 kṛi「買う」はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

【例】

語根 kṛi「買う」は『動詞語基表』において ḌUkṛiÑ（DhP IX.1）というように、指標辞 Ñ を伴う形で登録されている。指標辞 Ñ を有する語根の場合、「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」（kartrabhiprāye kriyāphale）、つまり行為者が自分のために行為を行うことを表す際には、アートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される（規則 1.3.72）。しかし、parikṛiñīte「買う、雇用する、返済する」、vikṛiñīte「売る」や avakṛiñīte「賃貸しする」では、そういった意味合いはなく、語尾によって行為主体のみが表されている。この場合、アートマネーパダ語尾は規則 1.3.18 によって導入されている。

【規則】

1.3.19 viparābhyāñ jeh ||

/vi-parā.ABL.DU ji.ABL.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14]

「行為主体を表すとき、動詞前接辞 vi, parā を伴う語根 ji『勝利する、征服する』の後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。」

【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることを規定している。動詞語根 ji「勝利する、征服する」は『動詞語基表』において、いかなる指標辞も付されない形で提示されている（DhP I.593: ji jaye; I.993: ji...abhibhave）。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件（規則 1.3.13–14）が何もないならば、ji は規則 1.3.78 によってバラスマイパダ語尾（能動人称語尾）をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加えて動詞前接辞 vi, parā の同伴という条件が満たされるならば、動詞語根 ji はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

当該規則では、動詞語根 ji が vi や parā を伴って中動形をとる場合にどのような意味を表すのか

は示されていないが、vi を同伴するときには「決定的な勝利を得る」(den Entscheidungssieg eringen)、parā を同伴するときには「何かを失う」(etw. verlieren, etw. verspielen) や「負ける、屈する」(unterliegen) という意味が想定される。一方、ji がこれら動詞前接辞を伴わず能動形をとるときには、「勝利する」(siegen) 「誰か／何かを征服する」(jn. oder etw. besiegen) 「何かを勝ち取る」(etw. ersiegen) といった意味を表す (Gotō 1987: 149)。

動詞語根 ji が vi と parā を伴うときに通常中動形をとることはヴェーダ期から確認されている現象であり、パーニニが当該規則 1.3.19 の規定は、そのような言語事実を反映している。

### 【例】

vijayate 「決定的な勝利を得る」や parājayate 「敗北する」では、行為主体 (kartṛ) を表すべく、動詞前接辞 vi, parā を伴う語根 ji 「勝利する、征服する」の後に規則 1.3.19 によってアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入されている。

### 【規則】

1.3.20 āno do 'nāsyaviharāṇe ||

/āÑ.ABL.SG dā.ABL.SG an-āsyā-viharāṇa.LOC.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14]

「行為主体を表すとき、動詞前接辞 āÑ を伴う語根 dā 『与える』の後にアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入される、『口を開くこと』を意味する場合を除いて。」

### 【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) をとることを規定している。動詞語根 dā 「与える」は『動詞語基表』において指標辞 Ñ を伴う形で提示されている (DhP III.9: DUDAÑ dāne)。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件 (規則 1.3.13–14, 72) が何もないならば、dā は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾 (能動人称語尾) をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加えて動詞前接辞 ā の同伴という条件が満たされるならば、動詞語根 dā はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。ただし、「口を開く」という意味が表現される場合にはその限りではない。

この「口を開く」という意味の伝達という、アートマネーパダ語尾導入を禁ずる条件について、カーティヤーヤナはいくつか議論を展開している。彼の第一評釈によれば、「口」に限らず何であれとにかく何かを「開く」という意味が理解されるときには、アートマネーパダ語尾導入は禁止される (vt. 1 on A 1.3.20 [I.279.15]: āno do 'vyasanakriyasya)。この第一評釈の必要性はパタンジャリによって否定される。第二評釈によれば、「開く」ものが自身の体の一部である場合、アートマネーパダ語尾導入が禁止される (vt. 2 on A 1.3.20 [I.279.21]: svāṅgakarmakāc ca)。詳細については



Joshi and Roodbergen (1994: 43) を見よ。

【例】

語根 *dā* 「与える」は『動詞語基表』において *ḌUdāÑ* (DhP III.9) というように、指標辞 *Ñ* を伴う形で登録されている。指標辞 *Ñ* を有する語根の場合、「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」 (*kartrabhiprāye kriyāphale*)、つまり行為者が自分のために行為を行うことを表す際には、アートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入される (規則 1.3.72)。しかし、*vidyām ādatte* 「知識を得る」では、そういった意味合いはなく、語尾によって行為主体のみが表されている。この場合、アートマネーパダ語尾は規則 1.3.20 によって導入されている。一方、*āsyam vyādadāti* 「自分の口を開く」のように、「口を開く」を表す場合にはアートマネーパダ語尾は導入されない。代わりに、規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾 (能動人称語尾) が導入される。

【規則】

1.3.21 *krīḍo 'nusamparibhyaś ca* ||

/krīḍ.ABL.SG anu-sam-pari.ABL.PL ca/

[*ātmanepadam* 1.3.12, *kartari* 1.3.14, *āṅḥ* 1.3.20]

「行為主体を表すとき、動詞前接辞 *aÑ* に加えて、動詞前接辞 *anu, sam, pari* を伴う語根 *krīḍ* 『遊ぶ、戯れる』の後にアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入される。」

【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) をとることを規定している。動詞語根 *krīḍ* 「遊ぶ、戯れる」は『動詞語基表』において高アクセント母音を指標辞とする形で提示されている (DhP I.373: *krīḍṚ vihāre*)。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件 (規則 1.3.13–14) が何もないならば、動詞語根 *krīḍ* は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾 (能動人称語尾) をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加えて動詞前接辞 *ā, anu, sam, pari* の同伴という条件が満たされるならば、動詞語根 *krīḍ* はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

【例】

*ākṛīḍate* 「戯れる」、*anukṛīḍate* 「ごっこ遊びをする」、*saṅkrīḍate* 「共に遊ぶ」、*parikṛīḍate* 「遊び回る」では、行為主体 (*kartṛ*) を表すべく、動詞前接辞 *ā, anu, sam, pari* を伴う語根 *krīḍ* 「遊ぶ、戯れる」の後に規則 1.3.21 によってアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入されている。

## 【規則】

1.3.22 samavaprabhayaḥ sthāḥ ||

/sam-ava-pra-vi.ABL.PL sthā.ABL.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14]

「行為主体を表すとき、動詞前接辞 sam, ava, pra, vi を伴う語根 sthā『立っている、留まる』の後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。」

## 【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることを規定している。動詞語根 sthā「立っている、留まる」は『動詞語基表』において、何の指標辞も付されない形で提示されている（DhP I.975: ṣṭhā gatinivṛtau）。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件（規則 1.3.13–14）が何もないならば、sthā は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加えて動詞前接辞 sam, ava, pra, vi の同伴という条件が満たされるならば、動詞語根 sthā はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

## 【例】

samtiṣṭhate「〔あるところに〕集まる、とどまる」、avatiṣṭhate「遠ざかっている、〔ある状態のまま〕存続する」、pratiṣṭhate「立ちあがる、出立する」や vitiṣṭhate「離れて立っている、広まる」では、行為主体 (kartṛ) を表すべく、動詞前接辞 sam, ava, pra, vi を伴う語根 sthā「立っている、留まる」の後に規則 1.3.22 によってアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入されている。

## 【規則】

1.3.23 prakāśanastheyākhyayōś ca ||

/prakāśana-stheyākhyā.LOC.DU ca/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14, sthāḥ 1.3.22]

「また、行為主体を表すとき、『意思の表明』または『仲裁者の指名（仲裁者・相談者として〔誰かに〕頼る、判断を任せること）』が表現される場合にも、語根 sthā『立っている、留まる』の後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。」

## 【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることを規定している。動詞語根 sthā「立っている、留まる」は『動詞語基表』において、何の指標辞も付されない形で提示されている（DhP I.975: ṣṭhā gatinivṛtau）。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件（規則 1.3.13–14）が何もないならば、sthā は規則 1.3.78 によってパラスマイパ

ダ語尾（能動人称語尾）をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、「意志の表明」（prakāśana）か「仲裁者の指名」（stheyākhyā）という意味いずれかの表現という条件が満たされるならば、動詞語根 sthā はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

『カーシカー注解』は「意志の表明」（prakāśana）を「自身の思いを伝えること」と説明する（KV on A 1.3.23 [I.57]: svābhiprāyakathanam prakāśanam）。「仲裁者の指名」（stheyākhyā）における「仲裁者」は「人が頼る先の者」と説明され、つまり「論争問題を解決する者」であるとされる（KV on A 1.3.23 [I.57]: tiṣṭhaty asminn iti stheyāḥ | vivādapadanirṇetā loke stheyāḥ iti prasiddhaḥ）。

【例】

tiṣṭhate kanyā chātrebhyāḥ 「若い女性は〔売春婦として身を任せる思いを〕学生たちに表明する」と tvayi tiṣṭhate 「あなたに〔仲裁者・相談者として〕頼る、判断を任せる」はそれぞれ、「意思の表明」（prakāśana）と「仲裁者の指名」（stheyākhyā）の例である。行為主体（kartṛ）を表すために、語根 sthā 「立っている、留まる」に人称語尾が付与される場合、パラスマイパダ語尾（能動人称語尾）が通常期待されるが（規則 1.3.78）、上記の例では、規則 1.3.23 によってアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入されている。

【規則】

1.3.24 udo `nūrdhvakarmaṇi ||

/ud.ABL.SG an-ūrdhva-karman.LOC.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14, sthaḥ 1.3.22]

「行為主体を表すとき、動詞前接辞 ud を伴う語根 sthā 『立っている、留まる』の後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される、『上向きの動作』を意味する場合を除いて。」

【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることを規定している。動詞語根 sthā 「立っている、留まる」は『動詞語基表』において、何の指標辞も付されない形で提示されている（DhP I.975: ṣṭhā gatinivṛttau）。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件（規則 1.3.13-14）が何もないならば、sthā は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）をとることになる。それに対して当該規則は、行為主体の表示という条件に加えて動詞前接辞 ud の同伴という条件が満たされるならば、動詞語根 sthā はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。ただし、この ud-sthā が上向きの動作を伝える場合にはその限りではない。

この上向きの動作以外の行為が表現されるなら、その行為が何であれ当該規則は適用可能とな

るが、カーティヤーヤナは、そのような行為を努力行為 (ihā) のみに限る仕方で規則の改変を提案している (vt. 1 on A 1.3.24 [I.281.2]: uda ihāyām)。この提案に従う場合、新規規定は「行為主体を表すとき、動詞前接辞 ud を伴う語根 sthā『立っている、留まる』の後にアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入される、努力行為を意味する場合。」となる。

### 【例】

gehe uttiṣṭhate 「家のために努力する」では、行為主体 (kartṛ) を表すべく、動詞前接辞 ud を伴う語根 sthā「立っている、留まる」の後に規則 1.3.24 によってアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入されている。一方、āsanād uttiṣṭhati 「座席から立ち上がる」におけるように「上向きの動作」(ūrdhvakarman) を表す場合、アートマネーパダ語尾の導入は禁止される。

### 【規則】

1.3.25 upān mantrakaraṇe ||

/upa.ABL.SG mantra-karaṇa.LOC.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14, sthaḥ 1.3.22]

「行為主体を表すとき、かつ『祭文を唱えること』が表現される場合、動詞前接辞 upa を伴う語根 sthā『立っている、留まる』の後にアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入される。」

### 【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) をとることを規定している。動詞語根 sthā「立っている、留まる」は『動詞語基表』において、何の指標辞も付されない形で提示されている (DhP I.975: ṣṭhā gatinivṛtau)。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件 (規則 1.3.13-14) が何もないならば、sthā は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾 (能動人称語尾) をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、「祭文を唱えること」という意味の表現という条件と動詞前接辞 upa の同伴という条件が満たされるならば、動詞語根 sthā はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

パタンジャリは次のような規則の定式化を提案する者たちの見解に論及している：「行為主体を表すとき、動詞前接辞 upa を伴う語根 sthā『立っている、留まる』の後にアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入される、「神の崇拜」「合一をなすこと」「友を作ること」「道」が表現される場合。」 (MBh on vt. 1 to A 1.3.25 [I.281.12]: apara āha | upād devapūjāsaṃgatakarāṇamitrakarāṇapathiṣv iti vaktavyam)。『カーシカー注解』はそれぞれの例として以下を挙げている (KV on A 1.3.25 [I.57])。

ādityam upatiṣṭhate 「太陽神を崇拜する」 (神の崇拜)

rathikān upatiṣṭhate 「御者たちと出会う」 (合一をなすこと)

mahāmātrān upatiṣṭhate 「象乗りたちと友になる」 (友を作ること)

ayam panthāḥ sruḡnam upatiṣṭhate 「この道はスルグナへと続く」 (道)

【例】

aindryā gārhapatyam upatiṣṭhate 「インドラへの祭文をもって家長の祭火を礼拝する」では、行為主体 (kartṛ) を表すべく、動詞前接辞 *upa* を伴う語根 *sthā* 「立っている、留まる」の後に規則 1.3.25 によってアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入されている。

【規則】

1.3.26 akarmakāc ca ||

/a-karmaka.ABL.SG ca/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14, sthāḥ 1.3.22, upāt 1.3.25]

「行為対象がない場合にも、行為主体を表すとき、動詞前接辞 *upa* を伴う語根 *sthā* 『立っている、留まる』の後にアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入される。」

【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) をとることを規定している。動詞語根 *sthā* 「立っている、留まる」は『動詞語基表』において、何の指標辞も付されない形で提示されている (DhP I.975: *sthā gatinivṛttau*)。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件 (規則 1.3.13–14) が何もないならば、*sthā* は規則 1.3.78 によってバラスマイバダ語尾 (能動人称語尾) をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、行為対象 (*karman*) の不在および動詞前接辞 *upa* の同伴という条件が満たされるならば、*sthā* はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

直前の規則 1.3.25 は、動詞前接辞 *upa* の同伴という条件に加えて「祭文を唱えること」という意味が表現されるという条件のもと、*upa + sthā* がアートマネーパダ語尾をとることを規定している。規則の適用例によれば、それは *upa + sthā* の表示する行為が行為対象を有する場合の規定である。そのことは、当該規則における「行為対象がない場合にも」という条件からもわかる。当該規則は、*upa + sthā* の表示する行為が行為対象をもたない場合にもアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

【例】

行為対象のない用例である *yāvadbhuktam upatiṣṭhate* 「食事の時間になると、毎回そこにいる」では、行為主体 (*kartṛ*) を表すべく、動詞前接辞 *upa* を伴う語根 *sthā* 「立っている、留まる」の後に規則 1.3.26 によってアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入されている。例文の *yāvadbhuktam* の

中性形 °bhuktam について、『カーシカー注解』は、接辞 Kta はここで「行為・出来事自体」（規則 3.3.114）を表し、bhukta は全体で「食べること、食事 (= bhojana) 」を表すと説明し、yāvadbhuktam upatiṣṭhate を「食事の時間になると、毎回そこにいる」と解釈している (KV on A 1.3.26 [I.58]: bhuktam iti bhāve ktapratyayaḥ | bhojane bhojane sannidhīyate)。

### 【規則】

1.3.27 udvibhyān tapaḥ ||

/ud-vi.ABL.DU tap.ABL.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14, akarmakāt 1.3.26]

「行為対象がない場合、行為主体を表すときに、動詞前接辞 ud, vi を伴う語根 tap 『熱する』の後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。」

### 【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることを規定している。動詞語根 tap 「熱する」は『動詞語基表』において、高アクセント母音を指標辞とする形で提示されている (DhP I.1034: tapÁ samtāpe)。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件（規則 1.3.13–14）が何もないならば、tap は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、行為対象 (karman) の不在および動詞前接辞 ud, vi の同伴という条件が満たされるならば、動詞語根 tap はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

カーティヤーヤナは当該規則に対する第一評釈において、行為対象がない場合だけではなく「自らの身体部位」を行為対象とする場合にも、動詞前接辞 ud, vi を伴う動詞語根 tap がアートマネーパダ語尾をとることを規定している (vt. 1 on A 1.3.27 [I.281.20]: svāṅgakarmakāc ca)。パタンジャリは、uttapate pāṇī 「自分の両手を温める」、vitapate pāṇī 「自分の両手を温める」、uttapate pṛṣṭham 「自分の背中を温める」、vitapate pṛṣṭham 「自分の背中を温める」という例を挙げる (MBh on vt. 1 to A 1.3.27 [I.281.21–22])。

### 【例】

uttapate 「〔太陽が〕放熱する」や vitapate 「〔太陽が〕散熱する」のような行為対象がない用例において、行為主体 (kartṛ) を表すべく、動詞前接辞 ud, vi を伴う語根 tap 「熱する」の後に規則 1.3.27 によってアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入されている。

【規則】

1.3.28 āno yamahanah ||

/āN.ABL.SG yamaṅ-han.ABL.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14, akarmakāt 1.3.26]

「行為対象がない場合、行為主体を表すときに、動詞前接辞 āN を伴う語根 yam 『持つ、引き止める』および han 『打つ、殺す』の後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。」

【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることを規定している。動詞語根 yam 「持つ、引き止める」と han 「打つ、殺す」は『動詞語基表』において、高アクセント母音を指標辞とする形で提示されている（DhP I.1033: yamÁ uparame; DhP II.2: hanÁ hiṃsāgatyoh）。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件（規則 1.3.13–14）が何もないならば、yam と han は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、行為対象の不在および動詞前接辞 āN の同伴という条件が満たされるならば、動詞語根 yam と han はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

カーティヤーヤナは当該規則に対する第一評釈において、行為対象がない場合だけではなく「自らの身体部位」を行為対象とする場合にも、動詞前接辞 āN を伴う yam と han はアートマネーパダ語尾をとることを規定している（vt. 1 on A 1.3.28 [I.282.8]: svāṅgakarmakāc ca）。パタンジャリは、āyacchate pānī 「自分の両手を伸ばす」、āhata udaram 「自分の腹を打つ」という例を挙げる（MBh on vt. 1 to A 1.3.28 [I.282.7]）。

【例】

āyacchate 「伸びる、引っ張られている」や āhate 「ぶつかる」のような行為対象がない用例において、行為主体 (kartṛ) を表すべく、動詞前接辞 āN を伴う語根 yam 「持つ、引き止める」および han 「打つ、殺す」の後に規則 1.3.28 によってアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入されている。

【規則】

1.3.29 samo gamyṛcchibhyām ||

/sam.ABL.SG gami-ṛcchi.ABL.DU/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14, akarmakāt 1.3.26]

「行為対象がない場合、行為主体を表すときに、動詞前接辞 sam を伴う語根 gam 『行く』および ṛcch 『行き着く、遭遇する』の後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。」



## 【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることを規定している。動詞語根 gam 「行く」と ṛcch 「行き着く、遭遇する」は『動詞語基表』において、高アクセント母音を指標辞とする形で提示されている（DhP I.1031: gamṛcchāgatau; DhP VI.15: ṛcchā gāfīndriyapralayamūrtibhāveṣu）。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件（規則 1.3.13-14）が何もないならば、gam と ṛcch は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、行為対象（karman）の不在および動詞前接辞 sam の同伴という条件が満たされるならば、動詞語根 gam と ṛcch はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

『カーシカー注解』は当該規則を samo gamyṛcchpracchisvaratyartīśruvidibhyaḥ 「行為対象がない場合、行為主体を表すときに、動詞前接辞 sam を伴う語根 gam 『行く』、ṛcch 『行き着く、遭遇する』、pracch 『尋ねる』、svṛ 『音を発する』、ṛ 『動かす、興奮させる』、śru 『聞く』、vid 『見出す、知る』の後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。」と読んでいる。これは当該規則に対するカーティヤーヤナの第一評釈と第二評釈を盛り込んだ読みである（Joshi and Roodbergen 1994: 56）。ただし、第二評釈で提示される動詞語根 dṛś 「見る」は読み込まれていない。

## 【例】

saṅgacchate 「合う、一緒になる」や samṛcchate 「合う、〔敵と〕衝突する」のような行為対象がない用例において、行為主体（kartṛ）を表すべく、動詞前接辞 sam を伴う語根 gam 「行く」および ṛcch 「行き着く、遭遇する」の後に規則 1.3.29 によってアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入されている。

## 【規則】

1.3.30 nisamupavibhyo hvaḥ ||

/ni-sam-upa-vi.ABL.PL hvā.ABL.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14]

「行為主体を表すとき、動詞前接辞 ni, sam, upa, vi を伴う語根 hvā (hve) 『呼ぶ』の後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。」

## 【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることを規定している。動詞語根 hvā (hve) 「呼ぶ」は『動詞語基表』において、Ñ を指標辞とする形で提示されている（DhP I.1057: hveÑ spardhāyām śabde ca）。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件（規則 1.3.13-14, 72）が何もないならば、hvā は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語

尾（能動人称語尾）をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、動詞前接辞 *ni, sam, upa, vi* の同伴という条件が満たされるならば、動詞語根 *hvā* はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。規則 1.3.26 に提示され、規則 1.3.29 まで継起していた *akarmakāt* 「行為対象がない場合」という条件は、当該規則へは読み込まれない。

【例】

語根 *hvā* (*hve*) 「呼ぶ」は『動詞語基表』において *hveÑ* (DhP I.1057) というように、指標辞 *Ñ* を伴う形で登録されている。指標辞 *Ñ* を有する語根の場合、「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」 (*kartrabhiprāye kriyāphale*)、つまり行為者が自分のために行為を行うことを表す際には、アートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される（規則 1.3.72）。しかし、*nihvayate* 「呼び出す」、*samhvayate* 「（大声で）呼びかける」、*upahvayate* 「呼び寄せる」、*vihvayate* 「呼びかける」では、そういった意味合いはなく、語尾によって行為主体のみが表されている。この場合、アートマネーパダ語尾は規則 1.3.30 によって導入されている。

【規則】

1.3.31 *spardhāyām ānaḥ* ||

/spardhā.LOC.SG āÑ.ABL.SG/

[*ātmanepadam* 1.3.12, *kartari* 1.3.14, *hvaḥ* 1.3.30]

「行為主体を表すとき、かつ『戦いを申し込む、挑む』が表現される場合、動詞前接辞 *aÑ* を伴う語根 *hvā* (*hve*) 『呼ぶ』の後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。」

【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることを規定している。動詞語根 *hvā* (*hve*) 「呼ぶ」は『動詞語基表』において、*Ñ* を指標辞とする形で提示されている (DhP I.1057: *hveÑ spardhāyām śabde ca*)。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件（規則 1.3.13–14, 72）が何もないならば、*hvā* は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、「戦いを申し込むこと、挑むこと」 (*spardhā*) という意味が表現されるという条件と動詞前接辞 *aÑ* の同伴という条件が満たされるならば、動詞語根 *hvā* はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

『カーシカー注解』は「戦いを申し込むこと、挑むこと」 (*spardhā*) を「競い合うこと」 (*saṅgharṣa*)、すなわち「他者を圧倒しようとする欲求」 (*parābhibhavecchā*) と説明する。そして、このような意味は動詞前接辞 *aÑ* を伴う動詞語根 *hvā* が一定の文脈において担うものであり、動詞語根 *hvā* そのものもつ意味は「声を発すること」である旨を述べている (KV on A 1.3.31 [1.59]:

spardhā saṅgharṣaḥ parābhibhaveccā | sa viṣayo dhātvarthasya | dhātus tu śabdakriya eva)。

【例】

mallo mallam āhvayate 「選手（レスリング選手など）は〔他の〕選手に決戦を挑む」のように、動詞前接辞 āñ を伴う語根 hvā (hve) 「呼ぶ」はここで「戦いを申し込む、挑む」の意味を伝える。語根 hvā (hve) 「呼ぶ」は『動詞語基表』において hveÑ (DhP I.1057) というように、指標辞 Ñ を伴う形で登録されている。指標辞 Ñ を有する語根の場合、「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」(kartrabhiprāye kriyāphale)、つまり行為者が自分のために行為を行うことを表す際には、アートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される（規則 1.3.72）。しかし、āhvayate 「戦いを申し込む、挑む」では、そういった意味合いはなく、語尾によって行為主体のみが表されている。行為主体を表し、かつ「戦いを申し込む、挑む」が表現されるとき、アートマネーパダ語尾は規則 1.3.31 によって導入される。

【規則】

1.3.32 gandhanāvakṣeṣaṇasevanasāhasikyapratiyatnaprakathanopayogeṣu kṛñah ||

/gandhana-avakṣeṣaṇa-sevana-sāhasikya-pratiyatna-prakathana-upayoga.LOC.PL kṛñ.ABL.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14]

「行為主体を表すとき、かつ『欠点を暴く、中傷する』、『脅かす、あざける』、『仕える、言うことを聞く』、『暴力をふるう、強姦する』、『新たな性質を付与する、用意する』、『告げる』、『〔ある用途に〕充てる』が表現される場合、語根 kṛÑ 『する』の後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。」

【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることを規定している。動詞語根 kṛÑ は『動詞語基表』において、Ñ を指標辞とする形で提示されている（DhP VIII.10: ḌUkṛÑ karaṇe）。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件（規則 1.3.13–14, 72）が何もないならば、kṛÑ は規則 1.3.78 によってバラスマイパダ語尾（能動人称語尾）をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、上記7つの意味いずれかの表現という条件が満たされるならば、動詞語根 kṛÑ はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

『カーシカー注解』は7つの意味それぞれを次のように説明している（KV on A 1.3.32 [L.59]）。

- (1) gandhana: 「攻撃的で、相手を傷つける指摘」 (apakāraprayuktam himsātmakam sūcanam)
- (2) avakṣeṣaṇa: 「脅かすこと」 (bhartsanam)
- (3) sevana: 「そばに仕えること」 (anuvṛttih)

- (4) sāhasikya: 「暴力的に振る舞うこと」 (sāhasikam karma)
- (5) pratiyatna: 「存在物に他の性質を付与すること」 (sato guṇāntarādhānam)
- (6) prakathana: 「はっきり語ること、告げること」 (prakarṣeṇa kathanam)
- (7) upayoga: 「功德などを目指して適用すること」 (dharmādiprayojano viniyogaḥ)

【例】

行為主体を表すという条件と、「欠点を暴く、中傷する」などの 7 つの意味を表すという条件が満たされる場合、語根 कृÑ「する」の後にはアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が規則 1.3.32 によって導入される。次の例が示すように、कृÑ は 様々な動詞前接辞と組み合わせられて様々な意味合いを表す。

- (1) 「欠点を暴く、中傷する」 (gandhana) : utkurute 「欠点を暴く、中傷する」
- (2) 「脅かす、あざける」 (avakṣeṇa) : śyeno vartikām udākurute 「タカはウズラを脅かす (タカはウズラにとって脅威となる)<sup>8</sup>」
- (3) 「仕える、言うことを聞く」 (sevana) : mahāmātrān upakurute 「大臣たちに仕える、大臣たちの言うことを聞く」
- (4) 「暴力をふるう、強姦する」 (sāhasikya) : paradārān prakurute 「他人の妻に暴力をふるう、他人の妻を強姦する」
- (5) 「新たな性質を付与する、用意する」 (pratiyatna) : edho dakasyopaskurute/edhodakasyopaskurute 「薪は水に (edho dakasya) 新たな性質 (熱など) を付与する、薪と水を (edhodakasya) 用意する」。daka (= udaka) 「水」の第 6 格語尾 (属格語尾) と upaskurute の加音 suT はそれぞれ規則 2.3.53 と規則 6.1.139 による。
- (6) 「告げる」 (prakathana) : janāpavādān prakurute 「人の悪口・誹謗を公言する」
- (7) 「〔ある用途に〕充てる」 (upayoga) : śatam prakurute 「百を〔ある用途に〕充てる、百を預ける」

कृÑ「する」のような指標辞 Ñ を有する語根の場合、「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」 (kartrabhiprāye kriyāphale)、つまり行為者が自分のために行為を行うことを表す際には、アートマネーパダ語尾が導入される (規則 1.3.72)。しかし、上記の例では、そういった意味合いはなく、語尾によって行為主体のみが表されている。

---

<sup>8</sup> Cf. Dave (1985: 289).

## 【規則】

1.3.33 adheḥ prasahane ||

/adhi.ABL.SG prasahana.LOC.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14, kṛñāḥ 1.3.32]

「行為主体を表すとき、かつ『打ち負かす、優位を占める』が表現される場合、動詞前接辞 *adhi* を伴う語根 *kṛñ* 『する』の後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。」

## 【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることを規定している。動詞語根 *kṛñ* 「する」は『動詞語基表』において、*ñ* を指標辞とする形で提示されている（DhP VIII.10: *ḌUkṛñ karane*）。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件（規則 1.3.13–14, 72）が何もないならば、*kṛñ* は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、「打ち負かすこと、優位を占めること」（*prasahana*）という意味の表現という条件と動詞前接辞 *adhi* の同伴という条件が満たされるならば、動詞語根 *kṛñ* はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

『カーシカー注解』は「打ち負かすこと、優位を占めること」（*prasahana*）を「圧倒すること」（*abhibhava*）あるいは「打ち負かされないこと」（*aparājaya*）と説明している（KV on A 1.3.33 [I.60]）。

## 【例】

行為主体および「打ち負かす、優位を占める」の意味を表すという条件と、動詞前接辞 *adhi* を伴うという条件が満たされる場合、語根 *kṛñ* 「する」の後にはアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が規則 1.3.33 によって導入される：*tam adhikare* 「その人を打ち負かした」。 *kṛñ* 「する」のような指標辞 *ñ* を有する語根の場合、「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」（*kartrabhiprāye kriyāphale*）、つまり行為者が自分のために行為を行うことを表す際には、アートマネーパダ語尾が導入される（規則 1.3.72）。しかし、上記の例では、そういった意味合いはなく、語尾によって行為主体のみが表されている。

## 【規則】

1.3.34 veḥ śabdakarmanāḥ ||

/vi.ABL.SG śabda-karman.ABL.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14, kṛñāḥ 1.3.32]

「行為主体を表すとき、かつ行為対象が音声である場合、動詞前接辞 *vi* を伴う語根 *kṛñ* 『する』の

後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。」

【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることを規定している。動詞語根  $kr\tilde{N}$  「する」は『動詞語基表』において、 $\tilde{N}$  を指標辞とする形で提示されている（DhP VIII.10:  $\text{DU}kr\tilde{N}$  karane）。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件（規則 1.3.13–14, 72）が何もないならば、 $kr\tilde{N}$  は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、行為対象が音声であるという条件と動詞前接辞  $vi$  の同伴という条件が満たされるならば、動詞語根  $kr\tilde{N}$  はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

【例】

行為主体を表し、かつ行為対象が音声であるという条件と、動詞前接辞  $vi$  を伴うという条件が満たされる場合、語根  $kr\tilde{N}$  「する」の後にはアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が規則 1.3.34 によって導入される： $kr\tilde{N}$   $\text{kar\ddot{a}st\ddot{a} vikurute svar\ddot{a}n$  「ジャッカルは泣き声をあげる」。 $kr\tilde{N}$  「する」のような指標辞  $\tilde{N}$  を有する語根の場合、「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」（ $\text{kartrabhipr\ddot{a}ye kriy\ddot{a}phale$ ）、つまり行為者が自分のために行為を行うことを表す際には、アートマネーパダ語尾が導入される（規則 1.3.72）。しかし、上記の例では、そういった意味合いはなく、語尾によって行為主体のみが表されている。

【規則】

1.3.35  $akarmak\ddot{a}c ca \parallel$

/a-karmaka.ABL.SG ca/

[ $\ddot{a}tmanepadam$  1.3.12,  $kartari$  1.3.14,  $kr\tilde{n}\ddot{a}h$  1.3.32,  $veh$  1.3.34]

「行為対象がない場合にも、行為主体を表すとき、動詞前接辞  $vi$  を伴う語根  $kr\tilde{N}$  『する』の後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。」

【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることを規定している。動詞語根  $kr\tilde{N}$  「する」は『動詞語基表』において、 $\tilde{N}$  を指標辞とする形で提示されている（DhP VIII.10:  $\text{DU}kr\tilde{N}$  karane）。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件（規則 1.3.13–14, 72）が何もないならば、 $kr\tilde{N}$  は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、行為対象の不在および動詞前接辞  $vi$  の同伴という条件が満たされるならば、動詞語根  $kr\tilde{N}$  はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

## 【例】

odanasya pūṃśāś chātrā vikurvate 「粥で〔お腹が〕一杯になった学生たちはじっとしてられない」におけるように、動詞前接辞 vi を伴う語根  $kṛ\tilde{N}$  「する」の表示する行為が行為対象をもたず、動詞人称語尾が行為主体を表す場合、アートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が規則 1.3.35 によって導入される。 $kṛ\tilde{N}$  「する」のような指標辞  $\tilde{N}$  を有する語根の場合、「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」（kartrabhiprāye kriyāphale）、つまり行為者が自分のために行為を行うことを表す際には、アートマネーパダ語尾が導入される（規則 1.3.72）。しかし、上記の例では、そういった意味合いはなく、語尾によって行為主体のみが表されている。

## 【規則】

1.3.36 sammānanaotsaṅjanaācāryakaraṇajñānabhṛtīvigaṇanavyayaṣu niyah ||

/sammānana-utsaṅjana-ācāryakaraṇa-jñāna-bhṛti-vigaṇana-vyaya.LOC.PL nī.ABL.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14]

「行為主体を表すとき、かつ『尊崇・尊重される』、『持ち上げる、投げ上げる』、『師の行為をなす（＝入門式を行う）』、『識別する』、『賃金を支払う』、『支払う、返済する』、『支出する』が表現される場合、語根  $nī$  『導く』の後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。」

## 【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることを規定している。動詞語根  $nī$  は『動詞語基表』において  $\tilde{N}$  を指標辞とする形で提示されている（DhP 1.950:  $nī\tilde{N}$  prāpaṇe）。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件（規則 1.3.13–14, 72）が何もないならば、 $nī$  は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、上記 7 つの特定の意味いずれかの表現という条件が満たされる場合、動詞語根  $nī$  はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

上記 7 つの意味を『カーシカー注解』は次のように説明している（KV on A 1.3.36 [L.60]）。

- (1) sammānana: 「尊敬されること」 (pūjanam)
- (2) utsaṅjana: 「持ち上げること、投げ上げること」 (utkṣeṣaṇam)
- (3) ācāryakaraṇa: 「師が行う行為」 (ācāryakriyā)
- (4) jñāna: 「正しい認識対象を確定すること」 (prameyaniścayaḥ)
- (5) bhṛti: 「労賃を支払うこと」 (vetanam)
- (6) vigaṇana: 「借金などを返済すること」 (ṃāder niryātanam)
- (7) vyaya: 「支出すること、正しい事柄などに向けて使用すること」 (dharmādiṣu viniyogaḥ)



バットージディークシタは、これらの意味のうち、(2)、(4)、(6)、(7)の4つは動詞語根 *nī* によって直接的に表示されるもの (*vācya*) であり、それ以外の(1)、(3)、(5)は言語運用の文脈から理解されるもの (*prayogopādhi*) であるとする (SK 2709 [III.562])。

これらのうち、『カーシカー注解』の説明によれば(以下の例を参照)、「尊崇・尊重」(*sammānana*)とは、師が何らかの学問的な事柄を弟子たちに指導 (*nayate*) した結果として、その弟子たちが尊崇されるに至るというような事態を意図している。動詞語根 *nī* が表す指導行為の主体が尊崇されるのではなく、指導される対象が指導の結果として尊崇されるに至るのである。一方、師などが何らかの事柄を指導できる人物として尊崇されている、という事態が意図されている可能性もある。『チャンドラ注解』がなす「パーニニは文法学において先導する。尊崇を獲得しているという意味である」(CV on CS 1.4.82 [87]: *nayate pāṇinir vyākaraṇe | pūjām adhigacchati arthah*) という説明は、こちらの方向を示している。

いずれにせよ、当該規則の *sammānana* は、誰かが誰かを「尊崇・尊重する」ことではなくて、誰かが誰かによって「尊崇・尊重される」ことを意味すると解釈した方が適切であると考えられる(接辞 *-ana-* のこうした解釈については AiG II.2: 183 を参照)。パーニニ文法的に言えば、*sammānana* 「尊崇・尊重」という行為名詞と連関するものとして背後に意図される属格形の属格語尾は、行為主体ではなく行為対象を表すもの(規則 2.3.65)と解すべきということである。

### 【例】

動詞語根 *nī* 「導く」は『動詞語基表』において、*ñ* を指標辞とする形で提示されている (DhP I.950: *nīñ prāpaṇe*)。指標辞 *ñ* を有する語根の場合、「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」(*kartrabhiprāye kriyāphale*)、つまり行為者が自分のために行為を行うことを表す際には、アートマネーパダ語尾(中動人称語尾)が導入される(規則 1.3.72)。しかし、下記の例では、そういった意味合いはなく、語尾によって行為主体のみが表されている。

(1) 「尊崇・尊重される」(*sammānana*) : *nayate cārvi lokāyate* 「ローカーヤタ(唯物論を唱える学派)では、理性が尊重される(理性が最も重要視される)」。なお、『カーシカー注解』はこの用例を「師匠(=理性を備えた者)はローカーヤタ派〔の教義〕について指導する」と解釈して、次のように述べている: 「尊いもの (*cārvi*) とは理性 (*buddhi*) のことであり、その〔理性との〕関連から尊いもの (*cārvi*) は師 (*ācārya*) をも指す。彼(師)は、ローカーヤタ聖典の教義について指導する、〔すなわち〕論証をもって〔教義内容を〕確固たるものにし、弟子たちに伝授する。彼ら(弟子たち)は、〔師の〕諸論理により確固たる者となって、尊重される者・敬われる者となる。」(KV on A 1.3.36 [I.60]: *cārvi buddhiḥ, tatsambandhād ācārye 'pi cārvi | sa lokāyate śāstre padārthān nayate, upapattibhiḥ sthīrīkr̥tya śiṣyebhyaḥ prāpayati | te yuktibhiḥ sthāpyamānāḥ sammānitāḥ pūjitā bhavanti*)。

(2) 「持ち上げる、投げ上げる」(*utsaṅjana*) : *māṇavakam udānate* 「少年を持ち上げる」。

『チャンドラ注解』はこの用例を「下にいた少年を膝のところへ持ち上げる」と説明する(CV on CS 1.4.82 [87]: *adhah sthitam māṇavakam utsaṅge utkṣipati*)。バットージディークスタは次の用例を挙げている: *daṇḍam unnayate* 「棒を振りかざす(=罰する)」(SK 2709 [III.562])。

(3) 「師の行為をなす(=入門式を行う)」(*ācāryakaraṇa*) : *māṇavakam upanayate* 「〔師は〕少年を〔自らの学生として〕入門させる」

(4) 「識別する」(*jñāna*) : *nayate cārvi lokāyate* 「師匠はローカーヤタ派〔の教義〕のもとで〔正しい認識対象を〕識別する(確定する)」(cf. KV on A 1.3.36 [I.60]: *tatra prameyaṃ niścinoti ity arthah*)。バットージディークスタは次の用例を挙げている: *tattvaṃ nayate* 「〔師は〕真実を識別する(見極める)」(SK 2709 [III.562])。

(5) 「賃金を支払う」(*bhṛti*) : *karmakarān upanayate* 「労働者たちに賃金を支払う」。『カーシカー注解』はこの用例を次のように説明している: 「賃金を与えることで〔労働者たちを〕近くに引き寄せる(=雇う)」(KV on A 1.3.36 [I.60]: *bhṛtidānena samīpaṃ karoti ity arthah*)。

(6) 「支払う、返済する」(*vigaṇana*) : *madrāḥ karaṃ vinayante* 「マドラ国の人々は租税を支払う」

(7) 「支出する」(*vyaya*) : *śataṃ vinayate* 「百を〔ある用途に〕支出する」

### 【規則】

1.3.37 *kartṛsthe cāśārīre karmaṇi* ||

/*kartṛ-stha.LOC.SG ca a-śārīra.LOC.SG karman.LOC.SG/*

[*ātmanepadam* 1.3.12, *kartari* 1.3.14, *niyaḥ* 1.3.36]

「また、行為主体を表すとき、かつ行為主体に存在する、身体部位以外のものが行為対象である場合、語根 *nī* 『導く』の後にアートマネーパダ語尾(中動人称語尾)が導入される。」

### 【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾(中動人称語尾)をとることを規定している。動詞語根 *nī* 「導く」は『動詞語基表』において *Ñ* を指標辞とする形で提示されている(DhP I.950: *nīÑ prāpaṇe*)。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件(規則 1.3.13–14, 72)が何もないならば、*nī* は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾(能動人称語尾)をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、もう1つの条件が満たされる場合、動詞語根 *nī* はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

その条件とは、動詞語根 *nī* が表示する行為が、行為の主体自身に属するものとして、身体部位以外のものを行為の対象(*karman*)とすることである。以下の例では「怒り」が行為対象として機能している。それは、行為者自身に属するものであり、かつ身体部位ではないものである。

なお、おそらく注釈書類が動詞前接辞 *vi* を伴う定動詞形を例の中で提示することを根拠として、ルヌーは動詞語根 *nī* がそのような *vi* を伴う場合にのみ当該規則は適用されると考えている。ルヌ

一によれば、その vi という項目は「蛙跳び」(maṇḍūkapluti) という解釈装置によって規則 1.3.34 から当該規則 1.3.37 へ読み込むこと (1.3.35–36 を飛ばして) が可能である (Renou 1948–1954: I.49)。ただし、この「蛙跳び」の原則はパーニニ自身が認めていたものとは一般に考えられておらず (Cardona 1976: 204)、ロートベルゲンもこの「蛙跳び」を‘questionable device’とする (Roodbergen 2008: 330)。

【例】

krodham vinayate 「〔自分の〕怒りを払いのける」では、身体部位以外のもの(怒り)が行為対象であるので、規則 1.3.37 によってアートマネーパダ語尾(中動人称語尾)が導入されている。一方、身体部位を行為対象とする gaḍum vinayati 「〔自分の〕甲状腺腫を取り除く」のような場合、規則 1.3.37 は適用されず、代わりにパラスマイパダ語尾(能動人称語尾)が導入される(規則 1.3.78)。動詞語根 nī 「導く」は『動詞語基表』において、Ñ を指標辞とする形で提示されている (DhP I.950: nīÑ prāpaṇe)。指標辞 Ñ を有する語根の場合、「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」(kartrabhiprāye kriyāphale)、つまり行為者が自分のために行為を行うことを表す際には、アートマネーパダ語尾が導入される(規則 1.3.72)。しかし、上記の例では、そういった意味合いはなく、語尾によって行為主体のみが表されている。

【規則】

1.3.38 vṛttisargatāyaneṣu kramah ||

/vṛtti-sarga-tāyana.LOC.PL kram.ABL.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14]

「行為主体を表すとき、かつ『突き進む』、『尽力する』、『進展する、発展する』が表現される場合、語根 kram 『歩を進める』の後にアートマネーパダ語尾(中動人称語尾)が導入される。」

【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾(中動人称語尾)をとることを規定している。動詞語根 kram 「歩を進める」は『動詞語基表』において高アクセント母音を指標辞とする形で提示されている (DhP I.502: kramÚ pādavikṣeṇe)。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件(規則 1.3.13–14)が何もないならば、kram は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾(能動人称語尾)をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、上記 3 つの意味いずれかの表現という条件が満たされる場合、動詞語根 kram はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

上記 3 つの意味を『カーシカー注解』は次のように説明する (KV on A 1.3.38 [I.61])。

(1) vṛtti: 「妨げられないこと(妨げられずに先に進むこと)」(apratibandha)

(2) sarga: 「尽力すること、堅い決意〔をもって行動すること〕」 (utsāha)

(3) tāyana: 「繁栄すること」 (sphītātā)

【例】

「突き進む」 (vṛtti)、 「尽力する」 (sarga)、 「進展する、発展する」 (tāyana) の意味を表すものとして、『カーシカー注解』は次の例文を挙げている： ṛkṣv asya kramate buddhiḥ 「彼の知性は『リグ・ヴェーダ』の詩節において突き進む (=彼の『リグ・ヴェーダ』学習は妨げられることなく進んでいる)」 (cf. KV on A 1.3.38 [I.61]: na pratihanyate ity arthaḥ)、 vyākaraṇādhyanāyā kramate 「文法学の勉強に尽力する」、 asmin śāstrāṇi kramante 「彼のもとで論書の知識が発展していく」。

【規則】

1.3.39 upaparābhyām ||

/upa-parā.ABL.DU/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14, vṛttisargatāyaneṣu kramah 1.3.38]

「行為主体を表すとき、かつ『突き進む』、『尽力する』、『進展する、発展する』が表現される場合、動詞前接辞 upa, parā を伴う語根 kram 『歩を進める』の後にアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入される。」

【略説】

当該規則は、直前の規則 1.3.38 で規定された内容に制限を与えるものである。直前の規則 1.3.38 は、一定の条件が満たされる場合、動詞語根 kram の後にアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入されることを規定する。この規則 1.3.38 だけなら、動詞語根 kram はどんな動詞前接辞を伴うときにもアートマネーパダ語尾をとることができることになる。対して当該規則は、規則 1.3.38 と同じ条件のもとで動詞語根 kram が動詞前接辞を伴う場合には、upa または parā を伴うときにのみアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

【例】

upakramate 「〔誰かのところに〕突き進む (=誰かのところに突進する)」および parākramate 「〔誰かに向かって〕突き進む (=誰かに向かって進撃する)」のように、語根 kram 「歩を進める」が動詞前接辞 upa, parā を伴い、かつ「突き進む」、「尽力する」、「進展する、発展する」(規則 1.3.38) のいずれかが表現される場合、行為主体を表すためにアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入される。一方、saṅkrāmati 「〔太陽が星宿を〕通る」(krāmati の -ā- は規則 7.3.76 による) では、kram は動詞前接辞 sam を伴っているため規則 1.3.39 は適用されず、パラスマイパダ語尾 (能動人称語尾) が導入されている (規則 1.3.78)。

【規則】

1.3.40 āna udgamane ||

/āṅ.ABL.SG udgamana.LOC.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14, kramaḥ 1.3.38]

「行為主体を表すとき、かつ『昇る』が表現される場合、動詞前接辞 āṅ を伴う語根 kram 『歩を進める』の後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。」

【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることを規定している。動詞語根 kram 「歩を進める」は『動詞語基表』において高アクセント母音を指標辞とする形で提示されている（DhP I.502: kramŪ pādavikṣepe）。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件（規則 1.3.13–14）が何もないならば、kram は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、「上昇」（udgamana）の表現と動詞前接辞 āṅ の同伴という条件が満たされる場合、動詞語根 kram はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

カーティヤーヤナが与える追加規定によれば、この「上昇」は天体（jyotis）のそれに限られる（vt. 1 on A 1.3.40 [I.282.20]: jyotiṣām udgamane）。このような追加規定を設けるのは、「煙が宮殿の屋上へと昇っていく」（ākṛāmati dhūmo harmyatalam）といった事例に当該規則を適用しないようにするためである（MBh on vt. 1 to A 1.3.40 [I.282.21]）。

【例】

ākramate ādityaḥ 「太陽が昇る」のように、語根 kram 「歩を進める」が動詞前接辞 āṅ を伴い、かつ「昇る」が表現される場合、行為主体を表すためにアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。

【規則】

1.3.41 veḥ pādaviharaṇe ||

/vi.ABL.SG pāda-viharaṇa.LOC.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14, kramaḥ 1.3.38]

「行為主体を表すとき、かつ『足を交互に前に出す』が表現される場合、動詞前接辞 vi を伴う語根 kram 『歩を進める』の後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。」

【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることを規定している。動詞語根 kram 「歩を進める」は『動詞語基表』において高アクセント母音を

指標辞とする形で提示されている (DhP I.502: *kramŪ pādavikṣepe*)。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件 (規則 1.3.13–14) が何もないならば、*kram* は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾 (能動人称語尾) をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、「足を交互に前に出すこと」 (*pādaviharaṇa*) の表現と動詞前接辞 *vi* の同伴という条件が満たされる場合、動詞語根 *kram* はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

## 【例】

*suṣṭhu vikramate* 「〔馬は〕軽快に足を交互に前に出す (=軽快に進む)」のように、語根 *kram* 「歩を進める」が動詞前接辞 *vi* を伴い、かつ「足を交互に前に出す」という意味が表現される場合、行為主体を表すためにアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入される。

## 【規則】

1.3.42 *propābhyām samarthābhyām* ||

/pra-upa.ABL.DU samartha.ABL.DU/

[*ātmanepadam* 1.3.12, *kartari* 1.3.14, *kramaḥ* 1.3.38]

「行為主体を表すとき、動詞前接辞 *pra, upa* を伴う語根 *kram* 『歩を進める』の後にアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入される、同じ意味が表現される場合。」

## 【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) をとることを規定している。動詞語根 *kram* 「歩を進める」は『動詞語基表』において高アクセント母音を指標辞とする形で提示されている (DhP I.502: *kramŪ pādavikṣepe*)。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件 (規則 1.3.13–14) が何もないならば、*kram* は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾 (能動人称語尾) をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、同じ意味 (*samartha*) の表現と動詞前接辞 *pra, upa* の同伴という条件が満たされる場合、動詞語根 *kram* はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

同じ意味が表現される場合とは、*pra* を伴う *kram* と *upa* を伴う *kram* が同じ意味を表す場合ということであり、『カーシカー注解』によればその同じ意味とは「行為の開始」 (*ādikarman*) のことである (KV on A 1.3.42 [I.62])。

## 【例】

*prakramate bhoktum ~ upakramate bhoktum* 「食べ始める」では、*pra-kram, upa-kram* は同じ意味、つまり行為・出来事の始まり (*ādikarman*) を表す。動詞前接辞 *pra, upa* を伴う語根 *kram* 「歩を進める」がこのような意味を表す場合、行為主体を表すためにアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導



入される。一方、pūrvedyuh prakrāmati, aparedyur upakrāmati 「前の日に行って、次の日に戻って来る」(krāmati の -ā- は規則 7.3.76 による) では、pra-kram, upa-kram は同じ意味を表さないため規則 1.3.42 は適用されず、代わりにパラスマイパダ語尾 (能動人称語尾) が導入されている (規則 1.3.78)。

【規則】

1.3.43 anupasargād vā ||

/an-upasarga.ABL.SG vā/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14, kramah 1.3.38]

「行為主体を表すとき、動詞前接辞を伴わない語根 kram 『歩を進める』の後にアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が任意に導入される。」

【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) をとることを規定している。動詞語根 kram 「歩を進める」は『動詞語基表』において高アクセント母音を指標辞とする形で提示されている (DhP 1.502: krāmÚ pādavikṣepe)。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件 (規則 1.3.13–14) が何もないならば、kram は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾 (能動人称語尾) をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、動詞前接辞を同伴しないという条件が満たされる場合、動詞語根 kram はアートマネーパダ語尾を任意にとることを規定している。

『カーシカー注解』によれば、当該規則が規定する任意性は「得られていない文法操作に対する任意性」(aprāptavibhāṣā) である (KV on A 1.3.43 [I.62])。すなわち、何らかの動詞前接辞や意味条件を欠く場合に動詞語根 kram がアートマネーパダ語尾をとることは、他の規則によっては規定されていない。当該規則には、そのような kram はアートマネーパダ語尾を任意にとりうることを教える役目がある。

【例】

kramate ~ krāmati 「歩を進める」(krāmati の -ā- は規則 7.3.76 による) のように、語根 kram 「歩を進める」が動詞前接辞を伴わない場合、アートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) の導入 (規則 1.3.43) もパラスマイパダ語尾 (能動人称語尾) の導入 (規則 1.3.78) も許される。



## 【規則】

1.3.44 *apahnave jñah* ||

/apahnavā.LOC.SG jñā.ABL.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14]

「行為主体を表すとき、かつ『否認する、隠す』が表現される場合、語根 *jñā* 『知る』の後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。」

## 【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることを規定している。動詞語根 *jñā* は『動詞語基表』において何も指標辞を付されない形で提示されている（DhP IX.36: *jñā avabodhane*）。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件（規則 1.3.13–14）が何もないならば、*jñā* は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、「否認すること、隠すこと」（*apahnavā*）の表現という条件が満たされる場合、動詞語根 *jñā* はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

『カーシカー注解』によれば、この「否認すること、隠すこと」という意味が現れるのは動詞語根 *jñā* が動詞前接辞を伴うときのみである（KV on A 1.3.44 [I.62]: *sopasargaś cāyam apahnave vartate, na kevalah*）。『チャンドラ注解』も同じ解釈を施している（CV on CS 1.4.90 [88]: *saprādiś ca nihnavē vartate, na kevalah*）。『カーシカー注解』が挙げる例を見ると、動詞前接辞のうちでも *apa* が同伴するときに、この意味が現れると考えられているようである（KV on A 1.3.44 [I.62]）。

## 【例】

*śatam apajānīte* 「百を否認する（＝百を与えることを拒む）、百を隠す」のように、語根 *jñā* 「知る」が「否認する、隠す」を表す場合、行為主体を表すためにアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。

## 【規則】

1.3.45 *akarmakāc ca* ||

/a-karmakā.ABL.SG ca/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14, *jñah* 1.3.44]

「行為対象がない場合にも、行為主体を表すとき、語根 *jñā* 『知る』の後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。」

## 【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとるこ

とを規定している。動詞語根 *jñā* は『動詞語基表』において何も指標辞を付されない形で提示されている (DhP IX.36: *jñā avabodhane*)。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件 (規則 1.3.13–14) が何もないならば、*jñā* は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾 (能動人称語尾) をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、行為対象 (*karman*) の不在という条件が満たされる場合、動詞語根 *jñā* はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

【例】

*sarpiṣo jānīte* 「ギーをもって〔祭式〕活動をする」 (cf. KV on A 1.3.45 [1.62]: *sarpiṣā upāyena pravartate ity arthaḥ*) では、語根 *jñā* 「知る」の表示する行為は行為対象を伴っていない。それゆえ、規則 1.3.45 によって、行為主体を表すために *jñā* の後にアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入されている。なお、例文中の *sarpis* 「ギー」は行為手段 (*karana*) を表すものとして、規則 2.3.51 によって第 6 格語尾 (属格語尾) が付与されている。

【規則】

1.3.46 *sampratibhyām anādhyāne* ||

/sam-prati.ABL.DU an-ādhyāna.LOC.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14, *jñāḥ* 1.3.44]

「行為主体を表すとき、動詞前接辞 *sam, prati* を伴う語根 *jñā* 『知る』の後にアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入される、『回想する、思い焦がれる』が表現される場合を除いて。」

【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) をとることを規定している。動詞語根 *jñā* は『動詞語基表』において何も指標辞を付されない形で提示されている (DhP IX.36: *jñā avabodhane*)。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件 (規則 1.3.13–14) が何もないならば、*jñā* は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾 (能動人称語尾) をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、動詞前接辞 *sam, prati* の同伴および「回想、思い焦がれること」 (*ādhyāna*) という意味が表現されないという条件が満たされる場合、動詞語根 *jñā* はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

【例】

*śataṃ sañjānīte* 「百〔の借金があること〕を認める」や、*śataṃ pratijānīte* 「百〔の借金があること〕を承認する」のように、動詞前接辞 *sam, prati* を伴う語根 *jñā* 「知る」の後には行為主体を表すためにアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入される。一方、*mātuḥ sañjānāti* 「母のことを〔物悲しく〕回想する」 (*mātuḥ* の第 6 格語尾 [属格語尾] は規則 2.3.52 による) のように、「回想す

る、思い焦がれる」が表現される場合、規則 1.3.46 は適用されず、パラスマイパダ語尾（能動人称語尾）が導入される（規則 1.3.78）。

### 【規則】

1.3.47 bhāsanopasambhāṣājñānayatnavimatyupamantraṇeṣu vadaḥ ||

/bhāšana-upasambhāṣā-jñāna-yatna-vimati-upamantraṇa.LOC.PL vad.ABL.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14]

「行為主体を表すとき、かつ『説き明かす』、『説得する、なだめる』、『知識を語る』、『言い張る』、『論争する』、『誘いかける、誘惑する』が表現される場合、語根 vad『音／声を出す、議論する』の後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。」

### 【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることを規定している。動詞語根 vad は『動詞語基表』において高アクセント母音を指標辞とする形で提示されている（DhP I.1058: vādÁ vyaktāyām vāci）。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件（規則 1.3.13–14）が何もないならば、vad は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、上記 6 つの特定の意味いずれかの表現という条件が満たされる場合、動詞語根 vad はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

『カーシカー注解』は上記 6 つの意味を次のように説明する（KV on A 1.3.47 [I.62–63]）。

- (1) bhāšana: 「〔知が〕輝くこと」 (dīptih)
- (2) upasambhāṣā: 「なだめること」 (upasāntvanam)
- (3) jñāna: 「正しく理解していること」 (saṃyagavabodhah)
- (4) yatna: 「尽力すること」 (utsāhah)
- (5) vimati: 「見解が相違すること」 (nānāmatih)
- (6) upamantraṇa: 「人気のない場所へ誘うこと」 (rahasy upacchandanam)

これらのうち、バットージディークシタは (2) と (6) の意味を動詞語根 vad が直接表示する意味、それ以外を言語運用から間接的に理解される意味合いであるとする（SK 2720 [III.566]: upasambhāṣopamantraṇe dhātor vācye | itare prayogopādhyah）。上の規則訳においては、(2) と (6) 以外の意味合い、すなわち文脈から間接的に理解される意味合いを動詞語根 vad に直接あてがうことはせず、そのような意味合いに沿うものとして vad が本来担いうと考えられる意味を提示している。

【例】

「説き明かす」 (bhāsana) などの意味を表すものとして、『カーシカー注解』は次の例文を挙げている：

(1) 「説き明かす」 (bhāsana) : vadate cārvī lokāyate 「師匠はローカーヤタ派〔の教義〕について説き明かす」 (cf. KV on A 1.3.47 [I.62]: bhāsamāno dīpyamānas tatra padārthān vyaktīkaroti ity arthaḥ)

(2) 「説得する、なだめる」 (upasambhāṣā) : karmakarān upavadate 「労働者たちを説得する(なだめる)」

(3) 「知識を語る」 (jñāna) : vadate cārvī lokāyate 「師匠はローカーヤタ派〔の教義〕について説く」

(4) 「言い張る」 (yatna) : kṣetre vadate 「土地について〔所有権が自分にあると〕言い張る」 (cf. KV on A 1.3.47 [I.63]: tadviṣayam utsāham āviṣkarotīty arthaḥ)

(5) 「論争する」 (vimati) : kṣetre vivadante 「彼らは土地をめぐる論争する」

(6) 「誘いかける、誘惑する」 (upamantraṇa) : paradārān upavadate 「他人の妻を誘惑する(口車に乗せる)」

【規則】

1.3.48 vyaktavācām samuccāraṇe ||

/vyakta-vāc.GEN.PL samuccāraṇa.LOC.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14, vadaḥ 1.3.47]

「行為主体を表すとき、かつ『明瞭な言葉を一齐に発声する』が表現される場合、語根 vad 『音/声を出す、議論する』の後にアートマネーパダ語尾(中動人称語尾)が導入される。」

【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾(中動人称語尾)をとることを規定している。動詞語根 vad は『動詞語基表』において高アクセント母音を指標辞とする形で提示されている(DhP I.1058: vādĀ vyaktāyām vāci)。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件(規則 1.3.13–14)が何もないならば、vad は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾(能動人称語尾)をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、「明瞭な言葉を一齐に発声すること」(vyaktavāk-samuccāraṇa)の表現という条件が満たされる場合、動詞語根 vad はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

「明瞭な言葉を発する」という条件によって「人間」が行為主体として表現される場合だけに規則の適用領域は絞られている。明瞭な言葉を発することのない動物が行為主体である場合、当該規則は適用されない(KV on A 1.3.48 [I.63])。

## 【例】

sampravādante brāhmaṇāḥ 「バラモンたちは〔聖典の文言を〕一斉に発声する（唱える）」のように、「明瞭な言葉を一斉に発声する」という意味が表現される場合、規則 1.3.48 によって、語根 vad 「音／声を出す、議論する」の後には行為主体を表すためにアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。一方、sampravādanti kukkuṭāḥ 「雄鶏は一斉に鳴く」のように、それ以外の意味が表現される場合、規則 1.3.48 は適用されず、パラスマイパダ語尾（能動人称語尾）が導入される（規則 1.3.78）。

## 【規則】

1.3.49 anor akarmakāt ||

/anu.ABL.SG a-karmaka.ABL.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14, vadaḥ 1.3.47, vyaktavācām samuccāraṇe 1.3.48]

「行為主体を表すとき、かつ『明瞭な言葉を一斉に発声する』が表現される場合、動詞前接辞 anu を伴う語根 vad 『音／声を出す、議論する』の後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される、行為対象がないならば。」

## 【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることを規定している。動詞語根 vad は『動詞語基表』において高アクセント母音を指標辞とする形で提示されている（DhP I.1058: vādÁ vyaktāyām vāci）。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件（規則 1.3.13–14）が何もないならば、vad は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、「明瞭な言葉を一斉に発声すること」（vyaktavāk-samuccāraṇa）の表現、動詞前接辞 anu の同伴、そして行為対象の不在という条件が満たされる場合、動詞語根 vad はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

先行する規則 1.3.48 によって、動詞語根 vad は「明瞭な言葉を一斉に発声すること」という意味が表現されるときアートマネーパダ語尾をとることができるが、当該規則 1.3.49 は、そのような vad が動詞前接辞 anu を伴う場合には行為対象の不在という条件下でのみ同語尾が起こることを教えている。

## 【例】

anuvadate kathāḥ kalāpasya 「カタ派の者はカラーパ派の者に次いで発声する（カラーパ派の者と同じように発声する）」のように、「明瞭な言葉を一斉に発声する」という意味が表現され、かつ行為対象がない場合、規則 1.3.49 によって、動詞前接辞 anu を伴う語根 vad 「音／声を出す、議論す

る」の後には行為主体を表すためにアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。

【規則】

1.3.50 vibhāṣā vipralāpe ||

/vibhāṣā vipralāpa.LOC.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14, vadaḥ 1.3.47, vyaktavācām samuccāraṇe 1.3.48]

「行為主体を表すとき、かつ『明瞭な言葉を一齐に発声する』が『異論を唱えあう』という形で表現される場合、語根 vad『音／声を出す、議論する』の後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が任意に導入される。」

【略説】

一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）を任意にとることを規定している。動詞語根 vad は『動詞語基表』において高アクセント母音を指標辞とする形で提示されている（DhP I.1058: vādÁ vyaktāyām vāci）。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件（規則 1.3.13–14）が何もないならば、vad は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、規則 1.3.48 で規定された「明瞭な言葉を一齐に発声すること」（vyaktavāk-samuccāraṇa）が「異論を唱えあうこと」（vipralāpa）という形で表現されるという条件が満たされる場合、動詞語根 vad はアートマネーパダ語尾を任意にとることを規定している。

「異論を唱えあうこと」という意味は「明瞭な言葉を一齐に発声すること」という意味に内包される。異論を唱えあうという事態は、一緒に明瞭な言葉を口に出している事態の 1 つだからである。この「明瞭な言葉を一齐に発声すること」がどんな形であれ表現される場合、動詞語根 vad の後にアートマネーパダ語尾が導入されることは規則 1.3.48 によって規定されている。それに対して当該規則は、「明瞭な言葉を一齐に発声すること」に含まれる意味のうち、「異論を唱えあうこと」という意味が伝えられる場合、アートマネーパダ語尾の導入は任意となり、パラスマイパダ語尾の導入も許されることを教える。このような任意性は「得られている文法操作に対する任意性」（prāptavibhāṣā）である（KV on A 1.3.50 [I.63]）。

【例】

vipravadante sāmvaṣarāḥ ~ vipravadanti sāmvaṣarāḥ 「占星術師たちは〔お互いに〕異論を唱えあう（反論しあう）」のように、「異論を唱えあう」という意味が表現される場合、行為主体を表すためには語根 vad「音／声を出す、議論する」の後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）の導入（規則 1.3.50）もパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）の導入（規則 1.3.78）も許される。

## 【規則】

## 1.3.51 avāḍ graḥ ||

/ava.ABL.SG gṝ.ABL.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14]

「行為主体を表すとき、動詞前接辞 *ava* を伴う語根 *gṝ* 『むさぼり食う、飲み込む』の後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。」

## 【略説】

一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることを規定している。動詞語根 *gṝ* は『動詞語基表』において指標辞を付されない形で提示されている（DhP VI.117: *gṝ nigaraṇe*）。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件（規則 1.3.13–14）が何もないならば、*gṝ* は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、動詞前接辞 *ava* の同伴という条件が満たされる場合、動詞語根 *gṝ* はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

## 【例】

*avagirate* 「飲み込む」（*gṝ > gir* 規則 7.1.100, 1.1.51）のように、語根 *gṝ* 「むさぼり食う、飲み込む」が動詞前接辞 *ava* を伴う場合、規則 1.3.51 によって、行為主体を表すためにアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。

## 【規則】

## 1.3.52 samah pratijñāne ||

/sam.ABL.SG pratijñāna.LOC.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14, graḥ 1.3.51]

「行為主体を表すとき、かつ『約束する、認める』が表現される場合、動詞前接辞 *sam* を伴う語根 *gṝ* 『むさぼり食う、飲み込む』の後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。」

## 【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることを規定している。動詞語根 *gṝ* は『動詞語基表』において指標辞を付されない形で提示されている（DhP VI.117: *gṝ nigaraṇe*）。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件（規則 1.3.13–14）が何もないならば、*gṝ* は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、「約束、承認」（*pratijñāna*）の表現および動詞前接辞 *sam* の同伴という条件が満たされる場合、動詞語根 *gṝ* はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。



『カーシカー注解』は当該規則の *pratijñāna* の意味を「承認」 (*abhyupagama*) と説明している (KV on A 1.3.52 [I.64])。

【例】

*śataṃ saṅgirate* 「百を〔支払うことを〕約束する」 (*gī>gir* 規則 7.1.100, 1.1.51) のように、「約束する、認める」という意味が表現される場合、動詞前接辞 *sa-* を伴う語根 *gī* 「むさぼり食う、飲み込む」の後には、規則 1.3.52 によって、行為主体を表すためにアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入される。

【規則】

1.3.53 *udaś caraḥ sakarmakāt* ||

/ud.ABL.SG car.ABL.SG sa-karmaka.ABL.SG/

[*ātmanepadam* 1.3.12, *kartari* 1.3.14]

「行為主体を表すとき、動詞前接辞 *ud* を伴う語根 *car* 『歩き回る』の後にアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入される、行為対象があるならば。」

【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) をとることを規定している。動詞語根 *car* は『動詞語基表』において高アクセント母音を指標辞とする形で提示されている (DhP 1.591: ... *cárÁ gatyarthāḥ*)。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件 (規則 1.3.13–14) が何もないならば、*car* は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾 (能動人称語尾) をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、動詞前接辞 *ud* の同伴および行為対象の存在という条件が満たされる場合、動詞語根 *car* はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

【例】

*guruvacanam uccarate* 「師の教えに違反する」のように、動詞前接辞 *ud* を伴う語根 *car* 「歩き回る」が行為対象 (ここでは「師の教え」 [*guruvacanam*]) をとる場合、規則 1.3.53 によって、行為主体を表すためにアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入される。

【規則】

1.3.54 *samas ṭṭīyāyuktāt* ||

/sam.ABL.SG ṭṭīyā-yukta.ABL.SG/

[*ātmanepadam* 1.3.12, *kartari* 1.3.14, *caraḥ* 1.3.53]

「行為主体を表すとき、動詞前接辞 *sam* を伴う語根 *car* 『歩き回る』の後にアートマネーパダ語尾

(中動人称語尾) が導入される、第3格語尾 (具格語尾) で終わる語と共起するならば。」

【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) をとることを規定している。動詞語根 *car* は『動詞語基表』において高アクセント母音を指標辞とする形で提示されている (DhP I.591: ... *cárÁ gatyarthāh*)。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件 (規則 1.3.13–14) が何もないならば、*car* は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾 (能動人称語尾) をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、動詞前接辞 *sam* の同伴および第3格形 (具格形) との共起という条件が満たされる場合、動詞語根 *car* はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

【例】

*aśvena sañcarate* 「馬で移動する」のように、動詞前接辞 *sam* を伴う語根 *car* 「歩き回る」が第3格語尾 (具格語尾) で終わる語 (ここでは *aśvena* 「馬で」) と共起する場合、規則 1.3.54 によって、行為主体を表すためにアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入される。

【規則】

1.3.55 *dāṇās ca sã cec caturthyarthe* ||

/dāṇ.ABL.SG ca tad.NOM.SG ced caturthī-artha.LOC.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14, samas tṛtīyāyuktāt 1.3.54]

「また、行為主体を表すとき、動詞前接辞 *sam* を伴う語根 *dāṇ* 『与える』の後にもアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入される、第3格語尾 (具格語尾) で終わる語と共起し、かつそれ (第3格語尾) が第4格語尾 (与格語尾) の意味で用いられるならば。」

【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) をとることを規定している。動詞語根 *dāṇ* は『動詞語基表』において *ṇ* を指標辞とする形で提示されている (DhP I.977: *dāṇ dāne*)。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件 (規則 1.3.13–14) が何もないならば、*dāṇ* は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾 (能動人称語尾) をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、動詞前接辞 *sam* の同伴および特定の意味を表す第3格形 (具格形) との共起という条件が満たされる場合、動詞語根 *dāṇ* はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

この規則は、第3格形における第3格語尾 (具格語尾) が特定の意味、すなわち第4格語尾 (与格語尾) の意味たる行為受益者 (*sampradāna*) を表示する場合に適用される。第3格語尾が第4格語尾の意味を表すものとして使用されるのは、パタンジャリによれば、文脈上「規律に反する行

動」が理解される場合であり、『カーシカー注解』は規律に反する行動の原因として「ふさわしくない者に対する色情に駆られていること」を想定している（以下の例を見よ）。

何かを与える行為の受益者が第 3 格形で表されることは普通ではないが、ここでは動詞前接辞 *sam* の存在が第 4 格形に代わる第 3 格形使用の誘因となっていると思われる（cf. Speijer 1886: 45）。

【例】

*dāsyā mālām samprayacchate* 「〔色情に駆られて〕女奴隷に花輪を贈る」（*dāN* > *yaccha* 規則 7.3.78; cf. KV on A 1.3.55 [I.64]: *kāmukaḥ san dāsyai dadāti ity arthaḥ*）。ここで動詞前接辞 *sam* を伴う語根 *dāN* 「与える」は、第 3 格語尾（具格語尾）で終わる語 *dāsyā*（語基 *dāsī*）と共起している。「女奴隷」はここで行為受益者（*sampradāna* 規則 1.4.32）に当たり、それゆえ「女奴隷」を表す *dāsī* の後には通常第 4 格語尾（与格語尾）が導入される（規則 2.3.13）。しかし、パタンジャリによると「規律に反する行動」（*aśiṣṭavyavahāra*）が表される場合、第 3 格語尾が第 4 格語尾の意味で使用されるといふ（MBh on A 1.3.55 [I.284.2]）。以上の条件が満たされる場合、規則 1.3.55 によって、行為主体を表すためにアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。

【規則】

1.3.56 *upād yamaḥ svakarāṇe* ||

/upa.ABL.SG yam.ABL.SG sva-karāṇa.LOC.SG/

[*ātmanepadam* 1.3.12, *kartari* 1.3.14]

「行為主体を表すとき、かつ『自分のものにする、嫁をとる』が表現される場合、動詞前接辞 *upa* を伴う語根 *yam* 『持つ、引き止める』の後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。」

【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることを規定している。動詞語根 *yam* は『動詞語基表』において高アクセント母音を指標辞とする形で提示されている（DhP I.1033: *yamÁ uparame*）。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件（規則 1.3.13–14）が何もないならば、*yam* は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、「自分のものにする、嫁をとる」（*svakarāṇa*）の表現および動詞前接辞 *upa* の同伴という条件が満たされる場合、動詞語根 *yam* はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

規則中で提示される *svakarāṇa* をパタンジャリは「自分のものでないものを自分のものにする」という広い意味で理解するが（MBh on A 1.3.56 [I.284.10–11]: *asvaṃ yadā svaṃ karoti tadā bhavitavyam*）、『カーシカー注解』はそれを「結婚して嫁を自分のものにする」という特定の意味で理解している（KV on A 1.3.56 [I.65]: *pānigrahaṇaviśiṣṭam iha svakarāṇam grhyate, na*

svakarāṇamātram)。チャンドラゴーミンも規則 1.3.56 の svakarāṇa を udvāha 「結婚すること」という語にかえて規則を定式化していることから (CV 1.4.109)、『カーシカー注解』と同じ意味のみを svakarāṇa の意味として認めたことになる。

【例】

bhāryām upayacchate 「嫁をとる」のように、「自分のものにする、嫁をとる」という意味が表現される場合、動詞前接辞 *upa* を伴う語根 *yam* 「持つ、引き止める」の後には、規則 1.3.56 によって、行為主体を表すためにアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入される。

【規則】

1.3.57 *jñāśrusmṛdṛśām sanah* ||

/jñā-śru-smṛ-dṛś.GEN.PL saN.ABL.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14]

「行為主体を表すとき、語根 *jñā* 『知る』、*śru* 『聞く』、*smṛ* 『思い出す』、*dṛś* 『見る』が接辞 *saN* を伴う場合、その後にアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入される。」

【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) をとることを規定している。動詞語根 *jñā*, *śru*, *smṛ*, *dṛś* は『動詞語基表』においてそれぞれ指標辞を伴わない形か (*jñā*, *śru*, *smṛ*) 指標辞 *īR* を伴う形で (*dṛś*) 提示されている (DhP IX.36: *jñā avabodhane*; DhP I.989: *śru śravaṇe*; DhP I.845: *smṛ ādhyāne*; DhP I.1037: *dṛśīR prekṣaṇe*) 。

動詞語根 *śru*, *smṛ*, *dṛś* がアートマネーパダ語尾をとる条件は規則 1.3.13–14 によって規定され<sup>9</sup>、動詞語根 *jñā* がアートマネーパダ語尾をとる条件は規則 1.3.13–14 に加えて規則 1.3.44–46 でも規定されている。これらの規則の条件をこれらの動詞語根が満たすならば、それら動詞語根が接辞 *saN* を伴う場合にもアートマネーパダ語尾が導入されることを後続の規則 1.3.62 は規定している。これに対して当該規則 1.3.57 は、それ以外るとき、すなわち上述の規則の条件を上述の 4 つの動詞語根が満たさない場合であっても、行為主体の表示という条件さえあれば、接辞 *saN* を伴う動詞語根の後にはアートマネーパダ語尾が起こることを規定している。

*saN* は意欲活用語幹を形成する接辞で (規則 3.1.7)、指標辞 *N* はこの接辞が導入されている要素の初頭母音が高アクセントをとることを示す (規則 6.1.197)。動詞語根の後に接辞 *saN* が導入されるとき、その「動詞語根+*saN*」という要素全体も術語 (dhātu 動詞語根) を得る (規則 3.1.32) 。

当該規則で挙げられる 4 つの動詞語根のうち、*jñā*, *śru*, *dṛś* の意欲活用形はヴェーダ文献に在証さ

<sup>9</sup> 規則 1.3.29 に対するカーティヤーヤナの評釈は、動詞語根 *śru* と *dṛś* を規則 1.3.29 の適用対象に加えることを提案し、『カーシカー注解』はその提案の一部を受け入れて動詞語根 *śru* を加えた形の規則を伝承しているが、ここではパーニニ本来の規則の形の観点から説明をなす。

れている (Heenen 2006: 136, 237, 158)。その用例はすべてアートマネーパダ語尾をとっており、パーニニの規則と合致する。

【例】

saN は意欲活用語幹を形成する接辞である (規則 3.1.7)。dharmam̐jjñāsate 「ダルマを知りたがる」、gurum̐ śuśrūṣate 「師 (師の教え) を聞いたがる」、naṣṭam̐ susmūrṣate 「故人を思い出そうとする」、nṛpaṁ didr̥kṣate 「王を見たがる」のように、上述の語根が接辞 saN を伴う場合、行為主体を表すためにアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入される。

【規則】

1.3.58 nānor̐ jñāḥ ||

/na anu.ABL.SG jñā.ABL.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14, sanah̐ 1.3.57]

「行為主体を表すとき、語根 jñā 『知る』が接辞 saN を伴う場合、その後にアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) は導入されない、動詞前接辞 anu と共起するのであれば。」

【略説】

直前の規則 1.3.57 では、接辞 saN を伴う動詞語根 jñā がアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) をとることが規定されている。当該規則 1.3.58 は、もしそのような jñā が動詞前接辞 anu と共起するのなら、アートマネーパダ語尾の導入は防がれることを規定している。

【例】

saN は意欲活用語幹を形成する接辞である (規則 3.1.7)。putram̐ anujñāsati 「息子を許そうとしている、息子について尋ねようとしている」のように、動詞前接辞 anu と共起する語根 jñā 「知る」が接辞 saN を伴う場合、行為主体を表すためにアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入されることは、規則 1.3.58 によって禁止される。代わりに規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾 (能動人称語尾) が導入される。

【規則】

1.3.59 pratyāñbhyām̐ śruvaḥ ||

/prati-āñ.ABL.DU śru.ABL.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14, sanah̐ 1.3.57, na 1.3.58]

「行為主体を表すとき、語根 śru 『聞く』が接辞 saN を伴う場合、その後にアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) は導入されない、動詞前接辞 prati, āñ と共起するのであれば。」

## 【略説】

先行する規則 1.3.57 では、接辞 *saN* を伴う動詞語根 *śru* がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることが規定されている。当該規則 1.3.59 は、もしそのような *śru* が動詞前接辞 *prati, aN̄* と共起するのなら、アートマネーパダ語尾の導入は防がれることを規定している。

## 【例】

*saN* は意欲活用語幹を形成する接辞である（規則 3.1.7）。*pratiśuśrūṣati* 「約束しようとしている」、*āśuśrūṣati* 「聞こうとしている」のように、動詞前接辞 *prati, aN̄* と共起する語根 *śru* 「聞く」が接辞 *saN* を伴う場合、行為主体を表すためにアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入されることは、規則 1.3.59 によって禁止される。代わりに規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）が導入される。

## 【規則】

1.3.60 *śadeḥ śitaḥ* ||

/śad.ABL.SG Ś-it.ABL.SG/

[*ātmanepadam* 1.3.12, *kartari* 1.3.14]

「行為主体を表すとき、語根 *śad* 『落下する、抜け落ちる』が指標辞 *Ś* を有する接辞を伴う場合、その後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。」

## 【略説】

一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることを規定している。動詞語根 *śad* は『動詞語基表』において高アクセント母音を指標辞とする形で提示されている（DhP VI.134: *śad* Śātane）。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件（1.3.13–14）が何もないならば、*śad* は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、指標辞 *Ś* を有する接辞の後続という条件が満たされる場合、動詞語根 *śad* はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

## 【例】

現在形 *śiyate* 「落下する、抜け落ちる」は、語根 *śad* 「落下する、抜け落ちる」に第 6 類現在語幹を形成する接辞 *Śa*（規則 3.1.77）を付与して派生される（*śad* > *śīy* は規則 7.3.78 による）。このように指標辞 *Ś* を有する接辞を伴う場合、語根 *śad* の後には行為主体を表すために規則 1.3.60 によってアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。

【規則】

1.3.61 mriyater lunliñoś ca ||

/mriyati.ABL.SG IUÑ-IIÑ.LOC.DU ca/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14, śitaḥ 1.3.60]

「行為主体を表すとき、語根 *mṛ* 『死ぬ』が指標辞 Ś を有する接辞を伴う場合に加えて、IUÑ 接辞（アオリスト接辞）または IIÑ 接辞（希求法・祈願法接辞）が後続する場合にもアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。」

【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることを規定している。動詞語根 *mṛ* は『動詞語基表』において指標辞 Ñ を伴う形で提示されている（DhP VI.110: *mṛÑ prāṇatyāge*）。この場合、*mṛ* は規則 1.3.12 によってアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることができるが、それに対して当該規則は、*mṛ* がアートマネーパダ語尾をとることができるのは 1. 指標辞 Ś を有する接辞、2. IUÑ 接辞（アオリスト接辞）、3. IIÑ 接辞（希求法・祈願法接辞）のいずれかが後続するときに限ることを規定している。当該規則 1.3.61 はこのような制限（*niyama*）を目的とした制限規則である（KV on A 1.3.61 [1.66]）。

【例】

現在形 *mriyate* 「死ぬ」は、語根 *mṛ* 「死ぬ」に第 6 類現在語幹<sup>10</sup>を形成する接辞 Śa（規則 3.1.77）を付与して派生される（*mṛ* > *mriy* は規則 7.4.28, 6.4.77 による）。このように、指標辞 Ś を有する接辞を伴う場合、語根 *mṛ* の後には行為主体を表すために規則 1.3.61 によってアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。また、語根 *mṛ*+IUÑ 接辞（アオリスト接辞、規則 3.2.110）で派生される *amṛta* 「死んだ」や、語根 *mṛ*+IIÑ 接辞（希求法・祈願法接辞、規則 3.3.173）で派生される *mṛṣiṣṭa* 「死ぬがよい」（*mṛṣiṣṭa* の加音 -ṣi-ṣ- は規則 3.4.102, 107 による）においても規則 1.3.61 に従ってアートマネーパダ語尾が導入されている。

【規則】

1.3.62 pūrvavat sanah ||

/pūrva-vat saN.ABL.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14]

「行為主体を表すとき、接辞 saN で派生した語基の後のアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）」

<sup>10</sup> *mriyate* などの第 6 類への分類については、Kulikov (2012: 707 n. 2147) を参照せよ：“The non-passive character of these three presents [*driyāte*, *dhriyāte*, *mriyāte*] was probably the main reason which caused the Indian grammarians to group these formations...with class VI presents. [...] the segmentation *mriy-ā-* is the only possible *synchronic* solution of the descriptive conflict between the ‘passive’ form and the non-passive meaning of these presents: class VI is the only thematic present with the accent on the thematic vowel...”



の導入は、派生元（接辞 saN の前にある語根部分）の場合と同様に行われる。」

【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることを規定している。

saN は意欲活用語幹を形成する接辞であり（規則 3.1.7）、この saN が導入された語根の部分と saN の部分を合わせた全体（例えば「語根 ās+saN」）もまた、規則 3.1.32 によって〈dhātu 動詞語基〉と呼ばれる。このような「語根+saN」の後に行爲主体の表示のために動詞人称語尾が導入される場合、もし saN に先行する語根がアートマネーパダ語尾をとるものであるならば、「語根+saN」の後にもアートマネーパダ語尾が導入される。裸の非派生語基に対して適用されるアートマネーパダ語尾の導入操作を、「語根+saN」という派生語基に対しても適用する当該規則は、拡大適用規則（atidesāsūtra）である。

【例】

語根 ās「座っている」は、『動詞語基表』において āsA（DhP II.11: āsA upaveśane）というように、低アクセント母音を指標辞とする形で登録されている。したがって、規則 1.3.12 によってアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入され、āste「座っている」が派生される。接辞 saN を伴わない語根 ās にアートマネーパダ語尾が導入されるので、接辞 saN を伴う語根 ās にもアートマネーパダ語尾が規則 1.3.62 によって導入され、āsisiṣate「座ろうとしている」などが派生される。

【規則】

1.3.63 āmpratyayavat kṛṅo 'nuprayogasya ||

/ām-pratyaya-vat kṛṅ.GEN.SG anuprayoga.GEN.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14]

「行爲主体を表すとき、追加的に使用される語根 kṛṅ『する』の後へのアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）の導入は、接辞 ām が付与される方の語根の場合と同様に行われる。」

【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることを規定している。動詞語根 kṛ は『動詞語基表』において、ṅ を指標辞とする形で提示されている（DhP VIII.10: ḌUkṛṅ karāṇe）。この場合、kṛ は規則 1.3.72 に従って「行爲の結果が行爲主体のために見込まれていること」（kartrabhiprāye kriyāphale）という条件のもとアートマネーパダ語尾をとることができる。一方で当該規則 1.3.63 によれば、接辞 ām が付加される語根の後に追加使用（anuprayoga）される kṛ は、上記の条件を満たしていなくても、先行する語根自体がアートマネーパダ語尾をとるものであるならば、それに準じてアートマネーパダ語尾をとることができる。当

該規則 1.3.63 は、先の規則 1.3.62 と同様、拡大適用規則である。

接辞 *ām* が付加される語根とは、本動詞（語彙動詞）と助動詞からなる複合完了形において本動詞にあたるものであり（以下の例で言うところ語根 *īkṣ* + 接辞 *ām* + 語根 *kr̥ñ* における *īkṣ*）、そのような本動詞の後に語根 *kr̥* が助動詞的に追加使用される（*anuprayujyate*）ことは規則 3.1.40 によって規定されている。この規則 3.1.40 で提示される項目 *kr̥ñ* は語根 *as*, *bhū*, *kr̥* の 3 つを指す短縮記号（*pratyāhāra*）と伝統的には解されるが、当該規則 1.3.63 における項目 *kr̥ñ* は語根 *kr̥* のみを指す（KV on A 1.3.63 [I.66]; Joshi and Roodbergen 1994: 104）。

【例】

語根 *īkṣ* 「知覚する、見る」は、『動詞語基表』において *īkṣA*（DhP I.641: *īkṣA darśane*）というように、低アクセントで発音される指標辞 *A* を伴う形で登録されている。したがって、規則 1.3.12 によってアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入され、*īkṣate* 「見る」が派生される。語根 *īkṣ* の複合完了形 *īkṣāñ cakre* 「見た」は、*īkṣ* + 接辞 *ām*（規則 3.1.36）+ 語根 *kr̥ñ* 「する」（規則 3.1.40）から派生される。*kr̥ñ* のような指標辞 *ñ* を有する語根の場合、「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」（*kartrabhiprāye kriyāphale*）、つまり行為者が自分のために行為を行うことを表す際には、アートマネーパダ語尾が導入される（規則 1.3.72）。しかし、そういった意味合いがなくても、接辞 *ām* をとる本動詞（語彙動詞）の語根（ここでは *īkṣ*）にアートマネーパダ語尾が導入されるのであれば（*īkṣate* のように）、助動詞 *kr̥ñ* にもアートマネーパダ語尾が導入されることが上記の規則 1.3.63 によって規定されている。

【規則】

1.3.64 *propābhyām yujer ayajñapātreṣu* ||

/pra-upa.ABL.DU yujī.ABL.SG a-yajñapātra.LOC.PL/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14]

「行為主体を表すとき、動詞前接辞 *pra*, *upa* を伴う語根 *yuj* 『つなぐ』の後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される、祭具容器が関わる場合を除いて。」

【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることを規定している。動詞語根 *yuj* は『動詞語基表』において曲アクセント母音 *ī* を含む指標辞 *īR* を伴う形で提示されている（DhP VII.7: *yujīR yoge*）。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件（規則 1.3.13–14, 72）が何もないならば、*yuj* は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、動詞前接辞 *pra*, *upa* の同伴という条件が満たされる場合、動詞語根 *yuj* はアートマネー

パダ語尾をとることを規定している。ただし、yuj の表示する行為が何らかの祭具容器と関係をもつ場合には、その限りではない。

### 【例】

語根 yuj 「つなぐ」は、『動詞語基表』において yujīR (DhP VII.7: yujīR yoge) というように、曲アクセント母音を伴う指標辞 īR を付された形で登録されている。指標辞として曲アクセント母音を有する語根の場合、「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」(kartrabhiprāye kriyāphale)、つまり行為者が自分のために行為を行うことを表す際には、アートマネーパダ語尾(中動人称語尾)が導入される(規則 1.3.72)。しかし、そのような意味合いがない場合にも、動詞前接辞 pra, upa の同伴という条件と、行為主体の表示という条件を満たすのであれば、規則 1.3.64 によって語根 yuj にアートマネーパダ語尾が導入される: prayuñkte 「つなぐ、用いる」、upayuñkte 「つなぐ、適用する」。一方、dvandvaṃ nyañci pātrāṇi prayunakti 「彼(祭官)は祭具容器を2つずつ下向きに配置する」(ĀpGS 1.1.16) のように祭具容器が関わっている場合、pra-/upa-yuj にアートマネーパダ語尾は導入されない。

### 【規則】

1.3.65 samah kṣṇuvah ||

/sam.ABL.SG kṣṇu.ABL.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14]

「行為主体を表すとき、動詞前接辞 sam を伴う語根 kṣṇu 『研ぐ』の後にアートマネーパダ語尾(中動人称語尾)が導入される。」

### 【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾(中動人称語尾)をとることを規定している。動詞語根 kṣṇu は『動詞語基表』において何ら指標辞を伴わない形で提示されている(DhP II.28: kṣṇu tejane)。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件(規則 1.3.13–14)が何もないならば、kṣṇu は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾(能動人称語尾)をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、動詞前接辞 sam の同伴という条件が満たされる場合、動詞語根 kṣṇu はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

当該の語根 kṣṇu は行為対象(karman)を有する他動詞(sakarmaka)として意図されている。もし行為対象を有さない自動詞(akarmaka)であるならば、それは規則 1.3.29 にて一緒に提示されたはずだからである(vt. 1 on A 1.3.65 [1.290]; MBh on vt. 1 to A 1.3.65 [1.290.13])。

【例】

sañkṣṇute śāstram 「剣を研ぐ」のように、動詞前接辞 sam を伴う語根 kṣṇu 「研ぐ」の後には行為主体を表すために規則 1.3.65 によってアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。

【規則】

1.3.66 bhujō `navane ||

/bhuj.ABL.SG an-avana.LOC.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14]

「行為主体を表すとき、語根 bhuj 『援助する、利用する、食事をとる』の後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される、『援助する』が表現される場合を除いて。」

【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることを規定している。語根 bhuj は、『動詞語基表』において高アクセント母音を指標辞とする形で登録されている（DhP VII.17: bhujÁ pālanābhyavahārayoh̄）。この場合、行為主体の表示という条件とは異なる条件（規則 1.3.13–14）が何もないならば、bhuj は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）をとることになる。それに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加え、「援助すること」（avana）が表現されないという条件が満たされる場合、動詞語根 bhuj はアートマネーパダ語尾をとることを規定している<sup>11</sup>。

【例】

bhunkte 「利用する、食事をとる」のように、「利用すること」や「食事をとること」といった意味を表す場合には、語根 bhuj の後には行為主体を表すためにアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。一方、bhunakty enam agnir āhitaḥ 「設置された祭火は〔使者として〕彼（祭官）を援助する」（KS 8.5 [I.89.5]）のように、「援助すること」が表現される場合にはアートマネーパダ語尾は導入されない。

<sup>11</sup> 『リグヴェーダ』に始まりパーニニが記述するに至るまでの語根 bhuj の用法の変遷については Cardona (1987) による考察がある。Cf. p. 65: “...in the Sanskrit of Pāṇini’s time one used middle forms *bhunkte* etc. meaning ‘enjoy, use, consume’, but active *bhunākti* etc. ‘aid, serve, protect’.”

## 【規則】

1.3.67 *ṇer aṇau yat karma ṇau cet sa kartānādhyāne* ||

/Ṇi.ABL.SG a-Ṇi.LOC.SG yad.NOM.SG karman.NOM.SG Ṇi.LOC.SG ced tad.NOM.SG kartṛ.NOM.SG an-  
ādhyāna.LOC.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14]

「行為主体を表すとき、接辞 Ṇi で終わる語根の後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される、接辞 Ṇi が付与されないときの行為対象が、接辞 Ṇi が付与されるときの行為主体となっているならば。これは『回想する、思い焦がれる』が表現される場合を除く。」

## 【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることを規定している。ここで接辞 Ṇi は使役接辞 ṆiC（規則 3.1.26）を指す。ṆiC 接辞で終わる動詞語根全体、すなわち動詞語根+ṆiC という全体もまた〈dhātu 動詞語基〉と呼ばれる（規則 3.1.32）。そのような動詞語根 +ṆiC の後に、一定の条件下でアートマネーパダ語尾が起こることが規定されている。その条件とは、問題の動詞語根が使役形をとっていないときに文中で行為対象（karman）の役割を果たしていたものが、その動詞語根が使役形をとっているときに行為主体（kartṛ）として機能しているというものである。ただし、「回想する、思い焦がれる」（ādhyāna）という意味合いが表される場合を除く。

ṆiC 接辞が後続する場合、「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」（kartrabhiprāye kriyāphale）という条件が満たされれば、規則 1.3.74 によって動詞語根はアートマネーパダ語尾をとることができるが、当該規則は、その条件が満たされなくても動詞語根の後に一定の条件下でアートマネーパダ語尾が導入されることを保証している。

当該規則が述べる行為主体は、もともとは行為対象であったものがその性質を維持しながらも行為主体となっているものであり、パーニニ文法学で「行為対象・行為主体、行為対象であった行為主体」（karmakartṛ）と呼ばれるものである<sup>12</sup>。

## 【例】

ここで言われている接辞 Ṇi は規則 3.1.26 に規定される使役接辞 ṆiC を指す。ārohanti hastinaṃ hastipakāḥ 「象乗りたちは象に乗る」では、ārohanti (ā-ruh 「乗る」) は使役接辞 ṆiC が付与されており、行為対象は「象」（hastin）である。一方、ārohayate hasṭi svayam eva 「象は自ら〔屈む姿勢などをもって自分に〕乗れるようにする」では、ārohayate は使役接辞 ṆiC が付与されており、行為対象「象」（hastin）が行為主体となっている。この場合、象自身は ārohayate 「〔自分に〕乗れる

<sup>12</sup> この「行為対象・行為主体」が有する性格やそれが表現される構文については小川（2009）にて、当該規則 1.3.67 については小川（2010）にて、それぞれ詳しく論じられている。

ようにする」という行為を行う行為主体であるが、行為対象と同等の性質を有するものと見なされる（規則 3.1.87）。したがって、これは一種の再帰構文と見なすことができる（詳しくは Joshi and Roodbergen 1994: 109–132 を参照）。また、「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」（*kartrabhiprāye kriyāphale*）、つまり行為者が自分のために行為を行うことを表す際にも、接辞 *ṆiC* で終わる語根の後にはアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が起こることが規則 1.3.74 に規定されている。しかし、上記の例のように、そういった意味合いがなくても規則 1.3.67 によってアートマネーパダ語尾の導入は可能となる。

「『回想する、思い焦がれる』が表現される場合を除く」という条件に関して、『カーシカー注解』は次の例を提示している：*smarati vanagulmasya kokilah* 「カッコウは森の茂みに思い焦がれる」、*smarayaty enam vanagulmah svayam eva* 「森の茂みは自ずと、このもの（カッコウ）をして思い焦がらせる（カッコウに恋しい思いを起こさせる）」。ここでは、「回想する、思い焦がれる」が表現されているので、\**smarayate* ではなく *smarayati* が派生されている。

### 【規則】

1.3.68 *bhīsmiyor hetubhaye* ||

/bhī-smi.GEN.DU hetu-bhaya.LOC.SG/

[*ātmanepadam* 1.3.12, *kartari* 1.3.14, *ṇeh* 1.3.67]

「行為主体を表すとき、接辞 *Ṇi* で終わる語根 *bhī* 『恐れる』または *smi* 『微笑む』の後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される、使役者に対する恐れが表現される場合。」

### 【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることを規定している。ここで接辞 *Ṇi* は使役接辞 *ṆiC*（規則 3.1.26）を指す。*ṆiC* 接辞で終わる動詞語根 *bhī* / *smi* 全体、すなわち *bhī* / *smi* + *ṆiC* という全体もまた〈*dhātu* 動詞語基〉と呼ばれる（規則 3.1.32）。そのような *bhī* / *smi* + *ṆiC* の後に、一定の条件下でアートマネーパダ語が起こることが規定されている。その条件とは、行為主体の表示および使役者（*hetu*）に対する恐れの実現である。ここで言う使役者とは、一種の行為主体（*kartṛ*）であり、別の行為主体（被使役者）を使役する者である（規則 1.4.55）。

動詞語根 *bhī* は『動詞語基表』において、指標辞 *Ṇ* を伴う形で提示されている（DhP III.2: *Ṇibhī bhaye*）。この場合、行為主体の表示とは異なる条件（1.3.13–14, 72）が何もないならば、*bhī* は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）をとることになる。これに対して当該規則は、語尾による行為主体の表示という条件に加えて、*ṆiC* 接辞の同伴と使役者に対する恐れの実現という条件が満たされるならば、動詞語根 *bhī* はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

一方、動詞語根 *smi* は指標辞 *Ṇ* を伴う形で『動詞語基表』に挙げられている（DhP I.996: *smiṆ*



īśaddhasane)。この場合、smi の後にアートマネーパダ語尾が起こることは規則 1.3.12 によって約束されている。そうであるにもかかわらず、当該規則 1.3.68 によってアートマネーパダ語尾の導入が規定される理由は、おそらく smi 単体と smi + NiC という複合体は異なる動詞語基と考えられている点にある。パーニニが単体の語根と動詞語根 + NiC のような複合的語根をそれぞれ別の動詞語基として異なるものと考えていたことは、規則 1.3.62 によって、そのような複合的語根が単体の語根の性格に従ってアートマネーパダ語尾をとることを規定していることから推察される。もし、単体の語根と複合的語根が別物でなかったとすれば、そのような規則をわざわざ設ける必要がない。さらに、例えば規則 1.3.74 においてアートマネーパダ語尾をとる語根が「NiC 接辞で終わる語根」に特定されていることも、単体の語根と複合的な語根の性格の違いを示唆している。

NiC 接辞が後続する場合、「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」(kartrabhiprāye kriyāphale) という条件が満たされれば、規則 1.3.74 によって動詞語根 bhī も smi もアートマネーパダ語尾をとることができるが、当該規則 1.3.68 は、その条件が満たされなくてもこれら 2 つの動詞語根の後には一定の条件下でアートマネーパダ語尾が導入されることを保証している。

『カーシカー注解』によれば、当該規則で述べられる「恐怖」(bhaya) は含意表現 (upalakṣaṇa) であり、それは驚き・驚嘆 (vismaya) も含意する (KV on A 1.3.68 [1.68])。

規則中の bhīsmyoḥ は、語形上は属格双数形である。Joshi and Roodbergen (1994: 21) は、このように -os で終わる語形がパーニニ文典中ではしばしば奪格形の価値を担うことを示唆している。当該規則の bhīsmyoḥ も、「～の後にアートマネーパダ語尾が導入される」という意味が望まれることから、この語が奪格形の価値を担う可能性はある。一方で、規則 1.3.57 jñāśrusmṛḍṣām sanah では、sanah という接辞を指示する奪格形と共に使用されるとき、jñāśrusmṛḍṣām という明確な属格形が使用されている。本来、「動詞語根 jñā, śru, smṛ, ḍṣ の接辞 saN の後に」という意味が意図されていた可能性がある。当該規則 1.3.68 も、neḥ という接辞を指示する奪格形が読み込まれてくるため、それと相関するものとして bhīsmyoḥ は属格双数形をとっていると考えられる。その場合、「動詞語根 bhī, smi の接辞 Ni の後に」という意味が意図されていることになるだろう。同様のことは次の規則 1.3.69 における grdhivañcyoḥ についても言える。

### 【例】

ここで言われている接辞 Ni は規則 3.1.26 に規定される使役接辞 NiC を指す。muṇḍo bhīṣayate 「頭を剃った人は〔誰かを〕恐れさせる」(bhīṣayate の -ṣ- は規則 7.3.40 による) や、muṇḍo vismāpayate 「頭を剃った人は〔誰かを〕驚かせる」(vismāpayate の -ā-, -p- はそれぞれ規則 6.1.57, 7.3.36 による) では、使役者の参与を表すために、語根 bhī 「恐れる」、smi 「微笑む」の後に使役接辞 NiC が付与されている (規則 3.1.26)。ここで使役者 (muṇḍa 「頭を剃った人」) に対する恐れが表現されているので、規則 1.3.68 によってアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入される。また、「行



為の結果が行為主体のために見込まれていること」(kartrabhiprāye kriyāphale)、つまり行為者が自分のために行為を行うことを表す際にも、接辞 NiC で終わる語根の後にはアートマネーパダ語尾が起こることが規則 1.3.74 に規定されている。しかし、上記の例のように、そういった意味合いがなくても規則 1.3.68 によってアートマネーパダ語尾の導入は可能となる。

【規則】

1.3.69 grdhivañcyoḥ pralambhane ||

/grdhi-vañci.GEN.DU pralambhana.LOC.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14, neḥ 1.3.67]

「行為主体を表すとき、接辞 Ni で終わる語根 grdh 『欲しがる』または vañc 『揺れながら進む、だます』の後にアートマネーパダ語尾(中動人称語尾)が導入される、『惑わす』が表現される場合。」

【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾(中動人称語尾)をとることを規定している。ここで接辞 Ni は使役接辞 NiC (規則 3.1.26) を指す。NiC 接辞で終わる動詞語根 grdh / vañc 全体、すなわち grdh / vañc + NiC という全体もまた <dhātu 動詞語基>と呼ばれる(規則 3.1.32)。そのような grdh / vañc + NiC の後に、一定の条件下でアートマネーパダ語尾が起こることが規定されている。その条件とは、行為主体の表示と「惑わすこと」(pralambhana) の表現である。『カーシカー注解』はこの「惑わすこと」を「現実とは違うことを言うこと」(visamvādana)、「嘘の果報を語ること」(mithyāphalākhyāna) と説明している。

動詞語根 grdh と vañc はいずれも高アクセント母音を指標辞とする形で『動詞語基表』に提示されている(DhP IV.136: gṛdhÚ abhikāṅkṣāyām; DhP I.204: vāncÚ...gatyarthāḥ)。この場合、行為主体の表示とは異なる条件(規則 1.3.13-14) が何もないならば、規則 1.3.78 によっていずれの動詞語根の後にもパラスマイパダ語尾(能動人称語尾)が起こることになる。それに対して、当該規則 1.3.69 は、行為主体の表示に加えて、NiC 接辞の同伴と「惑わすこと」の表現という条件が満たされるならば、これら 2 つの動詞語根はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

さらに、NiC 接辞が後続する場合、「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」(kartrabhiprāye kriyāphale) という条件が満たされれば、規則 1.3.74 によって動詞語根はアートマネーパダ語尾をとることができるが、当該規則は、その条件が満たされなくてもこの 2 つの動詞語根の後には特定の条件下でアートマネーパダ語尾が導入されることを保証している。

規則中の grdhivañcyoḥ という属格双数形については規則 1.3.68 に対する略説部を見よ。

## 【例】

ここで言われている接辞 *Ṇi* は規則 3.1.26 に規定される使役接辞 *ṆiC* を指す。 *māṇavakam gardhayate / vañcayate* 「少年を惑わす」のように、「惑わす」が表現される場合には使役接辞 *ṆiC* (規則 3.1.26) で終わる語根 *grdh* 「欲しがる」、 *vañc* 「揺れながら進む、だます」の後にアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入される。また、「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」 (*kartrabhiprāye kriyāphale*)、つまり行為者が自分のために行為を行うことを表す際にも、接辞 *ṆiC* で終わる語根の後にはアートマネーパダ語尾が起こることが規則 1.3.74 に規定されている。しかし、上記の例のように、そういった意味合いがなくても規則 1.3.69 によってアートマネーパダ語尾の導入は可能となる。

## 【規則】

1.3.70 *liyaḥ sammānanaśālīnikaraṇayoś ca ||*

*/ṭi.ABL.SG sammānana-śālīnikaraṇa.LOC.DU ca/*

[*ātmanepadam* 1.3.12, *kartari* 1.3.14, *ṇeḥ* 1.3.67, *pralambhane* 1.3.69]

「行為主体を表すとき、接辞 *Ṇi* で終わる語根 *ṭi* 『寄り添う、付着する』の後にアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入される、『惑わす』に加えて、『尊敬の念を起こさせる』、『恥をかかせる、圧する』が表現される場合にも。」

## 【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) をとることを規定している。ここで接辞 *Ṇi* は使役接辞 *ṆiC* (規則 3.1.26) を指す。*ṆiC* 接辞で終わる動詞語根 *ṭi* 全体、すなわち *ṭi + ṆiC* という全体もまた *<dhātu 動詞語基>* と呼ばれる (規則 3.1.32)。そのような *ṭi + ṆiC* の後に、一定の条件下でアートマネーパダ語尾が起こることが規定されている。その条件とは、行為主体の表示に加えて「惑わすこと」 (*pralambhana*) か「尊敬の念を起こさせること」 (*sammānana*) または「恥をかかせること、圧すること」 (*śālīnikaraṇa*) が表現されることである。

動詞語根 *ṭi* は『動詞語基表』において二か所で登録されている。『カーシカー注解』によれば、両者を区別するような言い方は当該規則 1.3.70 ではなされていないため、そのいずれもが当該規則において意図されている (*KV on A 1.3.70 [L.68]*)。1つは指標辞 *Ṇ* を付与された形で登録され (*DhP IV.31: ṭiṆ śleṣaṇe*)、もう1つは指標辞が付与されない形で登録されている (*DhP IX.31: ṭi śleṣaṇe*)。

まず、2つ目の *ṭi* は何ら指標辞が付されていない。この場合、行為主体の表示とは異なる条件 (規則 1.3.13–14) が何もないならば、規則 1.3.78 によって *ṭi* の後にはパラスマイパダ語尾 (能動人称語尾) が起こることになる。それに対して、当該規則 1.3.70 は、行為主体の表示に加えて、*ṆiC* 接辞の同伴と上記三種の意味いずれかの表現という条件が満たされるならば、動詞語根 *ṭi* はアー

トマネーパダ語尾をとることを規定している。

次に、1つ目の *ṅ* は指標辞 *ṅ* を有することから、規則 1.3.12 によってアートマネーパダ語尾をとることが約束されている。そうであるにもかかわらず、当該規則 1.3.70 によってアートマネーパダ語尾の導入が規定される理由は、おそらく *ṅ* 単体と *ṅ*+*NiC* という複合体は異なる動詞語基と考えられている点にある。パーニニが単体の語根と動詞語根+*NiC* のような複合的語根をそれぞれ別の動詞語基として異なるものと考えていたことは、規則 1.3.62 によって、そのような複合的語根が単体の語根の性格に従ってアートマネーパダ語尾をとることを規定していることから推察される。もし、単体の語根と複合的語根が別物でなかったとすれば、そのような規則をわざわざ設ける必要がない。さらに、例えば規則 1.3.74 においてアートマネーパダ語尾をとる語根が「*NiC* 接辞で終わる語根」に特定されていることも、単体の語根と複合的な語根の性格の違いを示唆している。

*NiC* 接辞が後続する場合、「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」(kartrabhiprāye kriyāphale) という条件が満たされれば、規則 1.3.74 によって動詞語根 *ṅ* はアートマネーパダ語尾をとることができるが、当該規則 1.3.70 は、その条件が満たされなくても動詞語根 *ṅ* の後には特定の条件下でアートマネーパダ語尾が導入されることを保証している。

#### 【例】

ここで言われている接辞 *Ni* は規則 3.1.26 に規定される使役接辞 *NiC* を指す。jatābhir ālāpayate 「〔自分の〕絡み編まれた長髪で〔人々に〕尊敬の念を起こさせる」(cf. KV on A 1.3.70 [I.68]: pūjāṃ samadhigacchati ity arthaḥ)、śyeno vartikām ullāpayate 「タカはウズラを圧する<sup>13</sup>」(cf. KV on A 1.3.70 [I.68]: nyakkaroti ity arthaḥ)、kas tvām ullāpayate 「誰が君を惑わしている(騙している)のか」(cf. KV on A 1.3.70 [I.68]: visamvādayati ity arthaḥ) のように、使役接辞 *NiC* (規則 3.1.26) で終わる語根 *ṅ* 「寄り添う、付着する」の後には、上記三種の意味のいずれかが表現される場合、規則 1.3.70 によってアートマネーパダ語尾(中動人称語尾)が導入される。<sup>14</sup> \*lāpayate の -ā-, -p- はそれぞれ規則 6.1.51, 7.3.36 による<sup>14</sup>。また、「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」(kartrabhiprāye kriyāphale)、つまり行為者が自分のために行為を行うことを表す際にも、接辞 *NiC* で終わる語根の後にはアートマネーパダ語尾が起こることが規則 1.3.74 に規定されている。しかし、上記の例のように、そういった意味合いがなくても規則 1.3.70 によってアートマネーパダ語尾の導入は可能となる。

<sup>13</sup> Cf. Dave (1985: 289).

<sup>14</sup> \*lāpayate のヴェーダ文献における用例と意味(「自分のために獲得する、誘惑する“für sich gewinnen, verführen”」<「自分にすがり付かせる、密着させる“sich anschmiegen lassen”」)については、Gotō (1987: 297 n. 648) を参照せよ。

## 【規則】

1.3.71 mithyopapadāt kṛñō 'bhyāse ||

/mithyā-upapada.ABL.SG kṛñ.ABL.SG abhyāsa.LOC.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14, neḥ 1.3.67]

「行為主体を表し、かつ mithyā 『誤って』 が付属語であるとき、接辞 Ni で終わる語根 kṛñ 『する』 の後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される、『繰り返す』が表現される場合。」

## 【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることを規定している。ここで接辞 Ni は使役接辞 NiC（規則 3.1.26）を指す。NiC 接辞で終わる動詞語根 kṛ 全体、すなわち kṛ+NiC という全体もまた〈dhātu 動詞語基〉と呼ばれる（規則 3.1.32）。そのような kṛ+NiC の後に、一定の条件下でアートマネーパダ語尾が起こることが規定されている。その条件とは、行為主体の表示、mithyā 「誤って」を付属語とすること、そして「繰り返す」（abhyāsa）の表現である。『カーシカー注解』によれば、abhyāsa は「何度もなすこと」（punahpunah karaṇam）、すなわち「反復」（āvṛtti）を意味する（KV on A 1.3.71 [I.68]）。

動詞語根 kṛ は『動詞語基表』において Ñ を指標辞とする形で提示されている（DhP VIII.10: DUkṛÑ karaṇe）。この場合、行為主体の表示とは異なる条件（規則 1.3.13–14, 72）が何もないならば、規則 1.3.78 によって kṛ の後にはパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）が起こることになる。それに対して、当該規則 1.3.71 は、行為主体の表示に加えて、mithyā の付属、使役接辞 NiC の後続、そして「繰り返す」の表現という条件が満たされるならば、動詞語根 kṛ はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

NiC 接辞が後続する場合、「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」（kartrabhiprāye kriyāphale）という条件が満たされれば、規則 1.3.74 によって動詞語根はアートマネーパダ語尾をとることができるが、当該規則は、その条件が満たされなくても動詞語根 kṛ の後には特定の条件下でアートマネーパダ語尾が導入されることを保証している。

当該規則において upapada 「付属語」という語は、規則 3.1.92 で規定される専門的な意味とは異なる一般的な意味「何かと共に使用される語、共起する語、何かの付属語」で使用されている点に注意されたい。『カーシカー注解』は upapada という語の一般的な意味を「近くで聞かれている別の語」（samīpe śrūyamāṇaṃ śabdāntaram）と説明している（KV on A 1.3.77 [I.70]）。

## 【例】

ここで言われている接辞 Ni は規則 3.1.26 に規定される使役接辞 NiC を指す。padam mithyā kārayate 「語を不正確に（アクセントなどを間違えて）繰り返す（繰り返して言う）」（cf. KV on A 1.3.71 [I.68]: śāpacāraṃ svarādiduṣṭam asakṛd uccārayati ity arthaḥ）のように、mithyā 「誤って、不正確に」が付

属語であるとき、「繰り返すこと」(abhyāsa)を表現する語根  $kṛ\tilde{N} + \tilde{N}iC$  の後に規則 1.3.71 によってアートマネーパダ語尾(中動人称語尾)が導入される。また、「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」(kartrabhiprāye kriyāphale)、つまり行為者が自分のために行為を行うことを表す際にも、接辞  $\tilde{N}iC$  で終わる語根の後にはアートマネーパダ語尾が起こることが規則 1.3.74 に規定されている。しかし、上記の例のように、そういった意味合いがなくても規則 1.3.71 によってアートマネーパダ語尾の導入は可能となる。

【規則】

1.3.72 svaritañītaḥ kartrabhiprāye kriyāphale ||

/svarita-ñīta.ABL.SG kartṛ-abhiprāya.LOC.SG kriyā-phala.LOC.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14]

「行為主体を表すとき、指標辞として曲アクセント母音または  $\tilde{N}$  を有する語根の後にアートマネーパダ語尾(中動人称語尾)が導入される、行為の結果が行為主体のために見込まれていることが表現される場合。」

【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾(中動人称語尾)をとることを規定している。当該規則によれば、行為の結果(kriyāphala)が行為主体のために見込まれていること(kartrabhiprāya)の表現という条件が満たされる場合、『動詞語基表』で曲アクセント母音または  $\tilde{N}$  を指標辞とする形で提示されている動詞語根は、アートマネーパダ語尾をとる。

【例】

『動詞語基表』において、動詞語根 yaj「祭る」、su「搾る」はそれぞれ指標辞として曲アクセント母音(DhP I.1051: yajÀ devapūjāsaṃgatikaraṇādāneṣu)と  $\tilde{N}$ (DhP V.1: ṣuñ abhiṣave)を伴う形で提示されている。したがって、yajate「彼(yajamāna 祭主)は〔自分自身のために〕祭式を行う」や sunute「〔自分自身のために搾り汁を〕搾る」におけるように、「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」(kartrabhiprāye kriyāphale)、つまり行為者が自分のために行為を行うことを表す際にはアートマネーパダ語尾(中動人称語尾)が導入される。そういった意味合いがない場合には、たとえば yajanti yājakāḥ「祭官たちは〔祭主のために〕祭式を行う」のように、規則 1.3.78 によって語根はパラスマイパダ語尾(能動人称語尾)をとることになる。

## 【規則】

1.3.73 apād vadaḥ ||

/apa.ABL.SG vad.ABL.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14, kartrabhiprāye kriyāphale 1.3.72]

「行為主体を表すとき、動詞前接辞 *apa* を伴う語根 *vad* 『音／声を出す、議論する』の後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される、行為の結果が行為主体のために見込まれていることが表現される場合。」

## 【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることを規定している。動詞語根 *vad* は『動詞語基表』において高アクセント母音を指標辞とする形で提示されている（DhP I.1058: *vádĀ vyaktāyām vāci*）。この場合、行為主体の表示とは異なる条件（規則 1.3.13–14）が何もないならば、規則 1.3.78 によって *vad* の後にはパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）が起こることになる。それに対して、当該規則 1.3.73 は、行為主体の表示に加えて、動詞前接辞 *apa* の同伴および「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」（*kartrabhiprāye kriyāphale*）の表現という条件が満たされるならば、動詞語根 *kr̥* がアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

行為の結果が行為主体のために見込まれていることという条件が満たされる場合、もし動詞語根が『動詞語基表』において曲アクセント母音または *Ñ* を指標辞とする形で提示されているならば、その語根は規則 1.3.72 によってアートマネーパダ語尾をとる。動詞語根 *vad* は、曲アクセント母音または *Ñ* を指標辞とするものではないが、そうであっても、当該規則 1.3.73 によってアートマネーパダ語尾をとることができる。

## 【例】

『動詞語基表』において、動詞語根 *vad* 「音／声を出す、議論する」は高アクセント母音を指標辞とする形で提示されており（DhP I.1058: *vádĀ vyaktāyām vāci*）、規則 1.3.72 の適用条件（指標辞として曲アクセント母音または *Ñ* を有すること）を満たしていないため、この規則によってアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入されることはない。一方、当該規則 1.3.73 によって、*dhanakāmo nyāyam apavadate* 「財産を欲しがる者は〔自分自身のために〕規範を否認する（規範を拒否して自分自身のために財産を得ようとする）」（cf. KV on A 1.3.73 [I.69]: *nyāyāpavādena dhanam arjayiṣyāmi iti manyate*）のように、*apa-vad* の後にはアートマネーパダ語尾の導入が可能となる。



【規則】

1.3.74 ṅicaś ca ||

/ṅiC.ABL.SG ca/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14, kartrabhiprāye kriyāphale 1.3.72]

「行為主体を表すとき、接辞 ṅiC で終わる語根の後にもアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される、行為の結果が行為主体のために見込まれていることが表現される場合。」

【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることを規定している。ここで接辞 ṅiC は使役接辞 NiC（規則 3.1.26）を指す。NiC 接辞で終わる動詞語根全体、すなわち動詞語根+ṅiC という全体もまた〈dhātu 動詞語基〉と呼ばれる（規則 3.1.32）。そのような動詞語根+ṅiC の後に、一定の条件下でアートマネーパダ語尾が起こることが規定されている。

行為主体の表示という条件に加えて、「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」（kartrabhiprāye kriyāphale）の表現という条件が満たされる場合、動詞語根がアートマネーパダ語尾をとることは規則 1.3.72 によって規定されている。ただし、この規則を適用するためには、問題の動詞語根が『動詞語基表』において曲アクセント母音か ṅ̄ を指標辞とするものとして提示されていないなければならない。これに対して当該規則 1.3.74 は、そのような動詞語根でなくとも、もし行為主体の表示及び行為が行為主体のために見込まれていることの表現という条件が満たされ、かつ動詞語根が ṅiC 接辞で終わるものであるならば、動詞語根+ṅiC の後にアートマネーパダ語尾が起こることを規定している。曲アクセント母音か ṅ̄ を指標辞とする語根であっても、この条件が満たされれば、当該規則によってアートマネーパダ語尾をとる。

【例】

ここで言われている接辞 ṅi は規則 3.1.26 に規定される使役接辞 NiC を指す。kaṭam kārāyate 「〔自分自身のために〕むしろを〔誰かに〕作らせる」（語根 kṝṅ̄ 「する、作る」+ṅiC）のように、「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」（kartrabhiprāye kriyāphale）、つまり行為者が自分のために行為を行うことを表す際には、語根+ṅiC の後に規則 1.3.74 によってアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される。



## 【規則】

1.3.75 samudānibhyo yamo 'granthe ||

/sam-ud-āÑ.ABL.PL yam.ABL.SG a-grantha.LOC.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14, kartrabhiprāye kriyāphale 1.3.72]

「行為主体を表すとき、かつ行為の結果が行為主体のために見込まれていることが表現される場合、動詞前接辞 sam, ud, āÑ を伴う語根 yam 『持つ、引き止める』の後にアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入される、典籍が関わる場合を除いて。」

## 【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）をとることを規定している。動詞語根 yam は『動詞語基表』において高アクセント母音を指標辞とする形で提示されている（DhP I.1033: yamÁ uparame）。この場合、行為主体の表示とは異なる条件（規則 1.3.13–14）が何もないならば、規則 1.3.78 によって yam の後にはパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）が起こることになる。それに対して、当該規則 1.3.75 は、行為主体の表示に加えて、動詞前接辞 sam, ud, āÑ の同伴および「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」（kartrabhiprāye kriyāphale）の表現という条件が満たされるならば、動詞語根 yam はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。ただし、文の内容に「典籍」（grantha）が関わる場合はこの限りではない。

行為の結果が行為主体のために見込まれていることの表現という条件が満たされる場合、もし動詞語根が『動詞語基表』において曲アクセント母音または Ñ を指標辞とする形で提示されているならば、その語根はアートマネーパダ語尾をとることが規則 1.3.72 によって規定されている。動詞語根 yam は曲アクセント母音または Ñ を指標辞とするものではないが、上に述べた条件がもし満たされるならば、それは当該規則 1.3.75 によってアートマネーパダ語尾をとることができる。

動詞語根 yam が動詞前接辞 āÑ を伴う場合にアートマネーパダ語尾をとることは、すでに規則 1.3.28 によって規定されているが、その規則は動詞語根 yam が行為対象をもたないもの（akarmaka）である場合に適用されるものである。当該規則 1.3.75 は、動詞語根 yam が行為対象を有するもの（sakarmaka）である場合に、āÑ の同伴によってアートマネーパダ語尾をとりうることを規定している（KV on A 1.3.75 [I.69]）。

## 【例】

『動詞語基表』において、動詞語根 yam 「持つ、引き止める」は高アクセント母音を指標辞とする形で提示されており（DhP I.1033: yamÁ uparame）、規則 1.3.72 の適用条件（指標辞として曲アクセント母音または Ñ を有すること）を満たしていないため、この規則によってアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）が導入されることはない。一方、当該規則 1.3.75 によって、vrihñ samyacchate 「〔自分自身のために〕米を蓄える」、bhāram udyacchate 「〔自分自身のために〕重荷

を持ち上げる」、*vastram āyacchate* 「〔自分自身のために〕布を伸ばす」のように、*sam-/ud-/ā-yam* の後にはアートマネーパダ語尾の導入が可能となる。対して、*udyacchati cikitsām vaidyaḥ* 「医師は治療学〔に関する典籍の学習〕に取り組む」(cf. *Nyāsa on KV to A 1.3.75 [I.481]: cikitsāsāstram adhigantum udyamaṃ karofīty arthaḥ*) のように、文の内容に典籍 (*grantha*) が関わっている場合、1.3.75 は適用されず、*sam-/ud-/ā-yam* は規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾 (能動人称語尾) をとることになる。

【規則】

1.3.76 *anupasargāj jñāḥ* ||

*/an-upasarga.ABL.SG jñā.ABL.SG/*

[*ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14, kartrabhiprāye kriyāphale 1.3.72*]

「行為主体を表すとき、動詞前接辞を伴わない語根 *jñā* 『知る』の後にアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入される、行為の結果が行為主体のために見込まれていることが表現される場合。」

【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) をとることを規定している。動詞語根 *jñā* は『動詞語基表』において何も指標辞を付されない形で提示されている (*DhP IX.36: jñā avabodhane*)。この場合、行為主体の表示とは異なる条件 (規則 1.3.13–14) が何もないならば、規則 1.3.78 によって *jñā* の後にはパラスマイパダ語尾 (能動人称語尾) が起こることになる。それに対して、当該規則 1.3.76 は、行為主体の表示に加えて、動詞前接辞の不在および「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」(*kartrabhiprāye kriyāphale*) の表現という条件が満たされるならば、動詞語根 *jñā* はアートマネーパダ語尾をとることを規定している。

行為の結果が行為主体のために見込まれていることの表現という条件が満たされる場合、もし動詞語根が『動詞語基表』において曲アクセント母音または *Ñ* を指標辞とする形で提示されているならば、その語根はアートマネーパダ語尾をとることが規則 1.3.72 によって規定されている。動詞語根 *jñā* は曲アクセント母音または *Ñ* を指標辞とするものではないが、上に述べた条件がもし満たされるならば、*jñā* は当該規則 1.3.76 によってアートマネーパダ語尾をとることができる。

動詞語根 *jñā* がアートマネーパダ語尾をとることは、すでに規則 1.3.45 によって規定されているが、その規則は動詞語根 *jñā* が行為対象をもたないもの (*akarmaka*) である場合に適用されるものである。当該規則 1.3.76 は、動詞語根 *jñā* が行為対象を有するもの (*sakarmaka*) である場合に、特定の条件下でアートマネーパダ語尾をとることを規定している (*Nyāsa on KV to A 1.3.76 [I.481]: sakarmakārthaṅ cedam | anyatra akarmakāc ca ity evaṃ siddhatvāt*)。

## 【例】

動詞語根 *jñā* 「知る」は『動詞語基表』において何も指標辞を付されない形で提示されており (DhP IX.36: *jñā avabodhane*)、規則 1.3.72 の適用条件 (指標辞として曲アクセント母音または  $\tilde{N}$  を有すること) を満たしていないため、この規則によってアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入されることはない。一方、当該規則 1.3.76 によって、*gām jānīte* 「〔自分の〕牛を見分ける」のように、上記の条件がなくても、動詞前接辞を伴わない語根 *jñā* の後にはアートマネーパダ語尾の導入が可能となる。

## 【規則】

1.3.77 *vibhāṣopapadena praṭīyamāne* ||

/vibhāṣā upapada.INS.SG praṭīyamāna.LOC.SG/

[ātmanepadam 1.3.12, kartari 1.3.14, kartrabhiprāye kriyāphale 1.3.72]

「行為主体を表すとき、かつ行為の結果が行為主体のために見込まれていることが付属語によって理解される場合、アートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) は任意に導入される。」

## 【略説】

上記の規則と同様、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) をとることを規定している。規則 1.3.72 から規則 1.3.76 までの 5 規則は、「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」 (*kartrabhiprāye kriyāphale*) が標示される (*dyotita*) 場合に、アートマネーパダ語尾が起こることを規定する。それに対して当該規則 1.3.77 は、その標示がアートマネーパダ語尾ではなく付属語 (*upapada*) によってなされる場合にも、アートマネーパダ語尾が任意に起こることを規定する (KV on A 1.3.77 [I.70]: *svaritañiṭaḥ iti pañcabhiḥ sūtrair ātmanepadam kartrabhiprāye kriyāphale dyotite vihitam | tad upapadena dyotite na prāpnoti iti vacanam ārabhyate*) 。

当該規則が規定する任意性は「得られていない文法操作に対する任意性」 (*apṛāptavibhāṣā*) である (PM on KV to A 1.3.77 [I.481])。すなわち、「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」が付属語によって標示される場合に動詞語根がアートマネーパダ語尾をとることは、先行する規則によっては規定されていない。当該規則には、そのような条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾を任意にとりうることを教える役目がある。

当該規則において *upapada* 「付属語」という語は、規則 3.1.92 で規定される専門的な意味とは異なる一般的な意味「何かと共に使用される語、共起する語、何かの付属語」で使用されている。

『カーシカー注解』は *upapada* という語の一般的な意味を「近くで聞かれている別の語」 (*samīpe śrūyamāṇam śabdāntaram*) と説明する (KV on A 1.3.77 [I.70]) 。

【例】

svaṃ yajñam yajate~svaṃ yajñam yajati 「彼 (yajamāna 祭主) は自分の祭式 (自分自身のための祭式) を行う」 (規則 1.3.72 を参照)、svaṃ putram apavadate~svaṃ putram apavadati 「自分の息子をとがめる」 (規則 1.3.73 を参照) では、「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」 (kartrabhiprāye kriyāphale) は付属語 sva 「自分の」によって理解される。したがって、行為主体を表すとき当該規則 1.3.77 によってアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) の導入もパラスマイパダ語尾 (能動人称語尾) の導入も許される。

【規則】

1.3.78 śeṣāt kartari parasmaipadam ||

/śeṣa.ABL.SG kartṛ.LOC.SG parasmaipada.NOM.SG/

「残りの語根の後には、行為主体を表すためにパラスマイパダ語尾 (能動人称語尾) が導入される。」

【略説】

規則 1.3.12 から直前の規則 1.3.77 において、一定の条件下で動詞語根がアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) をとることが規定された。それらの条件に当てはまらない動詞語根は、行為主体の表示のために、当該規則によってパラスマイパダ語尾 (能動人称語尾) をとることになる。

【例】

これまでの規則 1.3.12-77 では、アートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) の導入条件が規定された。例えば規則 1.3.12 においては、指標辞として低アクセント母音または Ñ を有する語根の後にアートマネーパダ語尾が導入されることが規定されている。これによって、āste 「座っている」 (DhP II.11: āsA upaveśane) や śete 「横たわっている、寝ている」 (DhP II.22: śiÑ svapne) のように、動詞語根が規則 1.3.12 の適用条件を満たす場合にはその後にアートマネーパダ語尾が導入される。一方、その適用条件を満たしていない場合には、例えば yāti 「行く」 (DhP II.40: yā prāpaṇe) や vāti 「〔風が〕吹く」 (DhP II.41: vā gatigandhanayoḥ) のように、当該規則 1.3.78 によって動詞語根はパラスマイパダ語尾 (能動人称語尾) をとることになる。

【規則】

1.3.79 anuparābhyān kṛñah ||

/anu-parā.ABL.DU kṛÑ.ABL.SG/

[kartrabhiprāye kriyāphale 1.3.72, kartari parasmaipadam 1.3.78]

「行為主体を表すとき、動詞前接辞 anu, parā を伴う語根 kṛÑ 『する』 の後にパラスマイパダ語尾

(能動人称語尾) が導入される、行為の結果が行為主体のために見込まれていることが表現される場合にも。」

**【略説】**

直前の規則 1.3.78 において、アートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) の導入規則 1.3.12-77 の条件に当てはまらない動詞語根は、パラスマイパダ語尾 (能動人称語尾) をとることが規定された。当該規則 1.3.79 以降の規則では、それらアートマネーパダ語尾の導入規則の条件を満たすような場合であっても、ある一定の付加的な条件がある場合には、動詞語根の後にはパラスマイパダ語尾が起こることを規定する。

当該規則が述べる動詞語根  $kṛ\ddot{N}$  (DhP VIII.10:  $\text{D}\ddot{U}kṛ\ddot{N}$  karane) は、規則 1.3.32 や規則 1.3.72 によってアートマネーパダ語尾をとりうる語根である。当該規則 1.3.79 は、 $kṛ\ddot{N}$  が規則 1.3.32 や規則 1.3.72 の条件を満たす場合であっても、もしそれが動詞前接辞 *anu, parā* を伴うならば、パラスマイパダ語尾が起こることを規定している。

**【例】**

「欠点を暴く、中傷する」などの意味を表す場合、語根  $kṛ\ddot{N}$  「する」の後にアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) が導入されることが規則 1.3.32 によって規定されている。また、語根が指標辞として  $\ddot{N}$  を有するという条件に加えて、「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」 (*kartrabhiprāye kriyāphale*) が表現される場合、規則 1.3.72 によってもアートマネーパダ語尾は導入される。このような規則 1.3.32, 72 の適用条件を満たす場合でも、語根  $kṛ\ddot{N}$  が動詞前接辞 *anu, parā* を伴うのであれば、それは規則 1.3.79 によって行為主体を表すときにパラスマイパダ語尾 (能動人称語尾) をとることになる: *anukaroti* 「〔自分自身のために、何か・誰かに〕次いで〔何かを〕行う、真似する」、*parākaroti* 「〔自分自身のために〕除外する」。

**【規則】**

1.3.80 *abhipratyatibhyaḥ kṣipah* ||

/abhi-prati-ati.ABL.PL kṣip.ABL.SG/

[*kartrabhiprāye kriyāphale* 1.3.72, *kartari parasmaipadam* 1.3.78]

「行為主体を表すとき、動詞前接辞 *abhi, prati, ati* を伴う語根 *kṣip* 『投げる』の後にパラスマイパダ語尾 (能動人称語尾) が導入される、行為の結果が行為主体のために見込まれていることが表現される場合にも。」

**【略説】**

直前の規則 1.3.79 と同様、アートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) の導入規則 1.3.12-77 の条件を満たすような場合であっても、ある一定の付加的な条件がある場合には、動詞語根の後にはパラ

スマイパダ語尾（能動人称語尾）が起こることを規定している。

動詞語根 *ksip* は『動詞語基表』において曲アクセント母音を指標辞とする形で提示されている（DhP VI.5: *ksipÀ prerāṇe*）。この場合、行為主体の表示と「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」（*kartrabhiprāye kriyāphale*）の表現という条件が満たされるならば、*ksip* は規則 1.3.72 によってアートマネーパダ語尾をとることになる。それに対して当該規則 1.3.80 は、そのような条件が満たされる場合であっても、もし動詞語根 *ksip* が動詞前接辞 *abhi, prati, ati* を伴うならば、その後にはパラスマイパダ語尾が導入されることを規定する。

【例】

*abhikṣipati* 「〔自分自身のためにむちを〕当てる」、*pratikṣipati* 「〔自分自身のためにどこかへ〕投げる、退ける」、*atikṣipati* 「〔自分自身のために〕過度に動かす」。

【規則】

1.3.81 *prād vahah* ||

/pra.ABL.SG vah.ABL.SG/

[*kartrabhiprāye kriyāphale* 1.3.72, *kartari parasmaipadam* 1.3.78]

「行為主体を表すとき、動詞前接辞 *pra* を伴う語根 *vah* 『乗って行く、引く、運ぶ』の後にパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）が導入される、行為の結果が行為主体のために見込まれていることが表現される場合にも。」

【略説】

上述の規則と同様、アートマネーパダ語尾（中動人称語尾）の導入規則 1.3.12-77 の条件を満たすような場合であっても、ある一定の付加的な条件がある場合には、動詞語根の後にはパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）が起こることを規定している。

動詞語根 *vah* は『動詞語基表』において曲アクセント母音を指標辞とする形で提示されている（DhP I.1053: *vahÀ prāṇe*）。この場合、行為主体の表示と「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」（*kartrabhiprāye kriyāphale*）の表現という条件が満たされるならば、*vah* は規則 1.3.72 によってアートマネーパダ語尾をとることになる。それに対して当該規則 1.3.81 は、そのような条件が満たされる場合であっても、もし動詞語根 *vah* が動詞前接辞 *pra* を伴うならば、その後にはパラスマイパダ語尾が導入されることを規定する。

【例】

*pravahati* 「〔自分自身のために〕前へ引く」。

## 【規則】

1.3.82 parer mṛṣah ||

/pari.ABL.SG mṛṣ.ABL.SG/

[kartari parasmaipadam 1.3.72, kartari parasmaipadam 1.3.78]

「行為主体を表すとき、動詞前接辞 pari を伴う語根 mṛṣ 『耐える』の後にパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）が導入される、行為の結果が行為主体のために見込まれていることが表現される場合にも。」

## 【略説】

上述の規則と同様、アートマネーパダ語尾（中動人称語尾）の導入規則 1.3.12-77 の条件を満たすような場合であっても、ある一定の付加的な条件がある場合には、動詞語根の後にはパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）が起こることを規定している。

動詞語根 mṛṣ は『動詞語基表』において曲アクセント母音を指標辞とする形で提示されている（DhP IV.55: mṛṣÀ titikṣāyām）。この場合、行為主体の表示と「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」（kartarhiprāye kriyāphale）の表現という条件が満たされるならば、mṛṣ は規則 1.3.72 によってアートマネーパダ語尾をとることになる。それに対して当該規則 1.3.82 は、そのような条件が満たされる場合であっても、もし動詞語根 mṛṣ が動詞前接辞 pari を伴うならば、その後にはパラスマイパダ語尾が導入されることを規定する。

## 【例】

parimṛṣyati 「〔自分の息子などに〕怒っている」。

## 【規則】

1.3.83 vyānparibhyo ramah ||

/vi-āN-pari.ABL.PL ram.ABL.SG/

[kartari parasmaipadam 1.3.78]

「行為主体を表すとき、動詞前接辞 vi, āN, pari を伴う語根 ram 『停止する、楽しむ』の後にパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）が導入される」

## 【略説】

上述の規則と同様、アートマネーパダ語尾（中動人称語尾）の導入規則 1.3.12-77 の条件を満たすような場合であっても、ある一定の付加的な条件がある場合には、動詞語根の後にはパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）が起こることを規定している。規則 1.3.83-85 は、動詞語根 ram が何らかの付加的な条件をもつ場合の規定である。

動詞語根 ram は『動詞語基表』において低アクセント母音を指標辞とする形で提示されている



(DhP1.906: ramA krīḍāyām)。この場合、ram は規則 1.3.12 によってアートマネーパダ語尾をとることになる。それに対して当該規則 1.3.83 は、行為主体の表示および動詞前接辞 vi, aN, pari の同伴という条件が満たされるならば、動詞語根 ram の後にはパラスマイパダ語尾が導入されることを規定する。

【例】

viramati 「停止する、止まる」、āramati 「中断する、休む」、pariramati 「楽しむ」。

【規則】

1.3.84 upāc ca ||

/upa.ABL.SG ca/

[kartari parasmaipadam 1.3.78, ramah 1.3.83]

「行為主体を表すとき、動詞前接辞 upa を伴う語根 ram 『停止する、楽しむ』の後にもパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）が導入される。」

【略説】

上述の規則と同様、アートマネーパダ語尾（中動人称語尾）の導入規則 1.3.12-77 の条件を満たすような場合であっても、ある一定の付加的な条件がある場合には、動詞語根の後にはパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）が起こることを規定している。

動詞語根 ram は『動詞語基表』において低アクセント母音を指標辞とする形で提示されている (DhP1.906: ramA krīḍāyām)。この場合、ram は規則 1.3.12 によってアートマネーパダ語尾をとることになる。それに対して当該規則 1.3.84 は、行為主体の表示および動詞前接辞 upa の同伴という条件が満たされるならば、動詞語根 ram の後にはパラスマイパダ語尾が導入されることを規定する。続く規則 1.3.85 の規定内容からわかるように、当該規則 1.3.84 は動詞語根 ram が行為対象をもつもの (sakarmaka) である場合の規定である。もし ram が行為対象をもたないもの (akarmaka) である場合、同じ条件下でのパラスマイパダ語尾の導入は規則 1.3.85 によって任意となる。

当該規則 1.3.84 が直前の規則 1.3.83 と別立てされているのは、当該規則にある upa という項目だけを後続規則 1.3.85 に読み込むためである (KV on A 1.3.84 [I.71])。

【例】

devadattam uparamati 「彼はデーヴァダッタに〔ある行為を〕やめさせる」。『カーシカー注解』によると、uparamati は使役接辞 NiC (規則 3.1.26) を含まないが、接辞 NiC を含む uparamayati 「中断させる、やめさせる」と同様に解釈されるという (cf. KV on A 1.3.84 [I.71]: uparamayati iti yāvat | antarbhāvitanyartho 'tra ramih) <sup>15</sup>。

<sup>15</sup> このような用例に加えて、upa-ram がパラスマイパダ語尾をとって「〔何かを〕待ち通す」 (etw. abwarten) を意味

## 【規則】

1.3.85 vibhāṣākarmakāt ||

/vibhāṣā a-karmaka.ABL.SG/

[kartari parasmaipadam 1.3.78, ramaḥ 1.3.83, upāt 1.3.84]

「行為対象がない場合には、行為主体を表すとき、動詞前接辞 *upa* を伴う語根 *ram* 『停止する、楽しむ』の後にパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）は任意に導入される。」

## 【略説】

上述の規則と同様、アートマネーパダ語尾（中動人称語尾）の導入規則 1.3.12-77 の条件を満たすような場合であっても、ある一定の付加的な条件がある場合には、動詞語根の後にはパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）が起こることを規定している。

動詞語根 *ram* は『動詞語基表』において低アクセント母音を指標辞とする形で提示されている（DhP I.906: *ramA krīḍāyām*）。この場合、*ram* は規則 1.3.12 によってアートマネーパダ語尾をとることになる。それに対して直前の規則 1.3.84 は、行為主体の表示および動詞前接辞 *upa* の同伴という条件が満たされるならば、動詞語根 *ram* の後にはパラスマイパダ語尾が導入されることを規定している。当該規則 1.3.85 は、そのような動詞語根 *ram* がもし行為対象をもたないもの（*akarmaka*）であるならば、パラスマイパダ語尾の導入は任意となること、すなわちパラスマイパダ語尾に加えてアートマネーパダ語尾もとりうることを規定する。

この規則 1.3.85 の規定内容から判明するように、直前の規則 1.3.84 は動詞語根 *ram* が行為対象をもつもの（*sakarmaka*）である場合の規定である。ジネーンドラブッディによれば、行為対象をもたない場合 *ram* は「消滅すること」（*vināśa*）や「停止すること」（*nivṛtti*）を意味し、それが行為対象をもつ場合には「消滅させること、停止させること」を意味する（*Nyāsa on KV to A 1.3.84 [1.485]*）。前者の場合、*ram* は規則 1.3.85 によってパラスマイパダ語尾とアートマネーパダ語尾のいずれをもとることができるが、後者の場合、*ram* は規則 1.3.84 によってパラスマイパダ語尾のみをとる。

## 【例】

*yāvadbhuktam uparamati ~ yāvadbhuktam uparamate* 「食事の時間になると、毎回〔食べることを〕控える」。例文の *yāvadbhuktam* の中性形 *ḥbhuktam* について、ジネーンドラブッディは、接辞 *Kta* はここで「行為・出来事自体」（規則 3.3.114）を表し、*bhukta* は全体で「食べること、食事（=*bhojana*）」を表すと説明して、*yāvadbhuktam uparamati/uparamate* を「食事の間〔食べることを〕控える」あるいは「毎回の食事を控える」と解釈している（*Nyāsa on KV to A 1.3.85 [1.486]: napuṃsake bhāve ktaḥ iti ktapratyayaḥ | yāvanti bhojanāni tāvadbhyo nivartata ity arthaḥ | atha vā — yāvadbhuktam iti yathārthe*

する用例がヴェーダ期から在証されている。これについては Gotō (1987: 264) を参照せよ。

vīpsāyām avyayībhāvaḥ | bhojanād bhojanād nivartata ity arthaḥ)。

【規則】

1.3.86 budhayudhanaśajaneṅprudrusrubhyo neḥ ||

/budhā-yudhā-naśa-janā-iṅ-pru-dru-sru.ABL.PL Ni.ABL.SG/

[kartrabhiprāye kriyāphale 1.3.72, kartari parasmaipadam 1.3.78]

「行為主体を表すとき、接辞 Ni で終わる語根 budh『目を覚ます』、yudh『戦う』、naś『消滅する』、jan『生む、生まれる』、iṅ『学習する』、pru『跳ねる』、dru『走る』、sru『流れる』の後にパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）が導入される、行為の結果が行為主体のために見込まれていることが表現される場合にも。」

【略説】

上述の規則と同様、アートマネーパダ語尾（中動人称語尾）の導入規則 1.3.12-77 の条件を満たすような場合であっても、ある一定の付加的な条件がある場合には、動詞語根の後にはパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）が起こることを規定している。ここで言う接辞 Ni は使役接辞 NiC（規則 3.1.26）を指す。NiC 接辞で終わる動詞語根全体、すなわち動詞語根+NiC という全体もまた〈dhātu 動詞語基〉と呼ばれる（規則 3.1.32）。

行為主体の表示という条件に加えて、「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」（kartrabhiprāye kriyāphale）の表現という条件が満たされる場合、動詞語根+NiC は規則 1.3.74 によってアートマネーパダ語尾をとる。これに対して当該規則 1.3.86 は、そこに列挙される動詞語根に NiC が後続する場合、同じ条件下で動詞語根+NiC の後にはパラスマイパダ語尾が導入されることを規定している。

当該規則 1.3.86 は、これに続く 2 つの規則 1.3.87-88 と相関する形で理解される必要がある。まず、規則 1.3.86 で挙がる動詞語根のうち、行為対象をもたない (akarmaka) 語根、すなわち budh, yudh, naś, jan の 4 つに NiC が後続する場合には、動詞語根+NiC の後へのパラスマイパダ語尾の導入は、もしそれら 4 つの語根に NiC が後続しないときの行為主体が「理性を有する存在」(cittavat) であるならば、規則 1.3.88 によって達成される。したがって、当該規則 1.3.86 は、これら 4 つの動詞語根に NiC が後続しない場合の行為主体が理性を有する存在ではないとき、動詞語根+NiC の後にパラスマイパダ語尾を導入するという役割を担っていることになる (KV on A 1.3.86 [1.72]: vacanam idam acittavatkartṛkārtham)。

次に、規則 1.3.86 で挙がる動詞語根のうち、何らかの動き・震え (calana) を意味する語根、すなわち pru, dru, sru の 3 つに NiC が後続する場合には、動詞語根+NiC の後へのパラスマイパダ語尾の導入は、規則 1.3.87 によって達成される。したがって、当該規則 1.3.86 は、これら 3 つの動詞語根が動き・震え以外の意味を表す際に、動詞語根+NiC の後にパラスマイパダ語尾を導入するとい

う役割を担っていることになる (KV on A 1.3.86 [I.72]: *yadā na calanārthās tadarthaṃ vacanam*)。

こうして見ると、規則 1.3.86 に提示される動詞語根のうち、iÑ に NiC が後続する場合、その iÑ + NiC にパラスマイパダ語尾の導入を約束するのは当該規則のみということになる。

なお、動詞語根が行為対象をもつ (*sakarmaka*) かもたないか (*akarmaka*)、その行為の主体が理性ある存在かそうでないかといった事柄は、一般的に、NiCなどを欠く裸の動詞語根の性格や状況に基づいて判断される (Sharma 1990: 197)。

### 【例】

*bodhayati* 「〔自分自身のために〕起こす」(語根 *budh*)、*yodhayati* 「〔自分自身のために〕戦わせる」(語根 *yudh*)、*nāśayati* 「〔自分自身のために〕消滅させる」(語根 *naś*)、*janayati* 「〔自分自身のために〕生じさせる」(語根 *jan*)。以上の4つの語根はいずれも NiC が後続しないときに行為対象をもたないため、もし NiC を後続しないときの行為主体が「理性を有する存在」(*cittavat*) であるならば、パラスマイパダ語尾の導入は規則 1.3.88 によって達成され、規則 1.3.86 は余剰的になってしまう(略説を参照)。そのため、『カーシカー注解』は以上の4つの用例について、NiC を後続しないときの行為主体は理性を有しないと説明して次の用例を挙げている：*bodhayati padmam* 「〔太陽の光が〕蓮の花を起こす」、*yodhayati kāṣṭhāni* 「薪を戦わせる(お互いにぶつけさせる?)」、*nāśayati duḥkham* 「苦痛を消滅させる」、*janayati sukham* 「安楽を生じさせる」。ここで、それぞれの語根が NiC を後続しない場合の行為主体である蓮の花や薪などは理性をもたない存在 (*acittavat*) である。

語根 *iñ* 「学習する」、*pru* 「跳ねる」、*dru* 「走る」、*sru* 「流れる」+ NiC の用例は次の通りである：*adhyāpayati* 「〔自分自身のために〕学習させる」、*prāvayati* 「〔自分自身のために〕跳ねさせる」、*drāvayati* 「〔自分自身のために〕走らせる」、*srāvayati* 「〔自分自身のために〕流れさせる」。しかし、これら4つの語根のうち、もし *pru*, *dru*, *sru* がこのように「動き・震え」(*calana*) の意味領域に属するのであれば、パラスマイパダ語尾の導入は規則 1.3.87 によって達成され、規則 1.3.86 は余剰的になってしまう(略説部を参照)。そのため、『カーシカー注解』はこれらの用例について、「動き・震え」とは異なる意味を表すと説明して次のように解釈している：*prāvayati* 「到達させる(何らかの状態に至らしめる?)」、*drāvayati* 「〔鉄を〕溶かす」、*srāvayati* 「〔壺が〕漏れるようにする」。

### 【規則】

1.3.87 *nigaraṇacalanārthebhyāś ca* ||

/nigaraṇa-calana-artha.ABL.PL ca/

[*kartrabhiprāye kriyāpāle* 1.3.72, *kartari parasmaipadam* 1.3.78, *ñeḥ* 1.3.86]

「行為主体を表すとき、接辞 *ñi* で終わりかつ『飲み込む』または『動く、震える』を意味する語

根の後にパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）が導入される、行為の結果が行為主体のために見込まれていることが表現される場合にも。」

【略説】

上述の規則と同様、アートマネーパダ語尾（中動人称語尾）の導入規則 1.3.12-77 の条件を満たすような場合であっても、ある一定の付加的な条件がある場合には、動詞語根の後にはパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）が起こることを規定している。ここで言う接辞 Ni は使役接辞 NiC（規則 3.1.26）を指す。NiC 接辞で終わる動詞語根全体、すなわち動詞語根+NiC という全体もまた〈dhātu 動詞語基〉と呼ばれる（規則 3.1.32）。

行為主体の表示という条件に加えて、「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」（kartrabhiprāye kriyāphale）の表現という条件が満たされる場合、動詞語根+NiC は規則 1.3.74 によってアートマネーパダ語尾をとる。これに対して当該規則 1.3.87 は、問題の動詞語根が「飲み込むこと」あるいは「動くこと、震えること」を意味するならば、動詞語根+NiC の後にはパラスマイパダ語尾が導入されることを規定している。『カーシカー注解』は規則中の nigaraṇa 「飲み込むこと」を abhyavahāra 「摂取すること」、calana 「動くこと」を kampana 「震えること」と説明する（KV on A 1.3.87 [I.72]）。

当該規則 1.3.87 は先行規則 1.3.86 並びに後続規則 1.3.88 と相関する形で理解する必要がある。まず、先行規則 1.3.86 との関係については規則 1.3.86 に対する略説部を見られたい。次に、動詞語根が行為対象をもたないもの（akarmaka）であり、それに NiC が後続しないときの行為主体が「理性ある存在」（cittavat）である場合には、動詞語根+NiC の後へのパラスマイパダ語尾の導入は後続規則 1.3.88 によって達成されるため、当該規則 1.3.87 はそれ以外の場合に適用されるものであることになる。すなわち、（1）動詞語根が行為対象をもつもの（sakarmaka）である場合か、（2）NiC が後続しないときの行為主体が「理性ある存在」ではない場合かのいずれかである（KV on A 1.3.87 [I.72]: ayam api yogaḥ sakarmakārthaḥ; acittavatkartṛkārthaś ca）。ジネーンドラブッディはこれらのうち、（1）は規則 1.3.87 が述べる「飲み込むこと」を意味する動詞語根に対応するものであり、（2）は「動くこと、震えること」を意味する動詞語根に対応するものであるとする（Nyāsa on KV on A 1.3.87 [I.487]: calikampī akarmakau dvau; tayor acittavatkartṛkārtho 'yaṃ yogaḥ | śeṣānān tu sakarmakārthaḥ）。

【例】

nigārayati 「〔自分自身のために〕飲み込ませる」（語根 gr）、āśayati 「〔自分自身のために〕食べさせる」（語根 aś）、calayati 「〔自分自身のために〕震えさせる」（語根 cal）、copayati 「〔自分自身のために〕動かす」（語根 cup）。

## 【規則】

1.3.88 aṅāv akarmakāc cittavatkartṛkāt ||

/a-Ni.LOC.SG a-karmaka.ABL.SG cittavat-kartṛka.ABL.SG/

[kartrabhiprāye kriyāphale 1.3.72, kartari parasmaipadam 1.3.78, ṅeḥ 1.3.86]

「行為主体を表すとき、接辞 Ni で終わる語根の後にパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）が導入される、接辞 Ni が付与されないときに行為対象をもたず、かつ理性のある行為主体を有するのであれば。これは行為の結果が行為主体のために見込まれていることが表現される場合にも適用される。」

## 【略説】

上述の規則と同様、アートマネーパダ語尾（中動人称語尾）の導入規則 1.3.12-77 の条件を満たすような場合であっても、ある一定の付加的条件がある場合には、動詞語根の後にはパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）が起こることを規定している。ここで言う接辞 Ni は使役接辞 NiC（規則 3.1.26）を指す。NiC 接辞で終わる動詞語根全体、すなわち動詞語根+NiC という全体もまた〈dhātu 動詞語基〉と呼ばれる（規則 3.1.32）。

行為主体の表示という条件に加えて、「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」（kartrabhiprāye kriyāphale）の表現という条件が満たされる場合、動詞語根+NiC は規則 1.3.74 によってアートマネーパダ語尾をとる。これに対して当該規則 1.3.88 は、NiC が後続しないときに動詞語根が行為対象をもたないもの（akarmaka）であり、かつ行為主体が「理性ある存在」（cittavat）である場合、同じ条件下で動詞語根+NiC の後にはパラスマイパダ語尾が導入されることを規定している。

当該規則 1.3.88 は先行規則 1.3.86-87 と関連する形で理解する必要がある。それら2つの先行規則との関係についてはそれぞれ規則 1.3.86 と規則 1.3.87 に対する略説部を見られたい。

## 【例】

例えば語根 ās 「座っている」に接辞 NiC が付与されていない āste devadattaḥ 「デーヴァダッタが座っている」では、行為対象がなく（つまり āste は自動詞である）、しかも座る行為を行う者（デーヴァダッタという人）は理性のある行為主体である。これは規則 1.3.88 の適用条件を満たしているため、āsayati devadattam 「彼はデーヴァダッタを〔自分自身のために〕座らせる」のように、語根 ās+接辞 NiC の後には行為主体を表すときにパラスマイパダ語尾が導入される。一方、例えば śoṣayate vṛhīn ātapah 「太陽の光は米を乾燥させる」において、śoṣayate がパラスマイパダ語尾をとらないのは、語根が NiC 接辞で終わらないときの乾く行為の主体（米）が理性をもたない存在であるためである。



【規則】

1.3.89 na pādamyānyamānyasaparimuharucinṛtivadavasah ||

/na pā-damj-āN̄yama-āN̄yasa-parimuha-ruci-nṛti-vada-vas.ABL.SG/

[kartari parasmaipadam 1.3.78, neḥ 1.3.86]

「行為主体を表すとき、接辞 Ni で終わる語根 pā『飲む』、dam『飼いならされている、抑制されている』、āN̄-yam『伸びる、引っ張られている』、āN̄-yas『努力する』、pari-muh『混乱する、迷う』、ruc『輝く、気に入る』、nṛt『踊る』、vad『音／声を出す、議論する』、vas『夜を明かす、泊まる』の後にパラスマイバダ語尾（能動人称語尾）は導入されない。」

【略説】

先行規則で規定されたパラスマイバダ語尾（能動人称語尾）の導入を一定の条件下で禁止する規則である。ここで言う接辞 Ni は使役接辞 NiC（規則 3.1.26）を指す。NiC 接辞で終わる動詞語根全体、すなわち動詞語根+NiC という全体もまた〈dhātu 動詞語基〉と呼ばれる（規則 3.1.32）。

行為主体の表示という条件に加えて、「行為の結果が行為主体のために見込まれていること」（kartrabhiprāye kriyāphale）の表現という条件が満たされる場合、動詞語根+NiC は規則 1.3.74 によってアートマネーバダ語尾（中動人称語尾）をとる。これに対して先行規則 1.3.87–88 は、特定の付加的な条件のもとで、動詞語根+NiC の後にパラスマイバダ語尾が導入されることを規定している。その条件とは、（1）語根が「飲み込むこと」（nigaraṇa）または「動くこと、震えること」（calana）を意味すること（規則 1.3.87）、または（2）NiC が後続しないとき動詞語根が行為対象をもたないもの（akarmaka）であり、かつその行為の主体が理性のある存在（cittavat）であること（規則 1.3.88）、である。規則 1.3.89 に挙げられる語根はすべて条件（1）または（2）を満たすものである。pā「飲む」は飲み込むことを意味する語根であり、nṛt「踊る」はある種の動きを意味する語根である。また、dam「飼いならされている、抑制されている」以下の語根はすべて、NiC が後続しないときに行為対象をもたないものであり、かつその行為の主体が理性ある存在であるところの語根である（SK 2755 [III.587]: pibatir nigaraṇārthaḥ | itare cittavatkartṛkā akarmakāḥ | nṛtiś calanārtho 'pi）。

これらの動詞語根は先行規則 1.3.87–88 の適用条件を満たすとしても、これらの語根+NiC の後のパラスマイバダ語尾の導入は当該規則 1.3.89 によって妨げられる。その結果、規則 1.3.74 によってアートマネーバダ語尾が起こることになる。

当該規則では、a 音や i 音（iK 接辞）が付された形で動詞語根が提示されている。これら動詞語幹に付される a 音や i 音については規則 1.2.6–7 に対する略説を見よ。

【例】

pāyayate 「〔自分自身のために〕飲ませる」（語根 pā）、damayate 「〔自分自身のために〕抑制す



る」(語根 *dam*)、*āyāmayate* 「〔自分自身のために〕伸ばす」(語根 *yam*)、*āyāsayate* 「〔自分自身のために〕努力させる」(語根 *yas*)、*parimohayate* 「〔自分自身のために〕混乱させる」(語根 *muh*)、*rocaayate* 「〔自分自身のために〕輝かせる」(語根 *ruc*)、*nartayate* 「〔自分自身のために〕躍らせる」(語根 *nṛt*)、*vādayate* 「〔自分自身のために〕声を出させる」(語根 *vad*)、*vāsayate* 「〔自分自身のために〕滞在させる」(語根 *vas*)。

### 【規則】

1.3.90 *vā kyaṣaḥ* ||

/vā KyaṢ.ABL.SG/

[kartari parasmaipadam 1.3.78]

「行為主体を表すとき、接辞 *KyaṢ* で終わる語根の後にパラスマイパダ語尾(能動人称語尾)が任意に導入される。」

### 【略説】

ある特定の条件のもとでは、アートマネーパダ語尾(中動人称語尾)とパラスマイパダ語尾(能動人称語尾)のいずれもが導入されることを規定している。*KyaṢ* 接辞は規則 3.1.13 に規定される名詞起源動詞形成接辞(denominative affix)である。*KyaṢ* で終わる動詞語根全体、すなわち動詞語根+*KyaṢ* という全体もまた〈*dhātu* 動詞語基〉と呼ばれる(規則 3.1.32)。

動詞語根+*KyaṢ* の後にアートマネーパダ語尾が起こることは、アートマネーパダ語尾導入を規定する規則 1.3.12-77 では述べられていない。その場合、動詞語根+*KyaṢ* の後には規則 1.3.78 によってパラスマイパダ語尾が導入されることになる。一方、当該規則は、アートマネーパダ語尾の導入条件を欠いていても、動詞語根+*KyaṢ* の後には任意にアートマネーパダ語尾が起こることを規定している(KV on A 1.3.90 [I.73]: *ātmanepadam evātra vikalpitaṃ vidhīyate*)。アートマネーパダ語尾が起こらない場合には、パラスマイパダ語尾が起こることになる。

### 【例】

*lohitāyati* ~ *lohitāyate* 「赤くなる」のように、行為主体を表すとき規則 1.3.90 によってパラスマイパダ語尾(能動人称語尾)の導入もアートマネーパダ語尾(中動人称語尾)の導入も許される。

### 【規則】

1.3.91 *dyudbhyo luṅi* ||

/dyut.ABL.PL IUN̄.LOC.SG/

[kartari parasmaipadam 1.3.78, vā 1.3.90]

「行為主体を表すとき、かつ *IUN̄* 接辞(アオリスト接辞)が後続する場合、*dyut* 『輝く』等の語根

の後にパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）が任意に導入される。」

【略説】

先の規則同様、一定の条件下でアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）とパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）のいずれもが導入されることを規定している。IUN̄ は、規則 3.2.110 によって規定されるアオリスト形の接辞である。当該規則 1.3.91 が言及する「dyut 等」は、第一類動詞群（bhū 群）に含まれる下位の動詞群（antargāṇa）を指している（DhP 1.777-799）。パーニニ文法では、特定の語群を指示する際には ādi や prabhṛti という語が使用されることもあれば、当該の場合のように単語の複数形の使用をもってそれが指示される場合もある。

この dyut 群に含まれる 23 個の語根は、Liebich (1920: 12) のテキストによれば、いずれも低アクセント母音を指標辞とする形で提示されている<sup>16</sup>。そのような動詞語根は、規則 1.3.12 によってアートマネーパダ語尾をとる。それに対して当該規則 1.3.91 は、行為主体の表示に加えて IUN̄ 接辞の後続という条件が満たされるならば、アートマネーパダ語尾に加えて任意にパラスマイパダ語尾が導入されることを規定している。

【例】

アオリスト vyadyutat ~ vyadyotiṣṭa 「輝いた」のように、dyut 「輝く」等の語根が IUN̄ 接辞によって後続される場合、行為主体を表すとき規則 1.3.91 によってパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）の導入もアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）の導入も許される。vyadyutat の派生については規則 3.1.43, 3.1.55, 1.1.5 を、vyadyotiṣṭa の派生については規則 3.1.43-44, 7.2.35, 7.3.86 を参照せよ。

【規則】

1.3.92 vṛdbhyaḥ syasanoḥ ||

/vṛt.ABL.PL sya-saN.LOC.DU/

[kartari parasmaipadam 1.3.78, vā 1.3.90]

「行為主体を表すとき、かつ接辞 sya, saN が後続する場合、vṛt 『回転する、存在する』等の語根の後にパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）が任意に導入される。」

【略説】

先の規則同様、一定の条件下でアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）とパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）のいずれもが導入されることを規定している。sya は規則 3.1.33 に規定される単純未来接辞・条件法接辞、saN は規則 3.1.7 に規定される意欲活用形成接辞である。当該規則 1.3.92 が言及する「vṛt 等」は、直前の規則 1.3.91 で指示された dyut 動詞群に含まれる下位の動詞群

<sup>16</sup> Katre (1967: 63) のテキストでは語根 śvit と語根 ksubh には高アクセント母音が指標辞として付されているが、Liebich (1920: 12) に従う。

(*antargāṇa*) を指している (DhP I.795-799)。パーニニ文法では、特定の語群を指示する際には *ādi* や *prabhṛti* という語が使用されることもあれば、当該の場合のように単語の複数形の使用をもってそれが指示される場合もある。

この *vṛt* 群に含まれる 5 つの語根は、いずれも低アクセント母音を指標辞とする形で提示されている。そのような動詞語根は、規則 1.3.12 によってアートマネーパダ語尾をとる。それに対して当該規則 1.3.92 は、行為主体の表示に加えて接辞 *sya*, *saN* の後続という条件が満たされるならば、アートマネーパダ語尾に加えて任意にパラスマイパダ語尾が導入されることを規定している。

*dyut* 群の語根は、IUṬ 接辞が後続するとき、直前の規則 1.3.91 によって任意にパラスマイパダ語尾をとる。当該規則 1.3.92 は、その *dyut* 群に含まれる *vṛt* 群の場合には、*sya*, *saN* が後続する場合にもパラスマイパダ語尾が任意に導入されることを規定している。

### 【例】

単純未来 *vartṣyati* ~ *vartṣyate* 「回転するだろう」、条件法 *avartṣyat* ~ *avartṣyata* 「回転したであろうに (非現実)」、意欲活用 *vivṛtsati* (-ṛ- については規則 1.1.5, 1.2.10 を参照) ~ *vivartṣate* 「回転しようとする」のように、行為主体を表すとき規則 1.3.92 によってパラスマイパダ語尾 (能動人称語尾) の導入もアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) の導入も許される。上記の形式における加音 -i の存在と不在は規則 7.2.35, 7.2.59 による。

### 【規則】

1.3.93 *luṭi ca kṛpāḥ* ||

/IUṬ.LOC.SG ca kṛp.ABL.SG/

[*kartari parasmaipadam* 1.3.78, *vā* 1.3.90, *syasanoḥ* 1.3.92]

「行為主体を表すとき、接辞 *sya*, *saN* に加えて IUṬ 接辞 (複合未来接辞) が後続する場合にも、語根 *kṛp* 『整然としている、適している』の後にはパラスマイパダ語尾 (能動人称語尾) が任意に導入される。」

### 【略説】

先の規則同様、一定の条件下でアートマネーパダ語尾 (中動人称語尾) とパラスマイパダ語尾 (能動人称語尾) のいずれもが導入されることを規定している。*sya* は規則 3.1.33 に規定される単純未来接辞・条件法接辞、*saN* は規則 3.1.7 に規定される意欲活用形成接辞である。IUṬ は、規則 3.3.15 によって規定される複合未来接辞である。

動詞語根 *kṛp* は、直前の規則 1.3.92 で言及された *vṛt* 動詞群の最後に位置する語根であり、低アクセント母音を指標辞とする形で提示されている (DhP I.799: *kṛpŪ sāmārthyē*; *kṛp* > *kṛp* は規則 8.2.18 による)。そのような場合、*kṛp* は規則 1.3.12 によってアートマネーパダ語尾をとる。それに対して

当該規則 1.3.93 は、行為主体の表示に加えて接辞 *sya, saN, IUṭ* のいずれかの後続という条件が満たされるならば、アートマネーパダ語尾に加えて任意にパラスマイパダ語尾が導入されることを規定している。

*dyut* 群の語根は、*IUN* 接辞が後続するとき、先行する規則 1.3.91 によって任意にパラスマイパダ語尾をとる。直前の規則 1.3.92 は、その *dyut* 群に含まれる *vṛt* 群の場合には、*sya, saN* が後続する場合にもパラスマイパダ語尾が任意に導入されることを規定している。そして当該規則 1.3.93 では、その *vṛt* 群に含まれる語根 *klp* の場合、それらに加えて *IUṭ* が後続する場合にもパラスマイパダ語尾が任意に導入されることを規定している。

【例】

*IUṭ* 接辞が後続する場合には、規則 3.1.33 によって接辞 *tās* が導入される。複合未来 *kalptā ~ kalpitā* 「適しているだろう」、単純未来 *kalpsyati ~ kalpiṣyate* 「適しているだろう」、条件法 *akalpsyat ~ akalpiṣyata* 「適していたであろうに（非現実）」、意欲活用 *ciklpsati (-i-* については規則 1.1.5, 1.2.10 を参照) *~ cikalpiṣate* 「整然としようとする」のように、行為主体を表すとき規則 1.3.93 によってパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）の導入もアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）の導入も許される。上記の形式における加音 *-i-* の存在と不在は規則 7.2.35, 7.2.60 による。

文献の略号

- A: Pāṇini's *Aṣṭādhyāyī*. See Appendix III (*Aṣṭādhyāyīsūtrapāṭha*) in Cardona 1997.  
 AB: *Aitareya-Bṛāhmaṇa*. See Aufrecht 1879.  
 AiG: *Altindische Grammatik*. See Wackernagel and Debrunner 1896–1964.  
 ĀpGS: *Āpastamba-Gṛhyasūtra*. See Winternitz 1887.  
 ĀŚS: *Āśvalāyana-Śrautasūtra*. See Vidyāratna 1874.  
 ĀŚSBh: Devatrāta's *Āśvalāyanaśrautasūtrabhāṣya*. See Raṇavīrasimha Bāvā et al. 1986–1996.  
 BM: Vāsudevadīkṣita's *Bālamānoramā*. See Caturveda and Bhāskara 1958–1961.  
 CS: Candragomin's *Candrasūtra*. See Liebich 1902.  
 CV: *Cāndrayātti*. See Liebich 1918.  
 DhP: *Dhātupāṭha*. See Liebich 1920 and Katre 1967.  
 GP: *Gaṇapāṭha*. See Böhrtlingk 1877.  
 KS: *Kaṭha-Saṃhitā*. See Schroeder 1900–1910.  
 KŚS: *Kātyāyana-Śrautasūtra*. See Weber 1859.  
 KV: Jayāditya and Vāmana's *Kāśīkāyātti*. See Sharma et al. 1969–1970.  
 MBh: Patañjali's *Mahābhāṣya*. See Abhyankar 1962–1972.  
 MS: *Maitrāyaṇī-Saṃhitā*. See von Schroeder 1881–1886.

- Nyāsa: Jinendrabuddhi's *Nyāsa*. See Miśra 1985.  
 PhS: Śāntanava's *Phīṣūtra*. See Kielhorn 1866.  
 PM: Haradatta's *Padamañjarī*. See Miśra 1985.  
 ṚV: *Ṛgveda*. See Aufrecht 1877.  
 ṚVP: *Ṛgveda-Prātiśākhya*. See Müller 1869.  
 ŚBM: *Śatapatha-Brāhmaṇa*, Mādhyandina Recension. See Weber 1849.  
 SK: Bhaṭṭojidīkṣita's *Siddhāntakaumudī*. See Caturveda and Bhāskara 1958–1961.  
 ŚŚS: *Śāṅkhāyana-Śrautasūtra*. See Hillebrandt 1888–1897.  
 TP: *Taittirīya-Prātiśākhya*. See Whitney 1868–1871.  
 TS: *Taittirīya-Saṃhitā*. See Weber 1871–1872.  
 VPP: Vyādi's *Vyāḍiparibhāṣāpāṭha*. See Abhyankar 1967.  
 vt.: Kātyāyana's *Vārtika*. See Abhyankar 1962–1972.

#### 語釈中で使用する略号

- ABL = ablative (奪格)  
 DU = dual (双数)  
 GEN = genitive (属格)  
 INS = instrumental (具格)  
 LOC = locative (所格)  
 NOM = nominative (主格)  
 PL = plural (複数)  
 SG = singular (単数)

#### 参考文献

- 小川英世 (2009) 「Vākyapadīya 「〈能成者〉詳解」 (Sādhanasamuddeśa) の研究—VP3.7.55–58: 〈目的・行為主体〉論 (1)」 『比較論理学研究』 6: 23–40.  
 小川英世 (2010) 「Vākyapadīya 「〈能成者〉詳解」 (Sādhanasamuddeśa) の研究—VP3.7.59–63: 〈目的・行為主体〉論 (2)」 『比較論理学研究』 7: 7–28.  
 尾園絢一 (2022) 「ヴェーダ祭式とパーニニ文法学」 『ブラフマニズムとヒンドゥイズム 1—古代・中世インドの社会と思想』 所収 (pp. 291–311) 京都: 法藏館。  
 亀井孝・千野栄一・河野六郎 (1995) 『言語学大辞典』 (第6巻 術語編) 東京: 三省堂。  
 川村悠人 (2021) 「『言語学大辞典』所収「インドの言語学」に対する覚書」 『ニダバ (Nidaba)』 50: 50–63.

- キヤット・アダム アルバー／川村悠人 (2022) 「古代インド言語科学へのいざない (1) — パーニニ文典訳注 (規則 1.1.1-1.1.75) —」 『東京大学言語学論集』 44: e174-231.
- 本田義央 (1993) 「インド文法学における *sarijñāsarijñīsambandha* の一考察—*nityapakṣa* と *kāryapakṣa* の観点から—」 『広島大学文学部紀要』 53: 42-59.
- Abhyankar, K. V. (1962-1972) *The Vyākaraṇa-mahābhāṣya of Patañjali*. Edited by F. Kielhorn. 3 vols. Bombay: Government Central Press, 1880-1885. Third edition, revised and furnished with additional readings, references and select critical notes by K. V. Abhyankar. 3 vols. Poona: Bhandarkar Oriental Research Institute.
- Abhyankar, K. V. (1967) *Paribhāṣāpāṭha (A collection of original works on vyākaraṇa paribhāṣās): Edited critically with an introduction and an index of paribhāṣās*. Poona: Bhandarkar Oriental Research Institute.
- Aufrecht, Theodor (1877) *Die Hymnen des R̥gveda*. 2 Bde. Bonn: Adolph Marcus.
- Aufrecht, Theodor (1879) *Das Aitareya Brāhmaṇa: Mit Auszügen aus dem Commentare von Sāyaṇācārya und anderen Beilagen*. Bonn: Adolph Marcus.
- Böhtlingk, Otto (1877) *Pāṇini's Grammatik, herausgegeben, übersetzt, erläutert und mit verschiedenen Indices versehen*. 2 Bde. Leipzig: H. Haessel.
- Cardona, George (1965) On Pāṇini's morphophonemic principles. *Language* 41.2: 225-237.
- Cardona, George (1973) Review of Scharfe 1971. *Indo-Iranian Journal* 15.3: 207-221.
- Cardona, George (1974) On Pāṇini's metalinguistic use of cases. In: Satya Vrat Shastri (head of the editorial committee), *Śrīcārudevaśāstryabhinandanagranthaḥ*, 305-326. Delhi: The Charudeva Shastri Felicitation Volume Committee.
- Cardona, George (1976) *Pāṇini: A survey of research*. The Hague: Mouton.
- Cardona, George (1987) On Sanskrit *bhunākti* 'aids, serves, protects'. In: George Cardona and Norman H. Zide (eds.), *Festschrift Henry Hoenigswald: On the occasion of his seventieth birthday*, 65-72. Tübingen: Gunter Narr.
- Cardona, George (1997) *Pāṇini: His work and its traditions*. Second edition, revised and enlarged. Delhi: Motilal Banarsidass.
- Cardona, George (1999) *Recent research in Pāṇinian studies*. Delhi: Motilal Banarsidass.
- Caturveda, Giridhara Śarmā and Parameśvarānanda Bhāskara (1958-1961) *Śrīmadbhaṭṭojidīkṣitaviracitā vaiyākaraṇasiddhāntakaumudī śrīmadvāsudevadīkṣitapraṇīṭayā bālaṃānoramākhyavyākhyayā śrīmajjñānendrasarasvatīviracitayā tattvabodhinyākhyavyākhyayā ca sanāthitā*. 4 vols. Varanasi: Motilal Banarsidass.
- Corbett, Greville G. (2000) *Number*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Dave, K. N. (1985) *Birds in Sanskrit literature*. Delhi: Motilal Banarsidass.

- Deshpande, Madhav M. (1975) *Critical studies in Indian grammarians I: The theory of homogeneity (sāvarnya)*. Ann Arbor: University of Michigan, Center for South and Southeast Asian Studies.
- Gotō, Toshifumi (1987) *Die „I. Präsensklasse“ im Vedischen: Untersuchung der vollstufigen thematischen Wurzelpräsentia*. Wien: Verlag der Österreichischen Akademie der Wissenschaften.
- Heenen, François (2006) *Le désidératif en védique*. Amsterdam: Rodopi.
- Hillebrandt, Alfred (1888–1897) *The Śāṅkhāyana Śrauta Sūtra together with the commentary of Varadattasuta Ānartīya*. 3 vols. Calcutta: Asiatic Society of Bengal.
- Joshi, S. D. and J. A. F. Roodbergen (1993) *The Aṣṭādhyāyī of Pāṇini with translation and explanatory notes*. Volume II (1.2.1–1.2.73). New Delhi: Sahitya Akademi.
- Joshi, S. D. and J. A. F. Roodbergen (1994) *The Aṣṭādhyāyī of Pāṇini with translation and explanatory notes*. Volume III (1.3.1–1.3.93). New Delhi: Sahitya Akademi.
- Katre, S. M. (1967) *Pāṇinian studies I*. Poona: Deccan College Postgraduate and Research Institute.
- Katre, Sumitra M. (1987) *Aṣṭādhyāyī of Pāṇini*. Austin: University of Texas Press.
- Kielhorn, Franz (1866) *Phīṣṭūrāṇi: Çāntanava's Phīṣṭūra mit verschiedenen indischen Commentaren, Einleitung, Uebersetzung und Anmerkungen*. Leipzig: Brockhaus.
- Kulikov, Leonid (2012) *The Vedic -ya-presents: Passives and intransitivity in Old Indo-Aryan*. Amsterdam: Rodopi.
- Liebich, Bruno (1902) *Cāndravyākaraṇa: Die Grammatik des Candragomin*. Leipzig: Brockhaus. Reprint, Nendeln: Kraus, 1966.
- Liebich, Bruno (1918) *Candra-vṛtti: Die original-kommentar Candragomin's zu seinem grammatischen sūtra*. Leipzig: Brockhaus. Reprint, Nendeln: Kraus, 1966.
- Liebich, Bruno (1920) *Zur Einführung in die indische einheimische Sprachwissenschaft. III. Der Dhātupāṭha*. Heidelberg: Winter.
- Miśra, Srinārāyaṇa (1985) *Kāśikāvṛtti of Jayāditya-Vāmana, along with commentaries Vivaraṇapañcikā-Nyāsa of Jinendrabuddhi and Padamañjarī of Haradatta Miśra*. 6 vols. Varanasi: Ratna.
- Müller, Max (1869) *Rig-Veda-Pratisakhya: Das älteste Lehrbuch der vedischen Phonetik*. Sanskrittext mit Übersetzung und Anmerkungen. Leipzig: Brockhaus.
- Mylus, Klaus (1994) *Āśvalāyana-Śrautasūtra: Erstmalig vollständig übersetzt, erläutert und mit Indices versehen*. Wichtrach: Institut für Indologie.
- Ogawa, Hideyo (2005) *Process and language: A study of the Mahābhāṣya ad A1.3.1 bhūvādayo dhātavaḥ*. Foreword by George Cardona. Delhi: Motilal Banarsidass.
- Oldenberg, Hermann (1888) *Die Hymnen des Rīgveda*. Band I. Metrische und textgeschichtliche Prolegomena. Berlin: Wilhelm Hertz.



- Parpola, Asko (1968–1969) *The Śrautasūtra of Lāṭyāyana and Drāhyāyana and their commentaries: An English translation and study*. 2 vols. Helsinki: Societas scientiarum Fennica.
- Raṇavīrasimha Bāvā et al. (1986–1996) *The Āśvalāyana Śrauta Sūtra with the commentary of Devatrāta*. 3 vols. Edited by Raṇavīrasimha Bāvā (Vol. 1, 1986), Brajabihārī Caube (Vol. 2, 1990), Girīśacandra Ojhā (Vol. 3, 1996). Hoshiarpur: Panjab University.
- Renou, Louis (1948–1954) *La grammaire de Pāṇini traduite du sanskrit avec des extraits des commentaires indigènes*. 3 fasc. Paris: Klincksieck. Revised edition, 2 vols. Paris: École Française d'Extrême-Orient, 1966.
- Roodbergen, J. A. F. (2008) *Dictionary of Pāṇinian grammatical terminology*. Pune: Bhandarkar Oriental Research Institute.
- Scharf, Peter M. (1996) *The denotation of generic terms in ancient Indian philosophy: Grammar, Nyāya, and Mīmāṃsā*. Philadelphia: American Philosophical Society.
- Scharfe, Hartmut (1971) *Pāṇini's metalanguage*. Philadelphia: American Philosophical Society.
- Schroeder, Leopold von (1900–1910) *Kāthakam. Die Samhitā der Kaṭha-Çākhā*. 3 vols. Leipzig: Brockhaus.
- Sharma, Aryendra, Khanderao Deshpande, and D. G. Padhye (1969–1970) *Kāśikā: A commentary on Pāṇini's grammar by Vāmana & Jayāditya*. 2 vols. Hyderabad: Sanskrit Academy.
- Sharma, Rama Nath (1990) *The Aṣṭādhyāyī of Pāṇini, Volume II: English translation of Adhyāya One with Sanskrit text, transliteration, word-boundary, anuvṛtti, vṛtti, explanatory notes, derivational history of examples, and indices*. New Delhi: Munshiram Manoharlal.
- Speijer, Jacob Samuel (1886) *Sanskrit syntax*. Leyden: Brill.
- Thieme, Paul (1935) *Pāṇini and the Veda: Studies in the early history of linguistic science in India*. Allahabad: Globe Press.
- Vidyāratna, Rāmanārāyaṇa (1874) *Śrautasūtra of Āśvalāyana with the commentary of Gārgya Nārāyaṇa*. Calcutta: Asiatic Society of Bengal.
- von Schroeder, Leopold (1881–1886) *Maitrāyaṇī Samhitā*. 4 Bde. Leipzig: Brockhaus. Reprint, Wiesbaden: Franz Steiner, 1970–1972.
- Wackernagel, Jakob and Albert Debrunner (1896–1964) *Altindische Grammatik. I. Lautlehre*, 1896, <sup>2</sup>1957; *II.1. Einleitung zur Wortlehre, Nominalkomposition*, 1905, <sup>2</sup>1957; *II.2. Die Nominalsuffixe*, 1954; *III. Nominalflexion, Zahlwort, Pronomen*, 1930; *IV. Register von Richard Hauschild*, 1964. Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht.
- Weber, Albrecht (1849) *The Çatapatha-Brāhmaṇa in the Mādhyandina-Çākhā with extracts from the commentaries of Sāyana, Harisvāmin and Dvivedagaṅga*. The White Yajurveda, part II. Berlin: Dümmler; London: Williams and Norgate. Reprint, Leipzig: Otto Harrassowitz, 1924.
- Weber, Albrecht (1859) *The Çrautasūtra of Kātyāyana with extracts from the commentaries of Karka and*

- Yājñikadeva*. The White Yajurveda, part III. Berlin: Dümmler; London: Williams and Norgate.
- Weber, Albrecht (1871–1872) *Die Taittirīya-Samhitā*. 2 Bde. Leipzig: Brockhaus.
- Whitney, William D. (1868–1871) The Tâittirīya-Prâtiçākhyā with its commentary, the Tribhâshyaratna: Text, translation, and notes. *Journal of the American Oriental Society* 9: 1–469.
- Winternitz, M. (1887) *The Āpastambīya Gṛihyasūtra with extracts from the commentaries of Haradatta and Sudarśanārya*. Vienna: Hölder.

## 付録

- キャット・川村 (2022) に対する補足として、継起 (anuvṛtti) する項目の情報を付記した規則集を以下に提示する。

- 1.1.1 vṛddhir ādaic ||
- 1.1.2 adeṅ guṇaḥ ||
- 1.1.3 iko guṇavṛddhī ||
- 1.1.4 na dhātulopa ārdhadhātuke || [iko guṇavṛddhī 1.1.3]
- 1.1.5 knīti ca || [iko guṇavṛddhī 1.1.3]
- 1.1.6 dīdhīvevītām || [iko guṇavṛddhī 1.1.3, na 1.1.4]
- 1.1.7 halo ’nantarāḥ saṃyogaḥ ||
- 1.1.8 mukhanāsikāvācano ’nunāsikaḥ ||
- 1.1.9 tulyāsyaprayatnaṃ savarṇam ||
- 1.1.10 nājjhalau || [savarṇam 1.1.9]
- 1.1.11 īdūdet dvivacanam pragrhyam ||
- 1.1.12 adaso māt || [īdūdet pragrhyam 1.1.11]
- 1.1.13 śe || [pragrhyam 1.1.11]
- 1.1.14 nipāta ekāḥ anān || [pragrhyam 1.1.11]
- 1.1.15 ot || [pragrhyam 1.1.11, nipātaḥ 1.1.14]
- 1.1.16 sambuddhau śākalyasyetāv anārṣe || [pragrhyam 1.1.11, ot 1.1.15]
- 1.1.17–18 uña ūñ || [pragrhyam 1.1.11, śākalyasyetāv anārṣe 1.1.16]
- 1.1.19 īdūtau ca saptamyarthe || [pragrhyam 1.1.11]
- 1.1.20 dādḥā ghv adāp ||
- 1.1.21 ādyantavad ekasmin ||
- 1.1.22 taraptamapau ghaḥ ||
- 1.1.23 bahugaṇavatudati saṅkhyā ||

- 1.1.24 ṣṅāntā ṣaṭ || [saṅkhyā 1.1.23]  
1.1.25 ḍati ca || [saṅkhyā 1.1.23, ṣaṭ 1.1.24]  
1.1.26 ktaktavatū niṣṭhā ||  
1.1.27 sarvādīni sarvanāmāni ||  
1.1.28 vibhāṣā diksamāse bahuvrīhau || [sarvādīni sarvanāmāni 1.1.27]  
1.1.29 na bahuvrīhau || [sarvādīni sarvanāmāni 1.1.27]  
1.1.30 ṭṭīyāsamāse || [sarvādīni sarvanāmāni 1.1.27, na 1.1.29]  
1.1.31 dvandve ca || [sarvādīni sarvanāmāni 1.1.27, na 1.1.29]  
1.1.32 vibhāṣā jasi || [sarvādīni sarvanāmāni 1.1.27, dvandve 1.1.31]  
1.1.33 prathamacaramatayālpārdhakatipayanemās ca || [sarvanāmāni 1.1.27, vibhāṣā jasi 1.1.32]  
1.1.34 pūrvaparāvaradakṣiṇottarāparādharāni vyavasthāyām asaṅjñāyām || [sarvanāmāni 1.1.27, vibhāṣā jasi  
1.1.32]  
1.1.35 svam ajñātidhanākhyāyām || [sarvanāmāni 1.1.27, vibhāṣā jasi 1.1.32]  
1.1.36 antaram bahiryogopasamvyānayoḥ || [sarvanāmāni 1.1.27, vibhāṣā jasi 1.1.32]  
1.1.37 svarādīnipātam avyayam ||  
1.1.38 taddhitas cāsarvavibhaktiḥ || [avyayam 1.1.37]  
1.1.39 kṣṇ mejantaḥ || [avyayam 1.1.37]  
1.1.40 kvātosunkasunaḥ || [avyayam 1.1.37]  
1.1.41 avyayībhāvas ca || [avyayam 1.1.37]  
1.1.42 śi sarvanāmasthānam ||  
1.1.43 suḍ anapūṃsakasya || [sarvanāmasthānam 1.1.42]  
1.1.44 na veti vibhāṣā ||  
1.1.45 ig yaṇaḥ samprasāraṇam ||  
1.1.46 ādyantau ṭakitau ||  
1.1.47 mid aco 'ntyāt paraḥ ||  
1.1.48 eca ig ghrasvādeṣe ||  
1.1.49 ṣaṣṭhī sthāneyogā ||  
1.1.50 sthāne 'ntaratamaḥ ||  
1.1.51 ur aṅ raparaḥ ||  
1.1.52 alo 'ntyasya ||  
1.1.53 nic ca || [alo 'ntyasya 1.1.52]  
1.1.54 ādeḥ parasya || [alāḥ 1.1.52]  
1.1.55 anekāl śit sarvasya ||

- 1.1.56 sthānivad ādeśo 'nalvidhau ||  
1.1.57 acaḥ parasmin pūrvavidhau || [sthānivad ādeśaḥ 1.1.56]  
1.1.58 na padāntadvirvacanavareyalopasvarasavarṇānusvāradīrghajaścarvidhiṣu || [sthānivad ādeśaḥ 1.1.56, acaḥ parasmin pūrvavidhau 1.1.57]  
1.1.59 dvirvacane 'ci || [sthānivad ādeśaḥ 1.1.56, acaḥ 1.1.57]  
1.1.60 adarśanam lopah ||  
1.1.61 pratyayasya lukślulupah || [adarśanam 1.1.60]  
1.1.62 pratyayalope pratyayalakṣaṇam ||  
1.1.63 na lumatāṅgasya || [pratyayalope pratyayalakṣaṇam 1.1.62]  
1.1.64 aco 'ntyādi ti ||  
1.1.65 alo 'ntyāt pūrva upadhā ||  
1.1.66 tasminn iti nirdiṣṭe pūrvasya ||  
1.1.67 tasmād ity uttarasya || [nirdiṣṭe 1.1.66]  
1.1.68 svaṃ rūpam śabdasyāśabdasañjñā ||  
1.1.69 aṇudit savarṇasya cāpratyayaḥ || [svaṃ rūpam 1.1.68]  
1.1.70 taparas tatkālasya ||  
1.1.71 ādir antyena sahetā || [svaṃ rūpam 1.1.68]  
1.1.72 yena vidhis tadantasya ||  
1.1.73 vṛddhir yasyācām ādis tad vṛddham ||  
1.1.74 tyadādīni ca || [vṛddham 1.1.73]  
1.1.75 eṅ prācān deśe || [vṛddham 1.1.73]

# The World of Ancient Indian Grammatical Science II: An Annotated Translation of Pāṇini's Grammar (Sūtras 1.2.1–1.3.93)

Adam Alvah Catt

catt.adam.7c@kyoto-u.ac.jp

Yūto Kawamura

ykawamura0619@gmail.com

**Keywords:** Sanskrit, Pāṇini, grammar in ancient India, Indo-European, history of linguistics

## Abstract

In this paper, we provide an annotated Japanese translation of sūtras 1.2.1–1.3.93. This paper is the second installment in our ongoing project to publish a complete Japanese translation of Pāṇini's magisterial grammar and is a continuation of Catt and Kawamura (2022). The annotated translation consists of four parts: (1) a word-for-word gloss of the original Sanskrit text along with an indication of items recurring (*anuvṛtti*) from previous sūtras, (2) a translation of each sūtra, (3) an explanation of the purport of each sūtra, and (4) examples from the commentaries illustrating how each of the sūtras apply. We also provide an appendix that supplies information on the recurring items (*anuvṛtti*) for the sūtras treated in Catt and Kawamura (2022). A comprehensive, accessible, and rigorous treatment of Pāṇini's grammar in Japanese has long been a desideratum, and it is hoped that this project will adequately fill this lacuna.